

環境省

表 17-4 環境省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表 17-4-① 規制を対象として事前評価した政策

規制の内容	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 製造、使用、輸出入を制限する残留性有機汚染物質の指定に関する措置の新設・拡大	
規制の目的、内容及び必要性等	(目的) 有害な化学物質の製造輸入に制限を設けるとともに、全ての化学物質の評価を行うことを通じて、環境汚染を通じた人体又は環境への悪影響を未然に防止する。 (内容) ○ ストックホルム条約の決定に基づき、下記の措置を行う。 ① 新たに条約の対象となる 12 物質を第一種特定化学物質に追加指定 ② 当該物質を含む製品のうち、輸入禁止製品を追加指定 ③ 当該物質の使用を認める用途の指定 ④ 当該物質を含む製品のうち、表示義務・基準適合義務が課せられる製品を指定 ○ 化学物質審査規制法の改正に伴い、下記の措置を行う。 ① 第二種特定化学物質を含有する製品のうち、取扱いに関する技術上の指針を公表する製品を指定 ② 届出を求める「一般化学物質」及び「優先評価化学物質」の閾値を指定 (必要性) ○ ストックホルム条約第 4 回締約国会合において、新たに 12 物質が条約における廃絶・制限の対象物質となったことを受けて、化審法で担保する必要がある。 ○ WSSD で合意された国際目標（2020 年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化）の達成に向けて、化審法において一般化学物質及び優先評価化学物質の閾値を定める必要がある。 法令の名称・関連条項とその内容 ※条番号は平成 23 年 4 月以降のものとする。 令第一条、令第五条、令第六条、令第七条、令第八条、令第九条、令第十一条	
想定される代替案	本改正案では、第一種特定化学物質・規制の対象となる含有製品の追加等を行うが、化審法に基づく措置であり、第一種特定物質の選定基準等規制手法等の措置の枠組みそのものは変更していない。また、化学物質の指定や製品の指定は、関係審議会の審議の結果を反映させるものである。したがって、規制の手法についての代替案は想定しない。 一般化学物質及び優先評価化学物質の閾値については、代替案として閾値を 10 トンとすることが想定される。	
規制の費用 (遵守費用) (行政費用)	費用の要素 新たに指定された第一種特定化学物質及びその含有製品の取扱事業者及び届出者に対して、下記のコストが生じる。 ・ 許可に係る事務作業等のコスト ・ 代替物質への転換に向けたコスト ・ 製品中における物質の有無を確認するコスト ・ 基準適合義務と表示義務を遵守するコスト ・ 技術上の指針を遵守するコスト ・ 届出を行うコスト ・ 許可を行うコスト ・ 使用届出の確認を行うコスト ・ 輸入が禁止された製品であるかの是非について確認するコスト	代替案の場合 - -

		<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の届出を評価するコスト 	
	(その他の社会的費用)	特に発生しない。	—
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	<ul style="list-style-type: none"> 人や環境への悪影響の未然防止及び当該影響の回復に要する費用の低減 消費者の安心感・信頼の獲得 化学物質の適切な管理 		—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回の改正案に関して、12物質の製造・輸入事業者や使用事業者等の関連する取扱事業者全般において、許可申請や、製品に関して取扱上の基準に適合し表示を行う等のコストが発生するものの、既述の12物質の製造・輸入実態から考えると過度な負担とはならないと思われる。</p> <p>一方、改正案によって、有害な化学物質の製造・輸入・使用について制限がかかることにより、国民全体がより安全な生活を享受できるという便益が見込まれる。</p> <p>届出を要しない化学物質の閾値については、一般化学物質の有害性等について正確な評価を行い、人体又は環境に生じる影響を広範に把握することができるという便益を比較考量すれば、1トン以上の全ての化学物質について届出を行うことが適当と考えられる。</p> <p>一般的に、過去の公害等にあるように、環境中で分解しにくく生体内で蓄積しやすく、かつ、長期毒性を有する人や環境への被害については、社会全体が被る回復費用等の事後的なコストは高額となりうることを鑑みれば、上記の費用を勘案しても、今次改正案は、妥当なものである。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>平成21年10月30日政令第257号公布。</p> <p>平成21年9月3日～10月2日の間でパブリックコメントを実施。</p>		

規制の内容	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案 ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設	
規制の目的、内容及び 必要性等	<p>(目的) ばい煙量等の測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を図る。</p> <p>(内容) ばい煙量等及び排出水等の汚染状態の測定結果の記録について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対して、罰則を設けることとする。</p> <p>(必要性) ばい煙量等の測定結果の記録の改ざん等の事案が相次いで明らかとなっており、このような改ざん等がなされた場合、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれを引き起こすことになりかねないため。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容 大気汚染防止法第16条及び第35条、水質汚濁防止法第14条第1項及び第2項並びに第33条第3号</p>	
想定される代替案	適正な記録を行うべき旨の行政指導を更に積極的に進める。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。
(行政費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を担保することにより、都道府県等が適確に改善命令等を発動することができるようになり、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。	代替案のみでは、測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を担保することはできない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	<p>費用：事業者については、現行の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法においてもばい煙量等の測定結果の記録義務が課せられており、引き続き適切に記録・保存すれば罰則を科せられることはないため、費用が新たに発生することはない。</p> <p>便益：代替案や罰則を設けない場合に比べ、測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行が担保されるため、都道府県等が適確に改善命令等を発動し、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができるようになる。</p>	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案		
	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(目的) 継続的な排出基準の不適合事案に対して、適切に対応する。</p> <p>(内容) 改善命令等の発動要件のうち「その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき」を削除し、「排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合」に改善命令等を発することができることとする。</p> <p>(必要性) 排出基準の継続的な不適合事案が相次いで発生し、このような事案に対して適切に対応するため。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	大気汚染防止法第14条第1項及び第3項	
想定される代替案	ばい煙量等が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合の行政指導等をさらに積極的に進める。		
規制の費用	費用の要素		
	代替案の場合		
	(遵守費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。
	(行政費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。	
規制の便益	便益の要素		
	代替案の場合		
測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を担保することにより、都道府県等が適確に改善命令等を発動し、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。		代替案のみでは、ばい煙排出者の排出基準に適合しないばい煙の継続的な排出を未然に防止することを担保することはできない。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>費用：事業者については、現行の大気汚染防止法に基づく排出基準をこれまでどおり遵守していれば、改善命令等の対象となることはないため、規制のために新たに費用が発生することはない。</p> <p>便益：代替案に比べ、改善命令等により排出基準に適合しないばい煙の継続的な排出を未然に防止することを担保できるため、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。		

規制の内容	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案 水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(目的) 事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応を図る。</p> <p>(内容) 事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出として、水質汚濁防止法第2条第2項第2号に定める生活環境項目に係る水の排出を追加するとともに、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものを製造等する施設を設置する工場等の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における措置を義務付けるものとする。</p> <p>(必要性) 水質汚濁事故が近年増加傾向にあり、事故の内容も多様化し、原因となる化学物質等が多岐にわたっているため。</p> <p>法令の名称・関連条項と その内容</p>	
想定される代替案	水質汚濁防止法第14条の2 今回新たに追加する物質等に関する事故時の措置について、行政指導等を行う。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	応急措置のための費用	応急措置のための費用
(行政費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。	新たな負担は発生しない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	有害物質及び油以外の物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。	代替案のみでは、事業者が事故時の措置を講ずることを担保することはできない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>費用：通常の事業活動時には新たな費用は発生しないが、今回新たに追加された物質等について事故が起こった際には、事業者に対して応急措置のための費用負担が発生する。事故の際の都道府県への届出については、現行法の運用においても、電話等によるものでも差し支えないとしているところであり、事業者による届出及び都道府県による届出受理の事務に係る負担はごくわずかであると考えられる。</p> <p>便益：代替案に比べ、有害物質及び油以外の物質に係る水質事故等が発生した場合に、事故発生時の事故原因者における応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応が促進され、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出	
規制の目的、内容及び 必要性等	廃棄物の不適正処理の温床となっている産業廃棄物の保管が行われている場所を把握し、生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図るため、排出事業者がその産業廃棄物を生じた事業場の外において保管しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないこととする。	
	法令の名称・関連条項と その内容	第12条第3項及び第4項、第12条の2第3項及び第4項
想定される代替案	行政のパトロールによって廃棄物の保管場所を把握する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	排出事業者がその産業廃棄物を生じた事業場の外において保管しようとするときに届出を行うコストが生じる。	特になし。
(行政費用)	都道府県において届出の確認を行うコストが生じる。	産業廃棄物の保管されている場所がないか、都道府県の区域内をあまねくパトロールを行う必要が生じ、膨大な行政コストが発生する。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	不適正な保管に起因する生活環境保全上の支障を未然に防止することができる。また、都道府県が産業廃棄物の保管場所を把握するためのパトロールを行う負担が軽減される。	産業廃棄物の保管場所が把握できる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	産業廃棄物の不法投棄の半数を占める排出事業者による不法投棄を未然に防止するためには、産業廃棄物の保管場所を把握することが極めて効果的であるが、現在は行政側がパトロールを行うことにより又は不適正保管化した後に住民の通報により把握するしかなく、支障の拡大を招いている。そのような不適正保管化した事案の支障の除去に対し膨大な公費を投入している現状から考えると、行政コスト、社会的コストの上でも、保管の届出を義務付けることが適当である。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化	
規制の目的、内容及び 必要性等	保存したマニフェストの写しと委託先から送付を受けたマニフェストとの照合により、送付を受けたマニフェストに虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実にを行うことを可能とし、適正な処理を確保するとともに生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図るため、マニフェストを交付した者に対し、交付したマニフェストの写しを一定期間保存することを義務付ける。	
	法令の名称・関連条項と その内容	第12条の3第2項
想定される代替案	電子マニフェストの使用義務付け。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
（遵守費用）	排出事業者はその交付したマニフェストの写しを保管する必要がある。なお、これまでも施行規則で保存が義務付けられており、新たに法律で保存義務を設けても、排出事業者等における負担は増加しない。	排出事業者、収集運搬業者、最終処分業者と処理に関わるすべての主体において、電子計算機と電子情報処理組織の整備・利用が必要になり、莫大なコストを要する。
（行政費用）	特になし。	電子マニフェストの処理件数が増え、情報処理センターの設備投資及び組織を拡充するためのコストが必要になる。
（その他の社会的費用）	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	保存したマニフェストの写しと委託先から送付を受けたマニフェストとの照合により、マニフェストに虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実に行うことが可能になり、適正な処理の確保と生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図ることができる。	交付したマニフェストに記載して保存すべき情報がすべて自動的に情報処理センターに保存される。
政策評価の結果 （費用と便益の関係の 分析等）	排出事業者等が保存したマニフェストの写しとマニフェストの照合により、虚偽記載がないかの確認及び処理が適正に終了したことの確認を確実に行うことができ、排出事業者責任の徹底とそれによる不適正処理の未然防止が期待できる。また、不適正処理が行われてしまった場合にも、都道府県知事が行う調査を簡易迅速に行うことが可能となる。零細業者にとって負担の大きい電子マニフェストの義務付けと比較しても、交付したマニフェストの写しの保存を義務付けることが適当である。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け	
規制の目的、内容及び 必要性等	<p>受託者において適正な処理が困難な状況が発生した場合に、排出事業者がそれを速やかに把握し、適切な措置を講ずることによって、不適正処理の発生と拡大の未然防止を図るため、産業廃棄物処理業者等に対し、適正な処理が困難となること等が認められる場合に当該処理の委託者（排出事業者）に対する通知及びその保存を義務付け、委託者は、当該通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容 第14条第13項及び第14条の4第13項</p>	
想定される代替案	産業廃棄物処理業者において処理が困難な事由が生じた場合に都道府県知事への通報を義務付け、都道府県知事は得られた情報を公開する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
（遵守費用）	産業廃棄物処理業者等は、適正な処理が困難となること等が認められた場合には当該処理の委託者に対してその旨を通知するコスト及びその通知を保存するコストが必要となる。また、委託者は、当該通知を受けたときに、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、委託先の変更等の措置を講ずるためのコストが必要となる。	産業廃棄物処分業者は処理が困難な事由が生じた場合には都道府県知事に通報する負担が発生する。
（行政費用）	特になし。	通報を受けた場合にそれらの情報を公開するための行政コストが必要となる。
（その他の社会的費用）	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	産業廃棄物の処理の委託先において、故障や点検等による処理施設の稼働停止、行政処分による事業停止、最終処分場の埋立終了等が行われた場合に、その事実を排出事業者が迅速に把握することによって、不適正処理の発生を防止できる。	産業廃棄物の処理が適正に行い得ない状況となった場合には都道府県知事はそれを把握できる。
政策評価の結果 （費用と便益の関係の 分析等）	<p>現在は、産業廃棄物の処理の委託先において処理が困難となる状況が発生した場合に、排出事業者がその事実を迅速に把握し得る仕組みとなっていないが、本通知の義務付けによって、その事実を排出事業者が迅速に把握できるようになり、処理が困難な状況で処理の委託及び産業廃棄物の搬出が継続され不適正処理が拡大するような事態を未然に防止することが可能となる。</p> <p>また、同様の状況が生じた場合に逐一都道府県知事への通報を義務付け、都道府県知事が公表を行うという方法も考えられるが、このような手法は排出事業者がそれらの情報を得るといった目的を達する上でも迂遠であるだけでなく、都道府県知事等の公表に要する行政コストの分だけ余計なコストが発生する。以上のことから、処理が困難な事由が生じた場合の通知義務付けを採用することが適当である。</p>	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け</p>	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>施設の周辺住民を始めとする一般国民や排出事業者に対して廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を広く提供することを通じて、廃棄物処理施設に対する住民の不安を払拭するとともに、排出事業者が廃棄物の処理を委託するに当たって、適正な処理のできる廃棄物処理施設を選択することができるようにするため、廃棄物処理施設のうち焼却施設、最終処分場等の設置者は、当該施設に係る維持管理情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	第8条の3第2項及び第12条の2の3第2項
想定される代替案	都道府県知事による廃棄物処理施設の維持管理情報の公開	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>廃棄物処理施設のうち焼却施設・最終処分場等の設置者は、当該施設の維持管理情報をインターネット等で公表する必要があり、インターネット接続費等の費用負担が生ずる（維持管理情報を記録・備え付けは現行法において既に義務付けられている。）。</p>	<p>廃棄物処理施設の設置者は、都道府県知事に対して維持管理情報を報告する必要が生ずるため、報告書類を作成し送付する費用が生ずる。</p>
(行政費用)	特になし。	<p>都道府県知事は、廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を把握し、それらの情報をインターネット等により公開する必要が生ずるため、各事業者から報告を受けた情報を集計しインターネットにおいて公表する費用負担が生ずる。</p>
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>排出事業者は、廃棄物の処理の委託に際して重要な、廃棄物処理施設に関する情報を得ることができる。</p>	<p>廃棄物処理施設の設置者が公開するのと同様の便益がある。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>施設の周辺住民を始めとする一般国民に対して廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を広く提供することは、廃棄物処理施設に対する住民の不安を払拭し、廃棄物の処理そのものに対する信頼を確保することに大いに資するものである。また、排出事業者が廃棄物の処理を委託するに当たって適正な処理のできる廃棄物処理施設を選択することは、排出事業者責任の下で廃棄物の適正な処理を確保することに大いに資するものである。</p> <p>また、一般国民や排出事業者が廃棄物処理施設の維持管理情報を積極的に得られるようにするには、都道府県知事が廃棄物処理施設の維持管理情報を集め行政コストを投入して公開することよりも個別の施設設置者に公開させる方が事業者はインターネット接続費等の費用負担が生ずるものの行政コストの観点からも効率的であることから、廃棄物処理施設の設置者に対して維持管理情報の公開を義務付けることが適当である。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 報告徴収及び立入検査の対象拡充	
規制の目的、内容及び必要性等	不適正処理に関与していた土地所有者等の関係者に対する報告徴収と立入検査及び不適正処理やその疑いのある行為の行為者その他の関係者が使用していた車両・船舶等に対する立入検査を可能とすることにより、不適正処理の早期発見と責任追及を可能とするため、都道府県知事による報告徴収を、廃棄物又は廃棄物であることの疑いのある物の処理を業とする者に加え、土地所有者等の関係者に対しても行うことを可能とするとともに、これらの者の事務所、事業場に加え、車両、船舶その他の場所に立入検査を行うことを可能とする。	
	法令の名称・関連条項と その内容	第18条及び第19条
想定される代替案	特になし。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	そもそも不適正処理に関係していなければ報告徴収・立入検査の対象とならず、新たな負担が生じるものではない。	—
(行政費用)	必要な場合には報告徴収、立入検査を行う必要が生ずるため、そのための人件費の負担が生ずる。	—
(その他の社会的費用)	特になし。	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	土地所有者等の関係者が不適正処理に関与していた場合、又は不適正処理の行為者が車両・船舶等を使用していた場合に、それらの早期発見と責任追及が可能となる。	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	土地所有者等の関係者が共謀して行う事例を含め、不適正処理の早期発見と責任追及が可能となる。 また、そもそも不適正処理に関係していなければ報告徴収・立入検査の対象とならず、土地所有者等の関係者に新たな負担が生ずるものではない。 そのため、生ずる負担と得られる効果、その必要性を比較しても、報告徴収及び立入検査の対象を拡充することが適当である。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 措置命令の対象拡充	
規制の目的、内容及び 必要性等	<p>廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集及び運搬並びに産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われ、生活環境保全上の支障が生じている場合には、それらの行為を行った者等に対し、当該支障の除去等を命ずることを可能にすることにより、支障の除去を行うとともに、支障の拡大を防止するため、措置命令の対象に、一般廃棄物処理基準若しくは産業廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集運搬、産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管を追加する。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	第19条の4第1項、第19条の5第1項
想定される代替案	廃棄物処理基準に適合しない収集若しくは運搬を行った者又は産業廃棄物保管基準に適合しない保管を行った者を処罰することとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	そもそも基準に適合した収集運搬・保管を行っている限りにおいては、措置命令の対象にはならず、新たな負担が生ずるものではない。	これらの行為を行った者は処罰の対象となり、罰金刑又は禁固刑の刑に処せられるという負担が生ずる。
(行政費用)	特になし。	これらの行為を行った者を処罰する必要が生ずる。また、これらの行為によって生活環境保全上の支障が生じた場合には、行為者等が存在し、又は行為者等に資力がある場合でも、都道府県知事は当該支障の除去を公費を投入して自ら行う必要が生ずる。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集運搬、産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われ、生活環境保全上の支障が生じている場合に、公費の投入なしに、これらの行為の行為者等に対し支障の除去等を命ずることができる。これにより支障の除去と拡大の防止が可能となる。</p>	<p>廃棄物処理基準に適合しない収集及び運搬若しくは産業廃棄物保管基準に適合しない保管を未然に防止できる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	<p>都道府県知事は、収集運搬や保管に伴う不適正処理に対し、迅速に対応することが可能になる。また、これらの不適正処理の行為者が逃亡等した場合に、行政による代執行が可能になる。</p> <p>また、そもそも基準に適合した収集運搬・保管を行っている限りにおいては、措置命令の対象にはならず、新たな負担が生ずるものではない。</p> <p>また、これらの基準違反を直罰にする方法も考えられるが、廃棄物処理基準に違反した「処分」を行い生活環境保全上の支障が生じた場合についても、直罰の対象としておらず、措置命令により担保している。</p> <p>そのため、生ずる負担と得られる効果、その必要性を比較しても、措置命令の対象を拡充することは適当である。</p>	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設	
規制の目的、内容及び 必要性等	廃棄物処理施設の設備の構造面の安全性及び維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図るため、一定の廃棄物処理施設の設置者は、当該施設について、一定期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならないこととする。	
	法令の名称・関連条項と その内容	第8条の2の2、第15条の2の2
想定される代替案	廃棄物処理施設の設置許可制度において、許可に有効期限を設け更新制とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	一定の廃棄物処理施設の設置者は定期的に検査を受ける必要があるが、現在でも多くの施設が立入検査として実質的な検査を受けており、負担が増加するものではない。	更新許可の申請において必要となる申請書類等の取得費用、更新許可手数料等の費用が発生し、上記よりも多大な事務的負担が生じる。
(行政費用)	一定期間ごとに施設の構造基準等に関する適合検査を行う費用が発生する。ただし、対象施設は告示・縦覧が必要な廃棄物処理施設に限定されており、かつ、従来立入検査として多くの都道府県において行われてきた検査内容と同等のものを想定しており、新たに過大な負担を課すものではない。	許可期限ごとの更新許可の審査を行う費用が必要となり、上記よりも多くの行政負担が生じる。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	廃棄物処理施設の設備の構造面の安全性及び維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図ることができる。	廃棄物処理施設設置許可の更新制とした場合、廃棄物処理施設の構造基準等の適合性等についてより確実な確認が行われることとなるが、設置者及び行政の双方に上記のとおり多くの負担が生じる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	廃棄物処理施設に対する住民の不信感はいまなお払拭されておらず、我が国の廃棄物を処理していく上での基幹設備として必要不可欠な廃棄物処理施設設置に対する信頼感を醸成していくことが急務である。このため、廃棄物処理施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図るため、設備の老朽化等に伴って構造面の安全性及び維持管理の確実性が保たれているかについて都道府県知事等が定期的に確認する機会が必要であるが、許可更新制等を採用すると設置者及び行政にとって多くの負担が発生する。については、都道府県知事が一定の頻度で廃棄物処理施設の構造や維持管理をチェックする仕組みとしては、定期検査を採用することが適当である。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置</p>	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>廃棄物処理施設の設置許可が取り消された廃棄物最終処分場について適正な維持管理を行い、廃棄物最終処分場から生じる生活環境保全上の支障の未然防止や拡大防止を徹底するため、廃棄物最終処分場の設置許可の取消しがあった場合について、当該最終処分場の設置者又はその承継人に対し、許可の取消し等があった後も、廃止の確認を受けるまでの間にはなお設置者とみなし、当該最終処分場の維持管理等を義務付ける。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	第9条の2の3、第15条の3の2
想定される代替案	<p>廃棄物処理施設の設置許可が取り消された廃棄物最終処分場の維持管理については、行政が行うこととする。</p>	
規制の費用 (遵守費用) (行政費用) (その他の社会的費用)	費用の要素 (遵守費用) 廃棄物処理施設の設置許可が取り消された場合であっても引き続き廃棄物最終処分場の維持管理を行う費用が発生するが、事前に積み立てられている維持管理積立金を取り戻すことを可能とするため、適正に維持管理積立金を積み立てている者であれば大きな追加的負担は発生しない。 (行政費用) 特になし。 (その他の社会的費用) 特になし。	代替案の場合 特になし。 行政に長期にわたり多額の維持管理費用（例えば管理型最終処分場の場合、平均的に10年間で12億必要）が発生し、過度の行政負担となる。 特になし。
規制の便益	便益の要素 廃棄物最終処分場の維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生を未然防止や拡大防止を図ることができる。	代替案の場合 廃棄物最終処分場の維持管理は確実に行われることとなるが、行政に上記のとおり過大な負担が生じる。そもそも、設置者自らが維持管理費用を負担すべきであり、安易に行政が公費を投入して維持管理を行うこととすれば、維持管理費用の負担を逃れるため許可取消しを受けるなどのモラルハザードを招きかねない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>廃棄物最終処分場がその設置許可を取り消される事例が近年相次いでおり、許可取消後の維持管理制度を整備することは急務である。維持管理を行政が行うこととすると、廃棄物最終処分場の維持管理は確実に行われることとなる反面、行政に上記のとおり過大な負担が生じる。そもそも、設置者自らが維持管理費用を負担すべきであり、安易に行政が公費を投入して維持管理を行うこととすれば、維持管理費用の負担を逃れるため許可取消しを受けるなどのモラルハザードを招きかねない。このため、当該最終処分場の設置者又はその承継人に対し許可の取消し等があった後も当該最終処分場の維持管理等を義務付けることが適当である。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>第174回国会へ当該法案を提出。</p>	

規制の内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化	
規制の目的、内容及び 必要性等	廃棄物最終処分場の長期的な維持管理に必要不可欠となる最終処分場維持管理積立金の積立てを確保し、廃棄物最終処分場から生じる生活環境保全上の支障の未然防止や拡大防止を徹底するため、最終処分場維持管理積立金の積立義務に違反した者を施設設置許可の取消し対象として追加する。	
	法令の名称・関連条項と その内容	第9条の2の2第2項、第15条の3第2項
想定される代替案	廃棄物処理施設設置許可の要件として最終処分場維持管理積立金の積立てを行ったことを求める。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	既に法律に基づき最終処分場の埋立終了後の維持管理費用の積立てが義務付けられており、適法に積み立てている者であれば本規定の創設により追加負担が生ずることはない。
	(行政費用)	特になし。
	(その他の社会的費用)	特になし。
規制の費用	代替案の場合	
	(遵守費用)	廃棄物最終処分の維持管理として負担しなければならない維持管理費用の総額は変わらないが、事業収益が上がる前に多額の積立金の確保が必要となるため、資力に十分な余剰のない最終処分場設置者にとって大きな負担となる。
	(行政費用)	特になし。
	(その他の社会的費用)	特になし。
規制の便益	便益の要素	
	維持管理積立金の確実な積立てを担保できる。また、積立義務を果たさない最終処分場については、許可の取消しを行うことが可能となり、将来の生活環境保全上の支障を未然に防止できるようになる。	左と同様に維持管理積立金の確実な積立てを担保できるが、最終処分事業に伴う収益が上がる前に多額の維持管理費用総額を確保することは難しく、我が国の適正処理体制の維持のため将来にわたって安定的に確保されなければならない基幹設備でもある廃棄物最終処分場の適正な整備がかえって困難となるおそれがある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	廃棄物最終処分場の維持管理積立金が未納の事例が近年相次いでおり、積立義務に対する担保措置を強化することが急務である。しかし、許可時にあらかじめ積立てることを義務付けると、最終処分事業に伴う収益が上がる前に多額の維持管理費用総額を確保することは事業者にとって困難であり、廃棄物最終処分場の適正な整備が困難となり我が国の適正処理体制の維持をかえって阻害するおそれがある。このため、積立義務に違反した者を施設設置許可の取消し対象として追加することが適当である。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化	
規制の目的、内容及び必要性等	大臣認定制度に基づく廃棄物の処理から生じる生活環境保全上の支障等を未然に防止するため、再生利用認定制度、広域的処理認定制度及び無害化処理認定制度について、環境大臣の認定を受けた事業者に対し、環境大臣が報告徴収、立入検査等をできることとし、変更認定等の手続を整備する。	
	法令の名称・関連条項とその内容	第9条の8、第9条の9、第9条の10、第18条、第19条等
想定される代替案	大臣認定の要件をさらに厳格化する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	現行法でも、都道府県知事による報告徴収・立入検査の対象となっており、また、そもそも認定基準に適合している限りにおいては、負担が生じるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。	認定申請に要する書類の増加、厳格化した基準の遵守等の事務負担が生ずる。
(行政費用)	環境大臣が報告徴収及び立入検査を行う費用が発生するが、これまでも任意調査として行っており新たに多大な負担が生ずるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。	特になし。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	大臣認定制度に基づく廃棄物の処理から生じる生活環境保全上の支障等を未然に防止することができる。	生活環境保全上の支障等が生じないことの確実性が増すが、入口基準を厳しくすることで認定対象者が減少し、廃棄物の減量その他適正処理を促進するという制度趣旨に逆行するおそれがある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	近年、認定のないままに事業内容の変更、施設の改修等を行った事例が明らかになっており、環境大臣が認定対象者に対して適切な指導監督ができないことから、結果として生活環境保全上の支障等が発生・拡大する可能性がある。認定基準を厳格化した場合、認定対象者が減少し、廃棄物の減量その他適正処理を促進するという制度趣旨に逆行するおそれがあるため、事後対応を厳格化することが適当である。そもそも認定基準に適合している限りにおいては、負担が生じるものではない。また、変更の認定等についても、これまでも政令で規定されており、負担が増加するものではない。環境大臣は報告徴収及び立入検査を行う費用を負担することになるが、これまでも任意調査として行っており新たに多大な負担が生ずるものではない。	
政策評価の結果の政策への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの（熱回収施設）を設置している者は、一定の要件に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとし、定期検査義務の免除等の特例を受けることができる。現在の廃棄物の焼却の手法は、処理費用を低く抑えるため大量に発生する焼却熱を回収せずに放出する「単純焼却」が太宗を占めており、熱回収施設の普及は約28%に止まっている。この状況を改善するためには、排出事業者から熱回収施設を設置している事業者を見えやすくし、排出事業者が熱回収を十分に行っている者に対して優先的に処理を委託することを可能とする必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	第9条の2の4、第15条の3の3
想定される代替案	国又は都道府県、関係団体において廃棄物の処分に伴い熱回収を行うことを普及啓発する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	熱回収施設を設置している事業者が認定を受けようとする場合には認定申請を行う必要が生じ申請書を記載する費用が生ずるが、一律に認定を受けることを義務付けるものではなく認定を希望する者のみが申請を行うものであり、かつ、認定を受けることによって本来必要となる定期検査を受けなくてよいこととなるため、多大な負担は生じない。	特になし。
(行政費用)	認定に係る審査に関する行政コストが発生するが、必要に応じて認定に係る手数料を設けることとするため過大な負担となるものではない。	普及啓発事業を国又は都道府県が行う場合、事業に要する費用が発生する。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	廃棄物を排出する事業者から熱回収施設を設置している事業者が見えやすくなることによって当該事業者への処理委託が進み、熱回収施設の設置が進み、熱回収が促進される。	行われる熱回収の質を担保できず、また、熱回収を行っている者を把握することもできないため、効果は限定的。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	現在の廃棄物の焼却の手法は、処理費用を低く抑えるため大量に発生する焼却熱を回収せずに放出する「単純焼却」が太宗を占めており、熱回収施設の普及は低く止まっている。熱回収を普及啓発するだけでは、普及啓発コストが発生するにもかかわらず熱回収の質が担保されず効果が限定的である。認定制度とする場合、審査に関する行政コストが発生するが申請者側が要する申請コストは過大なものではなく、かつ特例として定期検査を免除すること等により行政及び申請者の双方にとってのコスト低減につながる。このため、排出事業者から熱回収施設を設置している事業者を見えやすくし、排出事業者が熱回収を十分に行っている者に対して優先的に処理を委託することを可能とする必要があるため、認定制度を創設することが適当である。	
政策評価の結果の政策への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設		
規制の目的、内容及び必要性等	産業廃棄物の減量その他適正処理に関する多量排出事業者の自主的な取組をより促進するため、事業活動に伴って多量（年間1,000トン以上）の産業廃棄物を排出する事業場を設置している多量排出事業者に既に義務付けられている産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出並びに当該処理計画の実施状況の報告の義務について、違反した者を過料の対象とすることとする。		
	法令の名称・関連条項と その内容	第33条	
想定される代替案	産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出並びに当該処理計画の実施状況の報告の義務に違反した事業者について、勧告、公表、命令及び罰則の対象とすることとする。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	そもそも、多量排出事業者が処理計画の提出義務を果たしている限りにおいては過料の対象とはならず、負担は生じない。	そもそも、多量排出事業者が処理計画の提出義務を果たしている限りにおいては勧告、公表、命令及び罰則の対象とはならず、負担は生じない。
	(行政費用)	特になし。	特になし。
	(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	多量排出事業者の処理計画提出手続を過料により担保することにより、公表による透明化や適切な評価の実施等により排出事業者の自主的な取組をより促進することができるようになる。	多量排出事業者処理計画の提出をより確実に担保できるが、多量排出事業者処理計画の提出等に違反すること自体は直ちに不適正処理やそれに起因する生活環境保全上の支障を招くものではないところ、罰則を受けた場合には事業者が有している廃棄物処理施設の許可までもが取り消され処理が行えなくなることとなり事業者にとって大きな負担となる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	現行法では多量排出事業者の処理計画の作成・提出に担保措置がなく、本来なら多量排出事業者に該当する事業者であって処理計画の作成・提出をしていない者も少なからず存在するため、計画の提出を担保する何らかの措置が必要である。産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成及び提出等の義務に違反した事業者について、勧告、公表、命令及び罰則の対象とすることは、より確実な提出等の担保となるが、罰則を受けた場合には事業者が有している廃棄物処理施設の許可までもが取り消され処理が行えなくなることとなり事業者にとって大きな負担となる。このため、計画提出等に違反した事業者に対し、過料を用意することが適当である。		
政策評価の結果の政策 への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。		

規制の内容	環境影響評価法の一部を改正する法律 環境影響評価図書のインターネットによる公表を義務付け		
規制の目的、内容及び 必要性等	事業者が作成する環境影響評価図書（以下「図書」という。）の縦覧場所が事業者の事務所あるいは関係都道府県の庁舎等に限定されており、図書を確認するためには、実際に当該縦覧場所に行く必要がある。このため、事業の実施区域の近傍に居住していない者にとって、図書の縦覧が事実上困難となっており、これに対応するべく、図書のインターネットによる公表を義務付ける。		
	法令の名称・関連条項と その内容	第7条、第16条、第27条	
想定される代替案	代替案① 図書を全国の都道府県に配布することが考えられる。 代替案② 事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。		
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守費用)	事業者における電子縦覧に係る事務が生じる。電子縦覧を実施した実績のある事業者にアンケート調査したところ、約7割が追加的な予算は不要との回答を得ており、電子縦覧を実施することによる追加的な費用負担は事実上ほぼ発生しないものと考えられる。	事業者は、作成した図書を、必要部数を印刷の上、全国の都道府県に配布しなければならない。	事業者における電子縦覧に係る事務が生じる。
(行政費用)	環境省がHP上のスペースを提供すること等の支援措置にかかる費用が想定されるが、特筆すべき追加的な予算措置を要することなく対応できる見込み。	都道府県は、図書を閲覧するスペースを確保しなければならない。	新たに発生する費用はない。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
	居住地域に限定されることなく、図書へのアクセスの利便性が向上し、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。	所属する都道府県庁に行きさえすれば、図書を閲覧することができる。	図書へのアクセスの利便性が向上し、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の 分析等)	事業者にとって追加的な費用負担は事実上ほぼ発生させることなく、居住地域に限定されずに図書へのアクセスの利便性を向上させ、事業に係る適正な環境情報の形成に資することが期待される。 代替案①については、都道府県庁まで行く必要があるなど、事業者、一般双方にとって負担が大きい。 代替案②については、法施行後の運用状況から見て、自主的取り組みでは十分な措置がなされない。事業者負担はほぼ同等であるが、事業者における有益な環境情報の形成の確保という観点から、図書をインターネットにより公表することを義務付ける方が便益が大きいと考えられる。		
政策評価の結果の政策 への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。		

規制の内容	環境影響評価法の一部を改正する法律 評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け		
規制の目的、内容及び必要性等	事業者が評価書に記載した環境保全措置等について、現行法においては、事業着手後に当該措置が適切に行われているか、許認可等権者や公衆が確認する方法がない。環境影響評価手続に関与した関係行政機関（許認可等権者・環境大臣）や環境の保全の見地から意見を有する一般の者は、事業着手後の状況について強い関心を持つものであり、また、環境保全措置のうち生態系といった重要度の高い環境要素に係る措置については、技術的にも高度な内容を有していることから、措置の内容や実施状況を明らかにするとともに、環境大臣や許認可等権者が助言することにより、措置内容の充実が期待できる。よって、適切な環境保全措置の確保のための措置を講ずるため、評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における履行状況について報告書を作成し、許認可等権者へ提出し、公表する手続を創設する。		
想定される代替案	法令の名称・関連条項とその内容 第38条の2～第38条の4 代替案① 事業着手後、あらゆる環境保全措置について報告書の作成を義務付けることが考えられる。 代替案② 事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。		
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守費用)	環境保全措置のうち環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについての報告書の作成とその提出及び公表に係る費用が発生するが、現行法においてもその実施が義務付けられていることから、事業者にとっては新たに大きな負担が発生するものではない。	全ての環境保全措置の実施状況については、公表を義務付ける意義に乏しいものも含まれており、必要以上の負担を課すことになり得る。	報告書の作成等に係る費用が発生するが、現行法でもその実施が義務付けられていることから、事業者にとっては新たに大きな負担が発生するものではない。
(行政費用)	環境大臣及び許認可等権者が、報告書について、環境の保全について、必要に応じて意見を述べることとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。	左記同様	新たに発生する費用はない。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	環境保全措置を含む事後調査について、事業着手後の環境に係る状況の公表は一部にとどまっている。事業着手後も、適正に環境配慮がなされているかを確認するべく、報告書を求めることが望ましいが、その内容は事業者負担も考慮し、環境保全上重要なもの、不確実性の高いもののみとすることが適切と考えられる。 代替案①については、環境保全措置の中には、その実施状況について法律上公表を義務付ける意義に乏しいものも含まれており、事業者の負担感が大きいことから、適当ではないと考えられる。 代替案②については、事後調査の結果の公表が確認された事業は限られており、自主的取り組みでは十分ではない。環境保全措置等の報告等について義務付けることで確実に環境保全措置の実施を確保することが可能となるため、本改正事項の便益が大きいと考えられる。		
政策評価の結果の政策への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。		

規制の内容	環境影響評価法の一部を改正する法律 方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設		
規制の目的、内容及び必要性等	S E Aは、環境に著しい影響を与え得る事業の策定・実施に当たって、環境への配慮を意思決定に統合すること等の利点があり、事業の早期段階における環境配慮を確保するために極めて効果的であることから、事業を実施すべき区域について検討する段階で、これらの事項に係る環境影響評価を実施する手続（以下「計画段階配慮事項についての検討その他の手続」という。）を創設する。		
	法令の名称・関連条項とその内容	第3条の2～第3条の9	
想定される代替案	代替案① 計画段階配慮事項についての検討その他の手続を、第二種事業についても課すことが考えられる。 代替案② 事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。		
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守費用)	事業者は計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う必要があるが、当該検討は既存文献をベースとすることを想定しており、過度な負担とはならない。	将来的に法に基づく環境影響評価手続を実施する必要のない事業についても義務を課すことになる。	事業者が自主的に計画段階配慮事項についての検討を行う場合は、それに要する費用がかかることになる。
(行政費用)	環境大臣及び主務大臣が、計画段階配慮事項の検討結果について、環境の保全の観点から必要に応じて意見を述べることとなる。	特になし。	特になし。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合	代替案2の場合
	事業の早期段階において環境配慮がなされることで、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保できる。また、事業の円滑な実施にも資することが期待される。	より多くの事業について環境について適正な配慮がなされることとなる。	当該事業に係る適正な配慮がなされることとなる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	第一種事業について計画段階配慮事項についての検討等を行うことで、その後の手続に活用することが可能となり、将来的に必要となる調査、予測及び評価の実施期間を短縮することにつながる等が考えられ、便益が上回ることとなる。 代替案①については、将来的に法に基づく環境影響評価手続を実施する必要のない事業についても義務を課す可能性があり、法に定める規定としては過剰になるおそれがある。 代替案②については、法施行後の運用状況から見て、自主的取り組みでは十分な措置がなされないと考えられ、環境の保全の効果に関する観点から、本改正事項の方が望ましい。		
政策評価の結果の政策への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。		

規制の内容	環境影響評価法の一部を改正する法律 方法書段階における説明会の義務付け	
規制の目的、内容及び必要性等	法施行後の運用実態を見ると、方法書は法制定時の想定に反して大部化及び内容の高度化が進んでおり、一般的に理解が困難な状況にあり、これに対応するべく、方法書段階において説明会の開催を義務付ける。	
	法令の名称・関連条項と その内容	第7条の2
想定される代替案	自主的に方法書段階における説明会を開催することが考えられる。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	事業者による説明会の開催に伴う費用が生じる。	左記同様
(行政費用)	事業者が説明会を開催するに当たって、会場等の相談を受ける等の事務の発生が考えられる。	左記同様
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	説明会を行うことで、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者の理解を深め、有益な環境情報の提供につながることを期待される。	左記同様
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	方法書は法制定時の想定に反して大部化及び内容の高度化が進んでおり、説明会を行うことで、事業に関して環境の保全の見地からの意見を有する者の理解を深め、有益な環境情報の提供につながることを期待される。 代替案については、法施行後の運用状況から見て、自主的な取り組みでは十分な措置がなされない。事業者負担についてはほぼ同等であるが、事業者における有益な環境情報の形成の確保という観点から、方法書段階における説明会を義務付けることが望ましい。	
政策評価の結果の政策への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

規制の内容	環境影響評価法の一部を改正する法律 法的関与要件に交付金事業を追加	
規制の目的、内容及び 必要性等	法が対象とする事業の条件である許認可等による国の関与（以下「法的関与要件」という。）には、補助金の交付を受けて行う事業が含まれているものの、交付金の交付を受けて行う事業は対象事業に含まれていない。補助金が交付金化されつつある中、事業の本質は同一であるにもかかわらず、交付金事業は法の対象事業とならず、環境影響評価が適切に行われたい可能性があるため、これに対応するべく、法的関与要件に交付金の交付を受けて行う事業を追加する。	
	法令の名称・関連条項と その内容	第2条第2項第2号ロ
想定される代替案	事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
（遵守費用）	環境影響評価法に定める法対象事業の要件に合致する場合、事業者が環境影響評価手続を実施することとなる。しかし、仮に本改正が行われない場合にあっても、各地方公共団体の条例による環境影響評価手続の対象となることが見込まれることから、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。	事業者が自主的に環境影響評価手続を行う場合は、それに要する費用がかかることになる。
（行政費用）	環境大臣、交付決定権者及び地方公共団体による環境の保全の見地からの意見提出及び交付金の交付の決定に際する交付決定権者が、当該事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査することとなる。これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。	新たに発生する費用はない。
（その他の社会的費用）	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	交付金事業のうち規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に関し、環境影響評価の実施が担保され、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。	当該事業に係る適正な配慮がなされることとなる。
政策評価の結果 （費用と便益の関係の 分析等）	本改正事項により、事業者による環境影響評価手続の義務が生じるものの、特筆すべき追加的な負担を生じさせることなく、交付金事業のうち規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に関し、環境影響評価の実施が担保され、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。 代替案においては、自主的に環境影響評価手続を行わなかった場合、環境の保全の観点からは重大な損失を被る可能性が大きい。法による義務化を通して、事業に係る環境の保全の観点からの適正な配慮がなされるよう確保することが可能となるため、本改正事項の方が便益が大きいといえる。	
政策評価の結果の政策 への反映状況	第174回国会へ当該法案を提出。	

表 17-4-② 規制を対象として平成 20 年度に事前評価した政策

政策の名称	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加
政策評価の結果の概要 (費用と便益の関係の分析等)	最新の知見に基づき、化管法の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加を実施した場合、事業者による化学物質の自主的な管理の改善がより一層促進され、環境の保全上の支障の未然防止がより適切に進められるとともに、国民や社会の理解も一層深まることが期待できるため、本指定化学物質の見直し及び対象業種の追加を実施することは妥当であるといえる。
政策評価の結果の政策への反映状況	平成 20 年政令第 356 号として公布。 政策評価の結果を踏まえ、P R T R 制度の運用について、平成 22 年度予算に反映されたところ。(平成 22 年度予算：147 百万円の内数)

政策の名称	特定家庭用機器再商品化法施行令
	対象品目の追加(液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機)
政策評価の結果の概要 (費用と便益の関係の分析等)	<p>改正案は、現在対象とされていない家庭用の機器の中から、改めて、家電リサイクル法の仕組みに基づきリサイクルを実施することが適当な機器を指定する上で必要となる経済性や小売業者による回収の円滑性等の要件を満たす機器について追加するものであり、社会全体としては、現行よりも更に資源の有効利用が実現すると考えられる。機器追加にあたっては、製造業者等や小売業者、中古品業者等への影響も予想されるが、現行における回収の実施体制の活用が可能な点等を踏まえれば、得られる便益との関係ではその影響は限定的である。</p> <p>一方、代替案においては、改正案よりも、対象機器が多く、より高い水準での再商品化を求めることとなることから、廃棄物の減量や資源の再利用の点からは改正案より優れるといえるが、追加される電子レンジ及びマッサージチェアに関しては、消費者からの回収が困難、あまり金属の回収が見込めない等の点から、再商品化等の実施に当たって非効率な面があることから、総合的にみれば、不経済になるおそれがある。</p> <p>以上のことから、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、改正案を選択することが妥当であると評価する。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号)の改正。 政策評価の結果を踏まえ、特定家庭用機器再商品化法施行令を改正し、家電リサイクル法対象機器に、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機を追加。

政策の名称	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令
	温室効果ガス算定排出量の報告対象の拡大
政策評価の結果の概要 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本改正案により、新たに対象となる事業者には最低限の事務処理作業が発生するが、業務部門を中心としたカバー率の向上により、制度の目的である国民の排出抑制のための気運の醸成、事業者の自主的な排出抑制の取組が促進され、京都議定書の目標達成に寄与すると考えられる。</p> <p>改正案と代替案については、代替案の方がより対象事業者数の増加は大きいものの排出量カバー率の向上は小さく、一方、代替案は事業者及び行政にとってより多くのコストを必要とするものであり、費用対効果の面から改正案が有効であると考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	平成 21 年政令第 86 号として施行。 政策評価の結果を踏まえ、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業について平成 22 年度予算に反映されたところ。(平成 22 年度予算：145 百万円)

規制の内容	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
-------	-----------------------

	有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策
政策評価の結果の概要 (費用と便益の関係の 分析等)	<p>【費用面】 両案の費用を評価したところ、追加的な費用は本改正案の方が代替案よりも少なく、優れている結果となった。</p> <p>【便益面】 両案の便益を評価したところ、追加的な便益に大きな差は認められないと判断される。</p> <p>【結論】 改正案を選択することが妥当と評価される。</p>
政策評価の結果の政策 への反映状況	<p>第 171 回通常国会へ当該法案を提出した（平成 21 年 5 月 13 日成立、5 月 20 日法律第 39 号として公布）。</p> <p>政策評価の結果を踏まえ、改正された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の円滑な運用にむけ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費」について平成 22 年度予算に反映されたところ。（平成 22 年度予算：430 百万円）</p>

規制の内容	<p>自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律</p> <p>海中公園地区の海域公園地区への変更及び海域公園地域内の行為規制の項目の充実</p>
政策評価の結果の概要 (費用と便益の関係の 分析等)	<p>代替案として、行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中公園地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>
政策評価の結果の政策 への反映状況	<p>第 171 回国会へ当該法案を提出した。（平成 21 年 5 月 27 日成立、6 月 3 日法律第 47 号として公布）</p> <p>政策評価の結果を踏まえ、海中公園地区の新規指定のための調査について、平成 22 年度予算に反映されたところ。（平成 22 年度予算：95 百万円の内数）</p>

規制の内容	<p>自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律</p> <p>海域における利用調整地区制度の創設</p>
政策評価の結果の概要 (費用と便益の関係の 分析等)	<p>代替案として、行政指導及び普及啓発等により、利用調整地区に立ち入らないよう促すことが考えられるが、この場合、利用調整地区への立入制限を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い認定申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。</p>
政策評価の結果の政策 への反映状況	<p>第 171 回国会へ当該法案を提出した。（平成 21 年 5 月 27 日成立、6 月 3 日法律第 47 号として公布）</p> <p>政策評価の結果を踏まえ、海中公園地区の管理推進のための事業について、平成 22 年度予算に反映されたところ。（平成 22 年度予算：95 百万円の内数〔再掲〕）</p>

規制の内容	<p>自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律</p> <p>生態系維持回復事業の創設</p>
政策評価の結果の概要 (費用と便益の関係の 分析等)	<p>代替案として、環境大臣等の確認又は認可を受けることなく、生態系維持回復事業を実施することができることとすることが考えられるが、この場合、生態系維持回復事業が無秩序に行われることにより、生態系の維持又は回復を図ることが困難となるおそれがあり、適当でない。また、確認又は認定の申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担であるとは言えない。</p>
政策評価の結果の政策	<p>第 171 回国会へ当該法案を提出した。（平成 21 年 5 月 27 日成立、6 月 3 日法</p>

への反映状況	<p>律第 47 号として公布)</p> <p>政策評価の結果を踏まえ、生態系維持回復事業の実施について、平成 22 年度予算に反映されたところ。(平成 22 年度予算：103 百万円の内数)</p>
--------	--

規制の内容	<p>土壌汚染対策法の一部を改正する法律</p> <p>指定調査機関の指定に関する更新制等の新設</p>
政策評価の結果の概要 (費用と便益の関係の 分析等)	<p>近年、指定調査機関に対する技術能力不足を指摘する声があることから、この制度を新設することにより、指定調査機関の技術的能力の確保が図ることができることとなる。指定調査機関の技術能力が欠如していた場合、同機関に調査を依頼する土地の所有者等が被害を被ることから、指定調査機関の技術力を一定以上に保つ必要がある。</p>
政策評価の結果の政策 への反映状況	<p>第 171 回国会へ当該法案を提出した。(平成 21 年 4 月 17 日成立、4 月 24 日法律第 23 号として公布)</p> <p>政策評価の結果を踏まえ、指定調査機関の技術管理者試験を実施するための予算について平成 22 年度予算に反映されたところ。(平成 22 年度予算：70 百万円)</p>

表 17-4-③ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

政策の名称	廃棄物処理施設における温暖化対策事業（1事業）
政策評価の結果の概要	必要性、効率性、有効性の観点から評価を行った。評価の実施に当たっては「廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する政策評価（事前評価）実施要領」に基づき評価を実施した。評価の対象としたすべての事業において必要性、効率性、有効性が認められる。
政策評価の結果の政策への反映状況	廃棄物処理施設における温暖化対策事業 本事業の評価内容を踏まえ、平成 21 年度補助事業として 1 事業を採択している。

（注） 個別の新規事業採択時評価結果については、総務省ホームページ「関係個表に係る評価結果一覧」の表17-4-a 参照。

表 17-4-④ 実績評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>地球温暖化対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために 1992 年（平成 4 年）に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。 京都議定書における 2008 年（平成 20 年）から 2012 年（平成 24 年）の温室効果ガス排出量 6 % 削減約束を確実に達成する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、平成 17 年 2 月に発効した地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組である京都議定書を締結しており、6 %削減約束を達成する国際的な責任を負っている。</p> <p><計画の評価・見直し等> 政府全体の温暖化対策については、平成 20 年 3 月に全部改定された京都議定書目標達成計画（平成 20 年 3 月閣議決定）に基づき、関係省庁が連携して取組を進めている。環境省では、エネルギー対策特別会計を活用して再生可能エネルギーの集中的な導入支援のような石油代替エネルギー・省エネルギー対策を推進し、費用効果的なエネルギー起源二酸化炭素の削減に一定の進展がみられたが、平成 19 年度の排出量は、基準年総排出量と比べて 9.0%増加しており、京都議定書の 6 %削減約束の達成には 9.6%（注）の排出削減が必要である。京都議定書目標達成計画の進捗状況（平成 20 年 12 月 地球温暖化対策推進本部幹事会）によれば、平成 19 年度の大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。 （注）：9.6%=9.0%（基準年総排出量との差）+6%（京都議定書の削減量）-3.8%（森林吸収分）-1.6%（京都メカニズム分）</p> <p>また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画においては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。平成 19 年度においては、原子力発電所の利用率の低下等の影響による電力部門の排出量の増加、電力排出原単位の悪化が総排出量の増加に大きく影響を与えているが、電気事業連合会においては、引き続き①安全確保と信頼回復を前提とした原子力発電の推進、②火力発電熱効率の更なる向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズム等の活用により、目標達成計画における第 1 約束期間の削減見込みを達成することとしている。</p> <p>我が国が低炭素社会へ移行していくための具体的な道筋を示すものとして、低炭素社会づくり行動計画を平成 20 年 7 月 29 日に閣議決定した。同計画では、我が国の長期目標として、2050 年に現状から 60~80%削減するという目標を掲げるとともに、平成 21 年の然るべき時期に中期目標として国別総量目標を発表することとした。国内対策としては、「環境エネルギー技術革新計画（平成 20 年 5 月総合科学技術会議決定）」に示された技術ロードマップを着実に実行することなどの革新的技術開発、太陽光発電を大幅に拡大すること、次世代自動車の導入、省エネ住宅・ビル、200 年住宅の普及などの既存先進技術の普及、排出量取引、税制のグリーン化等によって国全体を低炭素化へ動かす仕組みづくり、低炭素型の都市や地域づくりを進めることなどの地方、国民の取組の支援について定めた。</p> <p>京都議定書の 6 %削減目標の達成を確実にするために、排出量の伸び続けている業務部門・家庭部門への対策を抜本的に強化することが必要であることから、平成 20 年 6 月に、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し、事業者や国民の日常生活に係る排出抑制等指針の策定、地方公共団体実行計画の充実に係る規定を定めた。</p> <p>旧政府の実行計画（平成 17 年 4 月閣議決定）に基づく、政府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを平成 18 年度までに 13 年度比で 7 %削減する目標は達成した。同計画を引き継いだ政府の実行計画（平成 19 年 3 月閣議決定）に基づき、平成 22 年度から平成 24 年度までに排出される温室効果ガスの総排出量の平均を 13 年度比で 8 %削減することを目標として、各省庁において計画的に取組を進めている。</p> <p>環境税については、京都議定書目標達成計画において、「地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていく」とされた。</p> <p>民間のクレジット取引の安全を図るため、国別登録簿の整備を行い、利便性の向上を図った。さらに、政府による京都メカニズムクレジット取得事業を（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に委託して実施した。</p> <p><国際交渉等></p>

国際的には、平成 20 年 12 月にポーランド・ポズナンで気候変動枠組条約第 14 回締約国会議（COP14）及び京都議定書第 4 回締約国会合（COP/MOP 4）が開催され、2013 年以降の枠組みについて、COP13 で条約の下に設置された特別作業部会（AWG-LCA）と京都議定書の下に設置された特別作業部会（AWG-KP）において、2009 年末の合意に向けて、2009 年の作業計画、共有のビジョン等に関する議論が行われ、我が国は、北海道洞爺湖サミットの議長国としてその成果を国連における成果につなげるべく、長期目標の共有、セクター別アプローチの考え方、経済発展段階等に応じた途上国の行動などについて議論に積極的に参加し、一定の成果を得ることができた。

また、条約に基づく交渉プロセスに加え、気候変動問題に関するアジア太平洋地域セミナー、セクター別削減ポテンシャルに関する国際ワークショップ等を開催した。

< 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保 >

2008 年 5 月に条約事務局に提出する目録吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等を検討し、条約事務局に京都議定書に基づく吸収量を報告した。

（必要性）

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

京都議定書に定められた温室効果ガス 6 %削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

京都議定書に定められた温室効果ガス 6 %削減約束を確実に達成するため、1,300 万炭素トン（3.8%）を上限に認められている、我が国の森林の温室効果ガス吸収量を確実に確保する必要がある。

【京都メカニズム活用の推進】

京都議定書の約束達成のため、温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお不足する差分が見込まれる。この差分について、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。

（効率性）

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

平成 20 年度における政府の地球温暖化対策予算のうち、6 %削減約束の達成に直接の効果のあるものは 5,235 億円であり、このうち環境省の予算は 374 億円である。環境省においては、エネルギー対策特別会計を活用して、費用対効果の観点を中心としたエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。

また、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と中小の事業所における削減ポテンシャルを引き出すことを目的として、自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）を実施しており、平成 20 年度末時点で約 232 社による参加を得て、参加事業者は自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用し、結果として費用効率的かつ確実な排出削減が実施された。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

森林吸収源について、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、森林保全は地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資するものである。

【京都メカニズム活用の推進】

クレジットの調達に当たっては、①京都メカニズムに関する専門知識、②CDM/JIプロジェクトの質を評価できるだけの知見、③事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOを活用し、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジット取得契約を締結した。

（有効性）

【国内における温室効果ガスの排出抑制】

平成 19 年度における我が国の温室効果ガス排出量は基準年比で 9.0%上回っており、目標達成計画の策定時における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られ、極めて厳しい状況にあるといえる。エネルギー起源二酸化炭素については、平成 19 年度で基準年比 15.1%も増加しており、十分な対策効果が現れておらず、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。一方、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等 3 ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れている。

【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

最新の科学的知見にもとづいて、森林における温室効果ガス吸収量の算定方法を検討することにより、土地転用に伴う土壌炭素ストック変化や、農地土壌への石灰施用に伴うCO₂排出などに関する算定方法に改善が見られた。

【京都メカニズム活用の推進】

CDM/JIプロジェクトを実施するために実施可能性調査を行い、その結果を広く民間事業者と共有し、民間事業者のプロジェクト発掘・形成を促進した。また、CDM/JIプロジェクトの実施が促進されるよう相手国の人材育成支援などの国内制度等に係る体制整備支援を実施した。

国内の体制整備に関しては、我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、政府や民間法人がクレ

ジットの取得、保有及び移転を管理するための国別登録簿の利便性向上に努めた。

クレジット取得に関する取組では、環境省及び経済産業省共管の下、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に政府によるクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を実施した。本事業に当たっては、京都議定書目標達成計画に基づき、原則公募を行うことなど、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮したクレジットの取得を図ることとしており、平成20年度は約3,209万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。

(反映の方向性)

- 平成19年度に改定された京都議定書目標達成計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。
主な追加対策は以下の通り。
 - ・ 自主行動計画の推進
 - ・ 住宅・建築物の省エネ性能の向上
 - ・ トップランナー機器等の対策
 - ・ 工場・事業場の省エネ対策の徹底
 - ・ 自動車の燃費の改善
 - ・ 中小企業の排出削減対策の推進
 - ・ 農林水産業、上下水道、交通流等の対策
 - ・ 新エネルギー対策の推進 など
- 平成19年度まで毎年1回行っていた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検について、きめ細かく厳格なものとするため平成20年度より毎年2回行う。また、平成21年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化する。
- 低炭素社会づくりに向けて、低炭素社会のあるべき姿に至るまでの道筋を示すため、各分野でどのような対策を行っていくか検討を進めるとともに、低炭素社会づくり行動計画に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大などの技術開発・普及や排出量取引、税制のグリーン化などの国全体を低炭素化へ動かす仕組み、地方、国民の取組の支援などに取り組む。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を踏まえ、算定・報告・公表制度の施行、排出量の見える化の推進、地方公共団体実行計画の充実等による地域の取組の推進に取り組んでいく。
- 京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOに京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、グリーン投資スキーム(GIS)等の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。
- 国際的には、平成21年にデンマーク・コペンハーゲンで開催予定の気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)に向けて、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8や各国との対話等も活用し、全ての国がその能力に応じて最大限の削減努力を行う、実効ある枠組みに合意するため、国際的にリーダーシップを発揮していく。
- 日常生活から排出される温室効果ガスの算定等を行うための、インターネットを活用したツールの開発など、温室効果ガス排出量の「見える化」を推進する。
- 温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。
- 地理情報データを活用して森林減少活動のあった土地を継続的にフォローするシステムを確立するとともに、6つの土地利用カテゴリー間の土地利用変化に係る誤差を検証する手法を開発する。
- 地球温暖化対策について強化するため、予算要求等への反映を図る。
- 地球温暖化対策について強化するため、機構・定員要求への反映を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

別紙のとおり

政策評価の結果
の政策への反映
状況

- 平成19年度に改定された京都議定書目標達成計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。
主な追加対策は以下の通り。
 - ・ 自主行動計画の推進
 - ・ 住宅・建築物の省エネ性能の向上
 - ・ トップランナー機器等の対策
 - ・ 工場・事業場の省エネ対策の徹底
 - ・ 自動車の燃費の改善
 - ・ 中小企業の排出削減対策の推進
 - ・ 農林水産業、上下水道、交通流等の対策
 - ・ 新エネルギー対策の推進 など
- 平成19年度まで毎年1回行っていた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検について、きめ細かく厳格なものとするため平成20年度より毎年2回行う。また、平成21年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化する。
- 低炭素社会づくりに向けて、低炭素社会のあるべき姿に至るまでの道筋を示すため、各分野で

	<p>どのような対策を行っていくか検討を進めるとともに、低炭素社会づくり行動計画に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大などの技術開発・普及や排出量取引、税制のグリーン化などの国全体を低炭素化へ動かす仕組み、地方、国民の取組の支援などに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を踏まえ、算定・報告・公表制度の施行、排出量の見える化の推進、地方公共団体実行計画の充実等による地域の取組の推進に取り組んでいく。 ○ 京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOに京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、グリーン投資スキーム（GIS）等の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。 ○ 国際的には、平成21年にデンマーク・コペンハーゲンで開催予定の気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）に向けて、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8や各国との対話等も活用し、全ての国がその能力に応じて最大限の削減努力を行う、実効ある枠組みに合意するため、国際的にリーダーシップを発揮していく。 ○ 日常生活から排出される温室効果ガスの算定等を行うための、インターネットを活用したツールの開発など、温室効果ガス排出量の「見える化」を推進する。 ○ 温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。 ○ 地理情報データを活用して森林減少活動のあった土地を継続的にフォローするシステムを確立するとともに、6つの土地利用カテゴリー間の土地利用変化に係る誤差を検証する手法を開発する。 ○ 地球温暖化対策について強化するため、予算要求等への反映を図る。 ○ 地球温暖化対策について強化するため、機構・定員要求への反映を図る。 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第171回国会施政方針演説	平成21年1月28日	3 安心できる社会（環境） 排出量取引の試行を通じて、実効性のある日本型モデルを構築します。温室効果ガスを削減する中期目標を、科学的・総合的観点から検討した上で決定します。

別 紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
温室効果ガスの総排出量 [CO ₂ 換算ト]	-	13億5,800万	13億4,000万	13億7,400万	11億8,600万 (H20~24年度 の平均)

達成目標【国内における温室効果ガスの排出抑制】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
①エネルギー起源二酸化炭素の排出量 [CO ₂ 換算ト]	10億5,900万 (H2年)	12億0,300万	11億8,600万	12億1,900万	10億7,600万~ 10億8,900万 (H20~24年度 の平均)
②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 [CO ₂ 換算ト]	1億5,100万 (H2年)	1億3,220万	1億3,200万	1億3,090万	1億3,200万 (H20~24年度 の平均)
③代替フロン等3ガスの排出量 [CO ₂ 換算ト]	5,120万 (H7年)	2,220万	2,420万	2,410万	3,100万 (H20~24年度 の平均)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- 京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定）

達成目標【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
温室効果ガスの吸収量 [CO ₂ 換算ト]	-	3,540万	3,790万	4,070万	4,767万 (H20~24年度 の平均)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- 京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定）

達成目標【京都メカニズム活用の推進】

指標名	基準値 (年度)	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値 (年度)
クレジット取得量 [CO ₂ 換算ト]	-	約636万 (※契約した量)	約1,665万 (※契約した量)	約3,209万 (※契約した量)	約1億 (H18~25年度 の累積量)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- 京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定）

<p>施策名</p>	<p>地球環境の保全</p>
<p>施策の概要</p>	<p>オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 【オゾン層の保護・回復】 ○ オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、ハイドロクロロフルオロカーボン（H C F C）の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じた。 ○ 平成 19 年 10 月より新たに整備時の回収が義務づけられたこともあり、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努めた。 【酸性雨・黄砂対策】 ○ 酸性雨については、我が国の主導により E A N E T が平成 13 年から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、E A N E T のネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、E A N E T の手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成 21 年 3 月には平成 15 年度から 19 年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向け進展があった。 ○ 黄砂については、日中韓の黄砂対策に係る地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献するとともに、国内におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。 【海洋環境の保全】 ○ 海洋汚染防止対策については、国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきた。 ○ 漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂流・漂着ゴミに関する施策を着実に実施した。特に、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査については、7 県 11 海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けて進展があった。 【地球環境分野における国際協力・研究調査等】 (森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全) ○ 森林の保全については企業とのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業の実施、砂漠化対策についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業の実施、また、南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条約議定書責任附属書の解釈に関する議論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。 (国際的な貢献と連携・国際協力) ○ 地球環境保全に関して、G 8、国連、経済協力開発機構（O E C D）、アジア太平洋環境会議（エコアジア）、日中韓三カ国環境大臣会合（T E M M）、A S E A N + 3 環境大臣会合、東アジア首脳会議（E A S）環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定（F T A）／経済連携協定（E P A）交渉や世界貿易機構（W T O）交渉等に有効な政策研究を行い期待どおりの成果が得られた。 ○ アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与した。 (研究調査) ○ 重点施策に基づき、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかる 2 つの特別募集枠を設定し、重点的な資金配分を行うことにより、効率的かつ効果的な運営を行った。 ○ 地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、I P C C への支援は、第 5 次評価報告書作成に向けた I P C C の諸活動に貢献した。 (必要性) 【オゾン層の保護・回復】 ○ オゾン層の破壊による有害紫外線の増加は全国民に影響を及ぼす問題であるため、その対策は極めて公益性が高い。 ○ 南極のオゾンホールは依然として毎年のように大規模に発達しており、オゾン全量についても減少した状況が継続していることから、有害紫外線の増加による人の健康や生態系への悪影響が懸念されている。 ○ モントリオール議定書の規制スケジュールに基づき、開発途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・消費の削減が本格化していることから、途上国支援の重要性が一層高まっている。 【酸性雨・黄砂対策】 ○ 近年の東アジア地域の急速な工業化・都市化により、我が国においても酸性雨やオゾンなどの越境大気汚染による環境影響が深刻化することが懸念される。国境を越える大気汚染への対策と</p>

して、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と、対策に向けた国際協力の強化が必要である。

- 黄砂の飛来頻度が拡大するに伴い、黄砂の影響への国民の関心が高まっている。黄砂に関する科学的な実態解明が求められるとともに、国境を越えた環境問題であることから、黄砂モニタリングネットワークや早期警報システムの構築等、黄砂対策は北東アジア地域で連携して取り組む必要がある。

【海洋環境の保全】

- 廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染が懸念されており、国際的な枠組みの下に一層の環境保全を図っていく必要がある。また、平成 19 年 4 月から導入された廃棄物の海洋投入処分の規制の効果を的確に把握していく必要がある。
- 水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋環境モニタリングを行い、陸域起源及び海洋投入処分による汚染の海洋環境への影響を把握する必要がある。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 森林の保全及び砂漠化対策については、熱帯林をはじめとして森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動による土地劣化の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下での取組を進める必要がある。
- 南極地域は、環境上の高い価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により、議定書の国内担保法を着実に実施し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。
- 開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。
- 開発途上国においては、政府によって一貫した環境政策の立案と実施が進められることが、民間やNGO等の具体的活動の進展にもつながる。こうした観点から、政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。

(研究調査)

- 地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第 3 期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）においても指摘されているところである。
- 多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る研究や技術開発については、市場メカニズムに任せては十分進まない場合が多い。したがって、政策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

(効率性)

【オゾン層の保護・回復】

- 主要なオゾン層破壊物質である CFC、HCFC 及びハロンは強力な温室効果ガスでもあり、これら物質の排出削減は地球温暖化対策としても有効であるため、環境保全上の効率性が極めて高い。
- 限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、オゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。
- 関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。

【酸性雨・黄砂対策】

- 酸性雨等の国内モニタリングについては、大気汚染物質の長距離輸送の監視や生態系への影響監視を重点化するとともに、課題に応じた確実なモニタリング体制を構築するため、平成 21 年 3 月に酸性雨長期モニタリング計画を見直し、31 あった測定所を 27 に集約するなど、効率的に実施している。
- 黄砂モニタリングネットワークの構築にあたっては、環境省設置の 5 台のライダー装置*だけでなく、研究機関等の協力を得て、国内外 17 台のライダー装置によるネットワーク化を実現している。

* 地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の鉛直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置

【海洋環境の保全】

- 平成 19 年度において、限られた予算を効率的活用すべく、過去の経緯も踏まえ、海洋環境モニタリングの観測測線及び観測点の見直しを行った。
- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、7 県 11 海岸のモデル地域を選定し、それぞれの地域の特性に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 世界的な森林の保全及び砂漠化対策については、地球環境問題として喫緊の課題であり、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。
 - 南極地域は国際的に高い価値の認められている環境であり、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。
(国際的な貢献と連携・国際協力)
 - 地球環境保全に関しては、一国のみでの取組には限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報外に提供するとともに、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことにより、保全のための効率的な問題解決を図ることができる。
 - 北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げて、施策を重点化するとともに、多様な主体との連携を行うことにより、効果的・効率的に環境保全を実施している。
 - WTO交渉の論点を整理し、またFTA/EPA交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。
- (研究調査)
- 地球環境問題の調査研究に係る我が国の貢献については、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用対効果は高い。
 - 地球環境研究総合推進費では、様々な研究課題を、公募を通じて、コストを勘案しつつ、公正で透明性の高い評価に基づいて選定している。必要な場合には他省庁に移替を行う等、高い効率性・競争的環境を確保している。
 - 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費では、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、調査研究や観測モニタリング等を効率的・効果的に推進している。また中間・事後評価指標の厳格化や、各課題において外部有識者を交えたアドバイザリーボード会合を開催するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

(有効性)

【オゾン層の保護・回復】

- オゾン層を保護するためには、破壊の原因であるオゾン層破壊物質の大気中への排出を抑制することが効果的であることから、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策が有効である。
- ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は着実に減少しており、モントリオール議定書に定める消費量上限(3,615ODP_t)を下回っている。また、フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、冷蔵・冷凍機器や空調機器からのフロン類の回収・破壊を進めており、平成19年度には、業務用冷凍空調機器から約3,168_tのフロン類を回収した。これらの対策の結果として、オゾン層破壊物質の排出量は着実に減少傾向にある。
- 大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度は1990年(平成2年)代後半以降ほぼ横ばい(CFC-12)、または減少してきている(CFC-11およびCFC-113は年間約1%の割合で減少)。一方、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は減少(H16年度目標、3,615_t以下は達成)しているものの、HCFC及びハロンの大気中濃度は増加の傾向にある(HCFC-22は年間約3%、ハロン1301は年間約2%の割合で増加)。
- 途上国におけるCFC削減を支援するため、モンゴル及びスリランカにおいてCFC削減プロジェクトを実施するとともに、アジア地域におけるオゾン層破壊物質の削減を推進するため国際会合の開催等による知見の提供・支援を行った。

【酸性雨・黄砂対策】

- 長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施により、酸性雨の状況を監視するとともに、我が国の支援により、EANET参加国においても同一手法による酸性雨モニタリングの実施とデータの精度を確保している。また、EANET政府間会合において、設立基盤を強化すべく、EANETの将来発展に向けた議論が進展しているところ。
- 黄砂モニタリングネットワークの着実な整備により、黄砂飛来状況の把握と早期警報システムの構築に向けた北東アジア地域の取組に貢献している。また、日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みの下、共同研究の実施等の黄砂対策に係る地域協力について検討が進んでいる。

【海洋環境の保全】

- 関連法の着実な施行により国際的な枠組みの下での海洋汚染防止対策を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。
- ロンドン議定書の採択に伴い改正された海洋汚染防止法に基づき、平成19年4月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図った。また、廃棄物の海底下廃棄を原則禁止し、二酸化炭素海底下地層貯留に係る許可制度の導入を目的とした改正海洋汚染防止法が平成19年11月より施行された。
- 国際海事機関における危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則の内容の変更に伴い、海洋環境の保全の見地から有害である物質の見直しを行うため、海洋汚染防止法施行令の一部改正を行った。
- NOWPAPの活動促進のため、リモートセンシング(人工衛星による地球観測)による海洋

観測を行うための研究開発を行った。また、リモートセンシングデータを用いた富栄養化モニタリングガイドラインについて策定し、平成20年11月にリモートセンシング研修を行った。

- バラスト水条約の発効に備えた基礎情報の収集等を行い、条約を受け入れるための準備を進めた。
- OPRC-HNS議定書の締結に伴い、環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、有害液体物質の流出事故時における環境影響評価手法の開発等、環境省が実施すべき措置の検討を行った。
- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、7県11海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。
- 二酸化炭素海底地層貯留に係る環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化に関する技術開発の検討を行った。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ、国際熱帯木材機関への参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 砂漠化対処条約締約国会議等への参加、我が国の知見の提供等、積極的に関与することにより、砂漠化対策に係る国際的取組の進展に寄与した。
- 国内担保法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議や環境保護委員会等への積極的な関与により、南極地域の環境の保護に向けた国際的取組に貢献している。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

- 地球環境保全に関して、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高め、我が国の発言力を確保することができた。また、このような場で情報交換を行うことによって、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。
- 近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイト等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上でも有効な施策であった。
- 北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上国の環境保全に貢献している。
- 他国の締結しているFTA/EPAにおける環境条項の分析、WTOにおける議論の整理等は、我が国がFTA/EPAやWTOの交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。
- アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献している。

(研究調査)

- 地球環境分野の調査研究については、我が国の地球温暖化分野の施策の進展に貢献した。
- 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費の運営にあたっては、事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。
- 地球環境研究総合推進費等を活用して、政策的な観点を重視した、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の様々な分野における地球環境研究を実施し、監視・観測を推進した。また、成果発表会や一般公開シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して成果の普及広報を図った。
- アジア太平洋地球変動ネットワーク（APN）の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。

(反映の方向性)

【オゾン層の保護・回復】

- フロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図るとともに、機器使用時の排出抑制に向けて要因把握・分析や必要な対策を検討推進する。
- ノンフロン製品の更なる普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を検討推進する。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを検討推進する。

【酸性雨・黄砂対策】

- 東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みであるEANET活動の将来発展に向けた取組の推進や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、地域協力を推進する。
- 酸性沈着のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染、及び生態影響の監視に重点

化した長期モニタリングを着実に実施する。

- 黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。

【海洋環境の保全】

- 海洋環境モニタリングについて、モニタリング指針等に関する策定のために更なる検討を進める。二酸化炭素海底下地層貯留に係る影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の高度化に関する検討。
- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル地域において、引き続き漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討を行う。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 違法伐採対策及び持続可能な森林経営への民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。
 - 砂漠化評価・適応策の手法検討を行う。
 - 南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討開始、国内担保法に基づく手続きの更なる徹底を行う。
- (国際的な貢献と連携・国際協力)
- 引き続き、G8、国連、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。
 - クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。
 - 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

- 衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）の観測データの検証を行う。
- 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

別紙のとおり

【オゾン層の保護・回復】

- フロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図るとともに、機器使用時の排出抑制に向けて要因把握・分析や必要な対策を検討推進する。
- ノンフロン製品の更なる普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を検討推進する。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを検討推進する。

【酸性雨・黄砂対策】

- 東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みであるEANET活動の将来発展に向けた取組の推進や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、地域協力を推進する。
- 酸性沈着のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染、及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。

【海洋環境の保全】

- 海洋環境モニタリングについて、モニタリング指針等に関する策定のために更なる検討を進める。二酸化炭素海底下地層貯留に係る影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の高度化に関する検討。
- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル地域において、引き続き漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討を行う。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 違法伐採対策及び持続可能な森林経営への民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。
- 砂漠化評価・適応策の手法検討を行う。

政策評価の結果
の政策への反映
状況

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討開始、国内担保法に基づく手続きの更なる徹底を行う。 (国際的な貢献と連携・国際協力) ○ 引き続き、G8、国連、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPAの交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。 ○ クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。 ○ 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。 (研究調査) ○ 衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）の観測データの検証を行う。 ○ 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	—	—	—

別 紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標【オゾン層の保護・回復】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
①ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）消費量 [ODPト]	5,562 (H元)	1,118	754	736	0 (H32年)
②業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量 [ト]	-	2,998	2,541	3,168	増加傾向を維持
③PRTTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値 [ODPト]		5,376	4,181	集計中	減少傾向を維持
④(参考)南極のオゾンホール面積 [万km ²]		2,797	2,927	2,490	-

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①モントリオール議定書

達成目標【酸性雨・黄砂対策】

指標名	基準値 (年度)	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値 (年度)
①EANETモニタリング(酸性沈着)地点数 [地点]	-	47	51	50	55 (H24年度)
②EANET分析精度管理目標達成率 [%]		93.0	93.4	集計中	100
③国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率 [%]		80	90.3	集計中	100
④国内ライダー設置地点数(環境省設置地点) [地点]		9(4)	16(5)	17(5)	17(5) (H24年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂)

達成目標【海洋環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量 [万ト]	384 (H15年度)	338	320	255	250 (H21年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- H19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入したことを踏まえ、H19年度の海洋投入処分実績の近似値

達成目標【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率 [%]	-	68.3	90.6	73.4	100

<p>施策名</p>	<p>大気・水・土壌環境等の保全</p>
<p>施策の概要</p>	<p>大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。</p> <p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 【大気環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質（PM2.5）について、これまで継続的に実施してきた各種調査等の国内外の知見を元に、微小粒子状物質の健康影響に関する評価を実施するため、微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催。平成 20 年 4 月に報告書を取りまとめ、欧米と我が国での生活習慣等の違いによる疾病構造の相違、他の共存汚染物質の影響等多くの不確実性が認められることに留意する必要があるものの、従来から指摘されていた呼吸器系への影響のほか、新たに循環器系や肺がんの健康影響が見られるなど一定の影響が確認された。 また、微小粒子状物質の測定法については、検討会による検討を経て、報告書を取りまとめ、平成 20 年 12 月に中央環境審議会大気環境部会に報告した。さらに、微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、中央環境審議会に諮問され、同審議会大気環境部会において、環境基準に係る専門委員会及び測定法に係る専門委員会が設置されて審議がなされているところ。 ○ 光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成 19 年 12 月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告が取りまとめられ、調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組が、今後の課題として示された。 ○ 全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を長期間にわたり達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、平成 19 年度に改正及び施行された自動車NO_x・PMに基づく対策を推進した。 ○ 自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申（平成 17 年 4 月）及び第九次答申（平成 20 年 1 月）に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要がある。 <p>【大気生活環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 騒音、振動に係る苦情件数は近年増加傾向にあり、悪臭に係る苦情件数も、徐々に減少しているが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を行う必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るための検討を開始した。自動車単体対策については、平成 20 年 12 月に中央環境審議会による「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」中間答申が出され、これに基づき、マフラーの事前認証制度が導入されることとなるとともに、今後、騒音規制手法の抜本的見直しに着手することとした。ヒートアイランド対策では、対策を進める上で地方公共団体・民間事業者に対して指針となりうるヒートアイランド対策ガイドラインを策定した。今後とも、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策ガイドラインやヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しつつ、地方公共団体・民間事業者等の取組の促進がより一層求められている。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。 <p>【水環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では 85.8%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排出実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組の促進及び効果的な水質汚濁防止のための具体的な方策の検討を行った。 ○ 6 次わたる水質総量規制の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているが、依然、大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生しているため、更なる水環境改善に向けた取組が必要である。このため閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを平成 21 年度中に策定する予定である。また、第 7 次水質総量削減の在り方について平成 21 年 2 月に中央環境審議会に諮問している。 ○ 海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施している。 ○ 中央環境審議会瀬戸内海部会が平成 20 年 6 月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえた取組が進んでいる。 ○ 貧酸素水塊の発生予察、シミュレーションモデルを用いた貧酸素水塊発生抑止対策の検討が進むなど環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会が平成 18 年 12 月に取りまとめた報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。 <p>【土壌環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法律に基づく土壌汚染の調査・対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壌汚染の調査・対策が広く実施されている。その一方で、法律の施行を通して浮かび上がってきた課題等に対応するため、中央環境審議会の答申を踏まえ、平成 21 年 3 月に「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」を第 171 回国会に提出した（同年 4 月に公布）。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

○ 農用地土壌汚染対策地域については、平成 20 年度末までに 6,577ha が指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる 5,559ha が地域指定を解除されている。

○ ダイオキシソ類土壌汚染対策は平成 20 年度に 1 地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

【ダイオキシソ類・農薬対策】

○ 平成 19 年のダイオキシソ類排出総量は、平成 15 年比で約 23%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国の環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。

○ 農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成 20 年度に新たに 39 農薬の基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられ、生態系保全の充実に向けて期待どおりの成果が得られた。

【効果的な公害防止の取組促進】

○ 公害防止体制の促進については、平成 20 年 4 月に取りまとめた「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告書」で示された提言を受け、個別の課題について検討を行った。具体的には、平成 20 年 7 月に「大気汚染防止に係る立入検査等の手法検討報告書」を取りまとめ、また、平成 20 年 11 月に近畿ブロック水・大気環境担当者会議を開催し、国及び自治体間の公害防止業務に関する情報やノウハウを共有する等、効果的な公害防止取組を促進している。さらに、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の排出基準及び測定方法等の明確化を図るための検討を進めている。

【アジアにおける環境協力】

○ 水に関する国連ミレニアム開発目標（2015 年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。）の達成に向けて貢献するため、アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業（WEPA）」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国長江流域等における政策提言を行ってきたところである。中国を始めとするアジア地域の水環境の改善のため、引き続き水環境管理の向上に向けた協力に取り組む必要がある。

○ 東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針の策定に向け、東アジア諸国の水質保全制度等の調査を着実に進めているところであり、現地ケーススタディにより我が国の知見の適応可能性の検討を行い、その結果を踏まえて東アジア諸国の担当者にとってより実用的な導入指針の策定に取り組む必要がある。

○ 平成 20 年 6 月に公表された「クリーンアジア・イニシアティブ」に基づき国際協力を推進した。（<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9811>）

○ 平成 19 年 12 月に中国及びインドネシア両国の環境大臣とコベネフィット・アプローチに係る協力について合意し、それに基づき協力を進めている。平成 20 年度にコベネフィット CDM モデル事業を 2 件（マレーシア及びタイ）採択した。

（必要性）

【大気環境の保全】

○ 大気環境の保全を通じて人の健康の保護を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つ。また、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。

○ 大気汚染の状況については、二酸化窒素および浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見られるものの、大都市圏を中心に環境基準を長期間に渡り達成していない測定局が依然として残っているため、引き続き対策を講じていく必要がある。

【大気生活環境の保全】

○ 大気環境の保全を通じて良好な生活環境の保護を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。

○ 騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向け、全国各地域の自動車騒音の状況を把握するとともに、自動車の走行実態や自動車単体等から発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制等の見直しをはじめ効率的な騒音対策を推進する必要がある。

○ 多種多様な悪臭の苦情への対応を図るため、臭気指数規制の導入及び生活環境に係る臭気対策を推進する必要がある。

○ 騒音・振動の苦情件数は増加傾向にあり、この改善にむけた対策の必要がある。

○ 過去 100 年間に於いて、地球平均気温は約 0.74℃上昇に対し、日本の大都市の気温は 2～3℃上昇しておりヒートアイランド対策の必要がある。

【水環境の保全】

○ 水環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、水質汚濁防止法等によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。

○ 指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において生活環境項目に係る水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を

更に推進する必要がある。

- 世界では安全な水が確保できない人が約 11 億人おり、世界の水問題は人類にとって重大な問題である。我が国は公害の経験と技術があることから、これを活かして世界の水問題の解決に向けた貢献をすることが求められる。また、平成 19 年 4 月に日中首脳による環境協力の合意があり、中国における水質汚濁の解決に向けた協力をすることとなっているため、両国の協力による取組が必要。
- 排水基準による規制のみでは環境基準（生活環境項目）の達成が困難で環境基準達成率が十分とは言えない東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、引き続き流入する汚濁負荷の総量の削減が必要である。また、施策の実施後速やかに改善されない閉鎖性海域で、水環境の改善施策を展開するため、海域ごとの利用形態に応じた中長期的に目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする必要がある。
- 東アジア諸国においては、その経済発展に伴う海域環境の悪化が著しく、東シナ海等においては高いクロロフィル α が認められ、我が国の海域環境にも影響を及ぼしていることから、その改善に向けた取組が急務である。
- 貧酸素水塊の発生や底生生物をはじめとする生態系の劣化などの問題が発生しており、「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境保全のための取組の推進が急務である。
- 瀬戸内海環境保全基本計画についてフォローアップを継続して行い、その進捗状況を把握する必要がある。
- 有明海及び八代海においては、赤潮が多発し漁獲量が低迷するなど深刻な状況にあり、両海域の再生に向けた取組が急務となっている。

【土壌環境の保全】

- 土壌汚染は典型 7 公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壌環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。
- 本件施策については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法によりその対策が体系的に整理されている。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、さらに事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。
- 農薬は環境中で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、登録前に当該物質の水産動植物に対する毒性と環境中予測濃度の比較によるリスク評価を実施し、適切な登録保留基準を設定することが、生態系保全の観点から重要かつ有効である。

（効率性）

【大気環境の保全】

- 自動車排出ガス対策については、特に大気環境基準を長期間に渡り達成していない自動車交通量が集中する一部の交差点等の局地を対象に、局地汚染対策及び流入車対策を効果的・効率的に実施するため、これらの対策を柱とする自動車 NO_x・PM 法の一部を改正する法律が平成 20 年 1 月 1 日から施行され、同法に基づく対策を推進した。

【大気生活環境の保全】

- インターネット等を利用して自動車騒音の状況の周知を行うことにより、効率的な情報提供が可能となっている。
- 騒音・振動の新たな規制手法の検討や生活環境に係る臭気対策を通じて、適切な苦情への対応を図っている。
- 注目度の高い都市の街区で集中的にヒートアイランド対策を行うことで、効率的な施策の推進を図っている。

【水環境の保全】

- 円滑な排水規制及び地下水浄化対策の実施のため、公害防止用設備に対する低利子融資制度を設け、事業者の汚水処理用設備及び地下水浄化施設等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との効率的な組み合わせについても随時検討・実施を行っている。
- 底質のダイオキシンの測定は、費用が高額で時間がかかることから、都道府県などによる汚染された底質の浄化対策を推進するため、定量下限値や再現性などが確保できる迅速で低廉な簡易測定法の検討を行った。
- 指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷量規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等を組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。施策の実施に当たっては、例えば調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。
- アジア水環境パートナーシップについては、二国間会合や国際フォーラムを開催することにより、多様な参加者のもとで情報収集と人材育成をすることができたことから、効率的であったと考えられる。日中水環境パートナーシップ事業については、モデル調査、セミナー等を実施することで、中央政府及び地方政府における排水処理技術の必要性に関する理解や適切な水環境管理

に関わる能力向上を効率的に図ることができている。

- 工場・事業場から排出される負荷の総量に対する規制や関係行政機関の連携による排水処理施設整備等を組み合わせる水質総量規制を5年ごとに見直しつつ実施することで、社会情勢に対応し効率的に汚濁負荷量を削減できる。
- 水質総量規制制度の導入を支援することで、東アジア諸国における陸域負荷の総量が効率的に削減できる。
- 里海創生支援事業により、全国の活動団体、地方自治体での取組が促進され、普及啓発事業や里海創生活動が効率的に実施できる。
- 瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップの実施により、関係機関による瀬戸内海の環境保全に係る取組の進捗状況が把握でき、より効率的で統合的な施策の実施が図られる。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会が取りまとめた報告に基づき作成する調査研究のマスタープランを踏まえることで、有明海及び八代海の再生に向けた調査研究を効率的に実施できる。

【土壌環境の保全】

- 農用地土壌汚染対策については汚染が広域的であり、また農業生産に必要な基礎的な資源である農地を保全するものであることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。
- 市街地等の土壌汚染については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととしている。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染原因者に実施を求めることとなっている。このような仕組みにより、調査・対策が広く実施されている。
一方、土壌汚染対策法に基づく指定区域においては、盛土や舗装などの対策措置も、人の健康被害の防止を図るための措置に適合しているにもかかわらず、費用がかかる掘削除去が行われる事例が多いのが実態であることから、より合理的な対策を促進するために、規制対象区域の分類化や必要な対策の明確化などについて土壌汚染対策法の改正案を国会に提出した（平成21年4月に公布）。

- ダイオキシン類土壌汚染については、汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- 平成17年から、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。また、平成18年3月には生物検定法に関する精度管理の手引きを策定しており、品質や信頼性についても考慮している。さらに、平成21年3月には土壌及び底質の調査測定に簡易測定法の導入を図った。
- 農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合は、より詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に応じたコストが課される制度が充実しており、当該施策を実施するにあたっての効率性も考慮されている。

(有効性)

【大気環境の保全】

- 国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策等の取組が有効に機能しており、一般大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、高濃度となる要因が複雑な光化学オキシダントを除き良好な状況が継続していると考えられる。
- 自動車単体対策、低公害車の普及促進、自動車NO_x・PM法に基づいた対策等により、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については94.4%、浮遊粒子状物質については88.6%と全体的に改善傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている（数値はいずれも平成19年度）。
- 大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。
- 浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策は、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的、効率的に組み合わせるベスト・ミックスにより、取り組むこととしている。平成20年度も引き続き、「揮発性有機化合物(VOC)対策功労者表彰を行った。また「産業洗浄現場におけるVOC対策事例集」を作成、配布して、自主的取組を推進した。
- オフロード特殊自動車について、規制対象となる全ての出力帯で規制を開始した。
- 建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を改訂、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定し、飛散防止の徹底を図った。また、大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行った。
- 公害防止体制の促進については、平成20年4月に取りまとめた「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告書」で示された提言を受け、個別の課題について検討を行った。具体的には、平

成 20 年 7 月に「大気汚染防止に係る立入検査等の手法検討報告書」を取りまとめ、また、平成 20 年 11 月に近畿ブロック水・大気環境担当者会議を開催し、国及び自治体間の公害防止業務に関する情報やノウハウを共有する等、効果的な公害防止取組を促進している。さらに、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の排出基準及び測定方法等の明確化を図るための検討を進めている。

【大気生活環境の保全】

- 自動車騒音の常時監視体制を継続し、全国の自動車騒音の状況結果を取りまとめ、インターネット等で広く公開しており、自動車騒音の状況の把握に利用されている。また、自動車単体対策やその他の総合的な騒音対策により、道路交通騒音に係る環境基準の達成状況は改善傾向にある。
- 増加傾向にあった悪臭の苦情件数はここ 4 年連続で減少している。しかし、苦情件数は依然として高い水準にある。一方で、臭気指数規制を導入している地方公共団体は、近年増加傾向にあり、351 市区町村（規制地域を有する地方公共団体の 26.9%）となっている。
- スターウォッチングネットワークは毎年 1 万人以上が参加し、光害問題に関する市民への普及啓発が図られている。

【水環境の保全】

- 水質環境基準の健康項目については、公共用水域のほぼ全ての地点で基準を達成している。生活環境項目に関しては、公共用水域全体では基準達成率が 85.8%（平成 19 年度）となり長期的にみると上昇傾向であることから、有効であったと考えられる。また、地下水の環境基準達成率は 90%以上となっている。
- 公共用水域・地下水の水質常時監視及び地盤沈下監視について監視結果の質を確保するため、モニタリング的的確化・効率化に係る具体的な手法及び信頼性の高い測定データを確保するための精度管理手法等を示した手引等の策定に向けた有効な検討が行われた。
- 排出基準のうち、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素に係る暫定排水基準適用業種に対し、平成 22 年の見直し時に一律排水基準へ移行又は基準値の強化ができるよう、排水処理技術の開発促進や施設管理の合理化促進に向けた技術的検討を行った。
- 効果的な公害防止取組促進方策検討の報告（平成 20 年 4 月）を受け、事業者が行う自主測定のあり方等について検討を行った。
- 地盤沈下については、全国的には概ね減少傾向であるが、短期的に沈下が進行した地域もあるため、地盤沈下調査等を行うことで確実な地盤沈下抑制が期待できる。
- 環境基準等の目標に関する必要な調査研究、水環境・地盤環境の監視体制の整備等により施策展開の基礎を得ることができた。
- 湖沼水質保全については、下水道等の汚水処理施設の整備等の汚濁負荷削減に取り組んだ結果、複数の指定湖沼において、湖沼水質保全計画に掲げた生活環境項目に係る水質目標値を達成したものの、全体として顕著な改善は見られなかった。
- アジア水環境パートナーシップについては、二国間会合や、国際フォーラムを開催することにより、各国における水管理に関する情報を収集し、政策、市民活動、技術情報源の 4 つの情報データベースを構築し、パートナー国の水環境管理施策の推進に活用された。また、各国の水環境の現状及び水環境管理のアウトラインなどの情報を整理し自主的な取組を進められるよう支援した。さらに国際フォーラムを通じて各国の NPO や行政官など多様な関係者の参加のもとで水環境保全に係る取組について発表等を行ったことから、水環境管理に係る情報提供及び人材育成を効果的に行うことができた。
- 日中水環境パートナーシップにおいては、平成 20 年 5 月に「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」を日中環境大臣間で締結し、日中協力のもと低コストで地域の実情にあった排水処理技術の導入に関するモデル調査を重慶市及び江蘇省で実施し、水質汚濁防止に関する支援を進めた。また、セミナー、政策対話等を通じて水環境管理技術の普及促進に関する能力向上が図られた。
- 6 次わたる水質総量削減の実施により、大阪湾を除く瀬戸内海における窒素とりんが環境基準をほぼ達成するなどの効果が認められている。加えて、今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定した上で汚濁負荷の総量の更なる削減を図ることにより、環境基準達成率の更なる改善が期待される。
- 海域に流入する汚濁負荷の排水規制を有するが、負荷の総量を削減する制度が不十分あるいは未導入の東アジア諸国において水質総量規制制度を導入することにより、我が国の閉鎖性海域も含めた海域環境の保全が期待される。
- 国民の海への関心を高め、閉鎖性海域の環境保全への合意形成を図るとともに、マニュアルを作成することで「里海」づくりを推進し、沿岸域の生物多様性の保全及び水産資源の確保に資することが期待される。
- 瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえて関係機関による各々の取組を進めることにより、瀬戸内海の環境保全の更なる推進が図られることが期待される。
- 貧酸素水塊等に関する調査研究により海域環境の悪化や水産資源の減少といった十分に解明されていない課題が解明することで、有明海及び八代海の再生に資することが期待される。

【土壌環境の保全】

- 市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染対策に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率（直接目標の②）が 100%となっている。

○ 農用地土壌汚染対策については、平成 20 年度は対策地域の地域指定及び指定解除は行われなかったため、指定解除は結果として変化しなかったものの、客土工事が 3 地区で進捗するなど、対策事業は着実に実施されている。

○ ダイオキシソ類土壌汚染対策については、平成 20 年度に 1 地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

【ダイオキシソ類・農薬対策】

○ 平成 19 年のダイオキシソ類の排出量は、平成 15 年比で約 23%減少しており、その削減は順調に進んでいる。また、平成 19 年度のダイオキシソ類対策特別措置法の常時監視等の環境調査結果によると、環境基準は概ね達成している。総じて、ダイオキシソ類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシソ類対策は極めて有効であったと考えられる。

○ 生態系保全の充実に向けて、農薬取締法に基づく新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を順次進めており、平成 20 年度には新たに 39 農薬（累計 56 農薬）について基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられる。

（反映の方向性）

【大気環境の保全】

○ 微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、引き続き検討するほか、測定法の確立・普及、生成機構、排出原情報等の知見の収集・整理を行う。また、これまでに実施してきた粒子状物質全体の削減のための対策を踏まえ、今後の PM2.5 に係る対策のあり方を検討する。

○ 改正自動車 NOx・PM 法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。

○ E S T の推進を自発的に目指す地域に対して、E S T モデル事業や普及推進地域での取組成果を提供するとともに、公共交通機関の利用促進、低公害車の導入促進、普及啓発等について関係省庁と連携して支援し、全国への普及展開を図る。また、平成 21 年度より、モビリティ・マネジメント（MM）によるエコ通勤に取り組む企業等に対し、エコ通勤社会実験等の支援を行い、MM 普及促進を図る。

○ 光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握のため常時監視の精度管理体制を構築するとともに、原因物質である揮発性有機化合物を含む国内対策の着実な実施、国際的取組を推進していく。

○ ディーゼル重量車について NOx 排出量を 09 年規制（いわゆるポスト新長期規制）の 3 分の 1 程度にする挑戦目標を設定することその他の自動車単体対策の検討を引き続き進める。

【大気生活環境の保全】

○ 大気生活環境の保全について、騒音ラベリング制度の導入など低騒音社会を目指した騒音対策の推進及び低周波音に関する知見の集積。嗅覚測定法の精度確保及び国際化対応への検討と臭気指数規制の更なる推進。交通騒音モニタリングのあり方の検討。自動車単体対策について、騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討。良好な感覚環境の「見える化」を図るための客観的な指標の開発、良好な感覚環境形成の全国的な展開。

【水環境の保全】

○ 新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、未規制の物質・項目を含めた工場・事業場からの排水実態の継続的な調査、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた取組の実施、的確かつ効率的な公定分析法の検討。

○ 湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、皇居外苑濠を始めとした身近な水環境改善に向けた検討等の実施。

○ 第 6 次水質総量規制の着実な実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた第 7 次水質総量削減の実施のための汚染負荷削減の最適化、新たな指標への対応。

○ 「里海」づくりを推進するための里海づくりマニュアルの策定、推進体制の整備等。

○ 中央環境審議会瀬戸内海部会が取りまとめたフォローアップを踏まえ、瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施等。

○ 関係省庁等が実施する有明海・八代海の再生に向けた調査研究のマスタープラン作成。

○ 気候変動による水温上昇や濁水などにより、今後、公共用水域に生じる水質悪化や水環境への様々な悪影響を緩和する施策のあり方について検討を進める。

【土壌環境の保全】

○ 土壌汚染対策法について、改正法は平成 22 年 4 月 1 日までに施行することとなっていることから、必要な政省令等の整備、改正内容の周知徹底及び普及啓発等を実施する。

○ 食品衛生法の規格基準改正の動向を踏まえ、農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しについて中央環境審議会に諮問する。

【ダイオキシソ類・農薬対策】

○ P O P s 条約や WHO の検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシソ対策

の検討・一層の推進。

- 農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定の加速化、農薬の生物多様性に与える影響の調査の実施、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

【効果的な公害防止の取組促進】

- 平成 19 年 3 月に示した「公害防止ガイドライン」の、継続的な普及啓発及びフォローアップ。平成 20 年 4 月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた事業者及び地方自治体における公害防止を促進するための方策等の実施。

【アジアにおける環境協力】

- 東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針策定のため、中国においてケーススタディを実施することで水質総量規制制度の現地適用性を検証し、東アジア諸国の実情に応じた実用性の高い水質総量規制制度導入指針を策定する。
- グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成 19 年 4 月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組。
- アジア各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開する。中国及びインドネシアとの二国間合意に基づくコベネフィット・アプローチの推進や、コベネフィット CDM モデル事業を実施。加えて、コベネフィット技術情報の収集・整理を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】
別紙のとおり

【大気環境の保全】

- 微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、引き続き検討するほか、測定法の確立・普及、生成機構、排出源情報等の知見の収集・整理を行う。また、これまでに実施してきた粒子状物質全体の削減のための対策を踏まえ、今後の PM2.5 に係る対策のあり方を検討する。
- 改正自動車 NOx・PM 法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。
- E S T の推進を自発的に目指す地域に対して、E S T モデル事業や普及推進地域での取組成果を提供するとともに、公共交通機関の利用促進、低公害車の導入促進、普及啓発等について関係省庁と連携して支援し、全国への普及展開を図る。また、平成 21 年度より、モビリティ・マネジメント (MM) によるエコ通勤に取り組む企業等に対し、エコ通勤社会実験等の支援を行い、MM 普及促進を図る。
- 光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握のため常時監視の精度管理体制を構築するとともに、原因物質である揮発性有機化合物を含む国内対策の着実な実施、国際的取組を推進していく。
- ディーゼル重量車について NOx 排出量を 09 年規制 (いわゆるポスト新長期規制) の 3 分の 1 程度にする挑戦目標を設定することその他の自動車売体対策の検討を引き続き進める。

【大気生活環境の保全】

- 大気生活環境の保全について、騒音ラベリング制度の導入など低騒音社会を目指した騒音対策の推進及び低周波音に関する知見の集積。嗅覚測定法の精度確保及び国際化対応への検討と臭気指数規制の更なる推進。交通騒音モニタリングのあり方の検討。自動車売体対策について、騒音規制手法の見直し、タイヤ売体騒音規制の導入等について検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討。良好な感覚環境の「見える化」を図るための客観的な指標の開発、良好な感覚環境形成の全国的な展開。

【水環境の保全】

- 新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、未規制の物質・項目を含めた工場・事業場からの排水実態の継続的な調査、排水中の多様な化学物質の影響を総和的に管理する新たな手法の検討、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた取組の実施、的確かつ効率的な公定分析法の検討。
- 湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、皇居外苑濠を始めとした身近な水環境改善に向けた検討等の実施。
- 第 6 次水質総量規制の着実な実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた第 7 次水質総量削減の実施のための汚染負荷削減の最適化、新たな指標への対応。
- 「里海」づくりを推進するための里海づくりマニュアルの策定、推進体制の整備等。
- 中央環境審議会瀬戸内海部会が取りまとめたフォローアップを踏まえ、瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施等。
- 関係省庁等が実施する有明海・八代海の再生に向けた調査研究のマスタープラン作成。
- 気候変動による水温上昇や濁水などにより、今後、公共用水域に生じる水質悪化や水環境への様々な悪影響を緩和する施策のあり方について検討を進める。

【土壌環境の保全】

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土壤汚染対策法について、改正法は平成 22 年 4 月 1 日までに施行することとなっていることから、必要な政省令等の整備、改正内容の周知徹底及び普及啓発等を実施する。 ○ 食品衛生法の規格基準改正の動向を踏まえ、農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しについて中央環境審議会に諮問する。 【ダイオキシン類・農薬対策】 ○ POPs 条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。 ○ 農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定の加速化、農薬の生物多様性に与える影響の調査の実施、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。 【効果的な公害防止の取組促進】 ○ 平成 19 年 3 月に示した「公害防止ガイドライン」の、継続的な普及啓発及びフォローアップ。平成 20 年 4 月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた事業者及び地方自治体における公害防止を促進するための方策等の実施。 【アジアにおける環境協力】 ○ 東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針策定のため、中国においてケーススタディを実施することで水質総量規制制度の現地適用性を検証し、東アジア諸国の実情に応じた実用性の高い水質総量規制制度導入指針を策定する。 ○ グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成 19 年 4 月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組。 ○ アジア各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開する。中国及びインドネシアとの二国間合意に基づくコベネフィット・アプローチの推進や、コベネフィット CDM モデル事業を実施。加えて、コベネフィット技術情報の収集・整理を行う。 		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

別 紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標【大気環境の保全】

指標名	基準値	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率 [%]					
ア 二酸化いおう	-	99.7	99.8	99.8	100
イ 一酸化炭素		100.0	100	100	100
ウ 浮遊粒子状物質		96.4	93	89.5	100
エ 二酸化窒素		99.9	100	100	100
オ 光化学オキシダント		0.3	0.1	0.1	100
カ ベンゼン		96.1	97.1	99.3	100
キ トリクロロエチレン		100	100.0	100	100
ク テトラクロロエチレン		100	100.0	100	100
ケ ジクロロメタン		100	99.7	100	100
コ アクリロニトリル		100	100.0	100	100
サ 塩化ビニルモノマー		100	100.0	100	100
シ 水銀		100	100.0	100	100
ス ニッケル化合物		99.1	98.4	99.4	100
セ クロロホルム		99.7	100	100	100
ソ 1,2-ジクロロエタン		99.5	99.5	99.5	100
タ 1,3-ブタジエン		100.0	100	100	100
②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 [%]					
ア 二酸化窒素 (NO ₂)	-	91.3	90.7	94.4	100
イ 浮遊粒子状物質 (SPM)		93.7	92.8	88.6	100
ウ 光化学オキシダント		0.0	3.7	3.3	100
エ 二酸化いおう (SO ₂)		100.0	100	100	100
オ 一酸化炭素 (CO)		100.0	100	100	100
③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 [%]					
ア 二酸化窒素 (NO ₂)	-	85.1	83.7	90.6	100
イ 浮遊粒子状物質 (SPM)		92.8	92.1	92.5	100
④(間接)低公害車の普及台数[万台]		1219	1440	1647	1,000 (H22年度)
⑤(間接)燃料電池自動車の普及台数[台]		60	50	42	50,000 (H22年度)
⑥(参考)一般環境大気測定局の数[局数]		1,619	1,581	1,561	-
⑦(参考)自動車排出ガス測定局の数[局数]		447	451	445	-

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①(ア、イ、ウ、オ)、③(イ)大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環告25)
- ①(エ)、②、③(ア)二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環告38)
- ①(カ～ケ)ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年環告4)
- ①(コ～ス)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年7月)
- ①(セ～タ)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年11月)
- ④、⑤低公害車開発普及アクションプラン(平成13年7月)

達成目標【大気生活環境の保全】

指標名	基準値	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①騒音に係る環境基準達成率(一般地域) [%]	-	77.8	79.3	80.9	100
②騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域) [達成割合(%)/ (評価対象:千戸)]	-	84.4/2,914	85.4/3,292	88.0/3,861	100 (H21年度)
③航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース) [%]	-	73.2	71.6	73.8	100

④新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース） [%]	-	38.5	41.4	42.2	100
⑤（参考）騒音に係る苦情件数 [件]	-	16,470	17,192	16,434	-
⑥（参考）振動に係る苦情件数 [件]	-	3,599	3,615	3,384	-
⑦（参考）悪臭に係る苦情件数 [件]	-	19,114	18,805	17,533	-
⑧（参考）都市域における年間の30℃超高温時間数、熱帯夜日数 [時間/日]	-	350/37	214/25	387/31	-
⑨（参考）スターウォッチングネットワーク参加者数 [人]	-	10,432	11,691	10,871	-

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①、②騒音に係る環境基準について（平成10年環告64）
- ③航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環告154）
- ④新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環告46）

達成目標【水環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①健康項目基準達成率 [%]	-	99.1	99.3	99.1	100
②生活環境項目（BOD/COD）基準達成率 [%]	-	83.4	86.3	85.6	100
③瀬戸内海における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順） [%]	-	74/97	70/95	77/95	100/100 (各年度)
④瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順） [%]	-	74/98	71/95	78/97	100/100 (各年度)
⑤大阪湾における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順） [%]	-	67/67	67/100	67/67	100/100 (各年度)
⑥東京湾における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順） [%]	-	63/67	68/67	63/67	100/100 (各年度)
⑦伊勢湾における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順） [%]	-	50/71	44/43	56/57	100/100 (各年度)
⑧有明海における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順） [%]	-	87/60	87/40	80/40	100/100 (各年度)
⑨八代海における水質環境基準の達成率（COD、全窒素・全燐の順） [%]	-	64/100	64/100	86/75	100/100 (各年度)
⑩東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量（COD、全窒素、全燐の順） [ト/日]	-	(H16年度)			(H21年度)
		958.0	-	-	897.0
		813.0	-	-	787.0
		56.7	-	-	53.0
⑪赤潮の発生件数（瀬戸内海・有明海・八代海の順） [件]	-	115/32/15	94/29/15	99/41/24	-
⑫地下水基準達成率 [%]	-	93.7	93.2	93.0	100
⑬年間2cm以上の地盤沈下面積 [km ²]	-	4	17	72	-
⑭湧水の把握件数 [件]	-	-	-	12,820	-
⑮（間接）排水基準違反件数 [件]	-	14	12	10	0
⑯（間接）環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率 [%]	-	100/0	100/0	調査中	100/100
⑰（参考）常時監視における要監視項目測定地点数 [地点]	-	1,942	1,968	1,931	-
⑱（参考）公共用水域水質等常時監視における測定地点数 [地点（検体数）]（健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類に係る水質、ダイオキシン類に係る底質の順）	-	5,600	5,487	5,574	-
		(259,795)	(237,873)	(235,103)	
		7,208	7,155	7,104	
		(420,055)	(409,182)	(404,829)	
		1,912	1,870	1,818	
		(2,550)	(2,475)	(2,412)	
1,623	1,548	1,505			
(1,730)	(1,640)	(1,575)			
⑲（参考）瀬戸内海における埋立免許面積（各年の数値は前年の11月2日～11月1日までの合計 [m ²]	-	76.5	17.8	調査中	-
⑳（参考）地下水質常時監視における測定井戸数（概況	-	4,691	4,738	4,631	-

状況、ダイオキシン類の順) [本数]		922	878	759	
㊦ (参考) 全国水生生物調査参加人数[人]	-	85,910	74,968	調査中	-

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ⑩水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針
- ⑮排水基準違反はゼロが望ましい
- ⑯底質対策の着手が100%となり、かつ全て完了することが望ましい

達成目標【土壌環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①農用地土壌汚染対策地域の指定解除率 [%]	-	85	85	85	100
②土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率 [%]	-	100	100	100	100
③ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率 [%]	-	60	80	100	100
④(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計) [㎡]	-	6,577	6,577	6,577	-
⑤(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計) [㎡]	-	5,559	5,559	5,559	-
⑥(参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末) [地域]	-	20	20	20	-
⑦(参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計) [地域]	-	52	52	52	-
⑧(参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別) [区域]	-	77	81	71	-
⑨(参考)汚染の除去により指定区域が解除された数(累計) [区域]	-	84	133	172	-
⑩(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積(累計) [㎡]	-	28,017	28,017	28,017	-
⑪(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了面積(累計) [㎡]	-	5,637	19,047	19,047	-
⑫(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(累計) [地域]	-	5	5	5	-
⑬(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域対策完了地域数(累計) [地域]	-	3	4	5	-

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①、④～⑦農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項及び第4条第1項
- ②、⑧、⑨土壌汚染対策法第5条
- ③、⑩～⑬ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第30条

達成目標【ダイオキシン類・農薬対策】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①ダイオキシン類排出総量削減率(H15年比) [%]	372～400 g-TEQ/年 (H15年)	13	20	23	約15 (H22年)
②ダイオキシン類に係る環境基準達成率 [%]					
大気	-	99.9	100	100	100
公共用水域水質		98.0	97.9	97.5	100
公共用水域底質		99.6	99.7	99.5	100
地下水質		100	99.9	99.7	100
土壌		99.8	100	100	100

③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数〔剤数〕（累計）	0 (H17年)	0	1	17	300 (H22年度)
---------------------------------------	-------------	---	---	----	----------------

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
- ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準（平成17年4月施行）

施策名	廃棄物・リサイクル対策の推進
施策の概要	廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 【国内及び国際的な循環型社会の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）については、着実な進展が見られ、目標達成に向け期待どおりの成果が得られている。平成 20 年 3 月に閣議決定された第 2 次循環型社会形成推進基本計画の第 1 回点検の重点的検討事項として、3 つの社会（循環型社会、低炭素社会、自然共生社会）の総合的取組の状況、地域循環圏の形成やリデュース・リユースの推進に向けた取組状況、国際的な循環型社会の構築に向けた取組状況、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、計画の進捗状況などとともに、点検を行った。 ○ 国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、2008 年に日本で開催された G 8 環境大臣会合において、G 8 各国が取り組む行動を具体的に掲げた「神戸 3 R 行動計画」が我が国のリードにより合意され、G 8 北海道洞爺湖サミットでも支持された。また、日本として「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を公表し、両計画に基づき「アジア 3 R ハイレベルセミナー」の開催など、アジアでの循環型社会構築を支援する取組を積極的に進めているところ。これらの取組によって 2004 年から開始された 3 R イニシアティブが大きく前進した。 ○ さらに、平成 19 年に設立された UNEP の「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（以下「UNEP パネル」という。）に対して平成 20 年度より資金拠出を行うとともに、21 年 3 月にはアジア各国の政策責任者と UNEP パネルメンバーの参加による「持続可能な資源管理に関するアジア地域セミナー」を開催するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、目標設定に向け期待通りの成果が得られた。 <p>【循環資源の適正な 3 R の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 容器包装リサイクル法については、分別収集を行う市町村割合は着実に増加しており、これに伴い分別収集量も増加している。 ○ 家電リサイクル法については、再商品化等の基準を大幅に超えた高度な再商品化が実施されている。さらに、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器を追加する（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）とともに、再商品化等の基準を見直すなど、同法施行令について所要の改正を行った。 ○ 食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は 9 件、再生利用事業者の登録件数は 145 件に増加した。 ○ 建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成 22 年度の目標値を上回っており、木材については平成 22 年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。 ○ 資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。 <p>以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成 12 年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから、目標達成に向けて着実に進展した。 <p>【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。PCB 廃棄物の処理については、平成 28 年 7 月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ 672 件増加し、2,081 件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約 9 % から約 14 % となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け一定の成果が得られた。 <p>【廃棄物の不法投棄の防止等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄等の対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて着実に進展している。 ○ 国際的な循環型社会形成については、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査等など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。 <p>【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽処理人口普及率については、平成 24 年度に 12 % という目標（廃棄物処理施設整備計画）の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、平成 15 年度から平成 19 年度までの推移を見ると、8.12 % から 8.82 % へと向上しているとともに、浄化槽設置基数は平成 15 年度から平成 19 年度の 5 年間で 60 万基以上増加しており、生活排水対策が着実に進展しているといえる。 ○ また、平成 20 年 10 月に政府与党で決定した第 2 次緊急経済対策「生活対策」において、市町

村の浄化槽整備事業に対する助成事業（地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業）に対する国の助成率を2分の1に引き上げるなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。

（必要性）

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えていくためには、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の経済社会活動を循環型に変えていくことが必要である。
- 「第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）」に基づく各種施策を推進しつつ、進捗状況や目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を活用して計画の普及を図ることが必要である。また、3Rの推進と適正処理の実施など、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向けた取組と統合的に進めることが必要である。
- また、世界的な経済危機に伴う資源需要の変動、中長期的に予想される資源制約に適切に対応していくためには、国際的な連携と協力をさらに進めることにより、3Rの推進等を通じた循環型社会の形成を国際的に推進する必要がある。

【循環資源の適正な3Rの推進】

- 最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物及び建設廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。個別のリサイクル法については、以下のとおりである。
 - ・ 容器包装リサイクル法については、一般家庭から排出される廃棄物のうち容積比で約6割を占める容器包装廃棄物を削減し、家庭から排出される廃棄物の削減に資するとともに、資源の有効利用を促進するために法の適切な運用が必要である。
 - ・ 使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車リサイクル法の適正な施行を推進することが必要である。
 - ・ 食品リサイクルについては、多量発生事業者に係る定期の報告や食品関連事業者の再生利用等の取組の円滑化を促進するため、関係者に対しての普及啓発等を行う必要がある。
 - ・ 国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、使用済小型家電からのレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討が必要である。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。
- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。
- このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。
- 国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。
- また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を平成19年6月に策定したところであり、これらに基づき、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。
- 平成18年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度（平成2年度）に比べ、約2割増加している状況にあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 産業廃棄物については、平成18年度における排出量は418百万トンであり、基準年と比べるとほぼ横ばい（基準年の約2%増）である。また、再生利用率は約0.6ポイント減の51.3%（目標値47%以上）と減少したものの高水準を維持しており、最終処分量についても22百万トン（目標値30百万トン以下）と順調に減少している。以上の指標の基準値、経年変化、目標年及び目標値を総合的に勘案すれば、着実に目標達成に向け概ね進展しているが、引き続き発生抑制に取り組んでいく必要がある。
- 廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。
- これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会を構築する基盤となる。
- また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのあるPCB廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国としてPCB廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。

- 産業廃棄物の適正処理を行うために必要な施設である最終処分場について、その基準のあり方を検討し、安全・安心な最終処分場を確保していくことが必要である。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の不適正処分や不正輸出入は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。現在の状況としては、種々の施策を講じた結果、新規発覚の件数及び投棄量は減少しているが、依然として不法投棄等の撲滅には至っておらず、今後も撲滅に向けた未然防止・拡大防止対策の強化が必要である。
- 循環型社会の形成に当たっての前提となる廃棄物の適正処理の確保に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし優先度の高いものである。
- 廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 人間が活動する上で発生する生活排水は、適切に処理しなければ、水環境の保全及び公衆衛生上問題が発生するおそれがある。こうした汚水処理施設は浄化槽や下水道等があり、それぞれの長所を活かした整備を進めるよう3省合同通知を发出している。特に、浄化槽の整備においては人口散在地において効率的な整備が可能とされている。
- 浄化槽ビジョンや廃棄物処理施設整備計画において、単独処理から合併処理浄化槽への転換等を含めた浄化槽の面的整備の必要性が示されている。

(効率性)

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。
- 国民に対する普及啓発活動では、インターネット等の利用可能なメディアを活用して広く国民に対して情報提供を行い、啓発効果が上がるよう対象を絞って効率的に実施した。また、年次報告の作成・公表、地方環境事務所による説明会により施策の状況を国民に紹介している。
- アジア等における3Rの推進に関しては、国連環境計画等の国際機関が実施する活動との連携・協力を図っているほか、我が国の関連学界、団体等の知見・経験・人材を活用して、効率的に推進している。

【循環資源の適正な3Rの推進】

- 環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。
- 施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。
- 地方環境事務所と連携することにより、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。実際に、家電リサイクル法に基づき、地方環境事務所は、495件の立入検査を行行い、うち1件について嚴重注意を行った（平成20年度）。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の監視・指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。平成20年度の自動車リサイクル法に基づく立入検査は212件であった。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。
- 循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供し、その普及を進めているところであり、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。
- 廃棄物処理施設は、今後維持管理や更新費用の増大が見込まれ、かつ機能面で社会の要請に応えられなくなっていくことが懸念される。我が国の厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していく必要がある。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及びPCB処理施設整備事業は、いずれも費用に対する効果を算出しており、効率性も念頭に事業を行っている。
- その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために必要最小限であり、効率性に配慮している。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の不適正処分によって生じた生活環境保全上の支障の除去等を行うには、巨額の費用（例えば、豊島の事案であれば約490億円、青森・岩手県境の事案であれば約650億円が見積もられている）が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、早期発見・早期対応及び、未然防止・拡大防止対策を重点化していくことが効率的である。
- 不法輸出入等は、いったん生じると国際問題に発展しやすい性質を有しており（例えば、平成16年には、我が国から中国へ輸出された廃プラに異物が混入していたとして、中国当局から我が国からの廃プラ輸入を全面禁止）、そのような事態を避けるためにも、水際で不法輸出入防止対

策を講ずることは効率的。また、その実施にあたっては、水際を司る税関との現場レベルでの緊密な連携が重要であり、地方環境事務所を活用して迅速に対処することで、効率的な業務を行っているところ。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 浄化槽の整備については、中山間地域等、他の污水处理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。
- これまで污水处理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の整備が経済的・効率的である場合が多いと考えられる。
- 浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。
- 浄化槽市町村整備推進事業（PFI事業）においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図り、効率的に事業を実施している。

（有効性）

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 平成 18 年度における資源生産性及び循環利用率が平成 12 年度に比べてそれぞれ約 33%及び約 2.6 ポイント上昇するとともに、最終処分量は平成 12 年度と比べ約 49%減少しており、循環型社会の構築という目標に向けて進展している。
- 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することにより、循環型社会の形成に向けた進捗を定量的に把握するとともに、その要因を解析することで、具体的な施策への反映も可能となっている。こうした結果は年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには環境・循環型社会白書として環境省ホームページに公表している。
- 循環型社会形成基本計画の見直しにおいて、土石系資源投入量を除いた資源生産性及び廃棄物分野の温室効果ガス排出削減対策などの補助指標や化石系資源に関する資源生産性及びバイオマス系資源投入率などの推移をモニターする指標の充実を図ったことにより、循環型社会の形成に関する詳細なデータ把握が可能となり、循環型社会の形成に向けた進捗状況を的確に反映させることが可能となった。
- 3Rイニシアティブを展開するため、我が国の知見・経験を活用し、アジア各国における3R推進のための国別戦略の策定支援（タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア）、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備等の支援を行い、G8各国はもとより、アジア等の途上国において、情報や経験の共有が進み、3R関連の制度や戦略の策定、能力向上の取組が進展している。

【循環資源の適正な3Rの推進】

- 容器包装リサイクル法の施行以降、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では約 125 万トン（平成 9 年度）から約 282 万トン（平成 19 年度）に増加している。また、個々の特定事業者においては、ペットボトルの薄肉化等により容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品を開発したりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んでおり、一定の効果が上がっている。さらに、3R推進マイスター制度や表彰制度の活用により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組や地域における連携・協働の取組が進展した。
- 家電リサイクル法について、平成 20 年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は 12,899 千台（前年度比約 6.6%増）であり、法施行 5 年目も全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。
- 食品リサイクル法について、「食品リサイクル制度における登録再生利用事業者制度の説明、リサイクルループの事例紹介及び再生利用施設の現場見学に関する地域別説明会」を全国 9 箇所で開催し、再生利用事業者等に対し、普及啓発を行うことにより、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数や再生利用事業者の登録件数が増加した。
- 建設リサイクル法について、平成 20 年 12 月の第 7 回の合同会合で、建設リサイクルにおける見える化などを内容とするとりまとめをまとめた。
- 自動車リサイクル法について、自動車破砕残さ及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率（平成 20 年度）はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。
- 資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率（平成 19 年度）についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。
- レアメタルのリサイクルについて、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置し、平成 20 年 12 月より会合を計 3 回開催したほか、全国 3 地域で使用済小型家電の回収モデル事業を実施するなど、検討を進めている。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 一般廃棄物（ごみ）の排出量は、総量及び国民 1 人当たりの排出量ともに平成 12 年度以降減少する傾向（平成 18 年度は前年度に比べ、それぞれ 70 万ト、15 g/日減少）にある。
- 一般廃棄物のリサイクル率については、容器包装リサイクル法の浸透等により、毎年着実に増加（平成 18 年度は前年度に比べ、0.6%増加）しており、今後各種リサイクル法に基づく取組や生ごみ等の廃棄物系バイオマスの利活用の推進により、更に増加することが予想される。
- 一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少（平成 18 年度は前年度に比べ、52 万ト、減少）しているが、残余容量は約 260 万 m³減少しており、地域によっては最終処分場が逼迫している場合があることから、市町村は一般廃棄物処理の 3R 化を進める必要がある。

- 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成 12 年 9 月策定の目標が達成されたことを受け、17 年 6 月に 22 年末の新たな削減目標値 (51g-TEQ) を定めたとおり、ごみ処理の広域化の推進等により 19 年 (19 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで) も 18 年に比べ排出量を 2 g-TEQ 削減した。
- ごみ発電の総発電能力については、順調に増加していたが、近年は微増傾向にとどまっており、平成 18 年度は前年度に比べ、約 5 % の増加にとどまっている。温室効果ガスの排出抑制への取組を進めるため、平成 20 年 3 月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ焼却施設の総発電能力の数値目標 (2,500MW) を設定した。
- 一般廃棄物処理施設等については、平成 17 年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成 20 年度には、新たに 51 の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。
- 法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。
【産業廃棄物対策 (排出抑制・リサイクル・適正処理等)】
- 産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減しており、平成 19 年度においては前年度の排出量より 4 g-TEQ 削減した。
- PCB 廃棄物の処理については、北九州市、豊田市、東京都、大阪市、室蘭市における処理施設の立地及び全国的な処理体制の整備が完了し、処理を開始しており、平成 28 年 7 月までに処理完了という目標達成に向け、着実に処理を行っている。なお、これまでの処理量は平成 17 年度が 2,800 台、平成 18 年度が 5,024 台である。
- 石綿含有廃棄物の処理については、平成 18 年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。今後、この制度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。
- 法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。
【廃棄物の不法投棄の防止等】
- 不法投棄等の対策として、①地域における意識の向上、②廃棄物処理体制の強化、③制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを平成 16 年度に策定している。このほか、廃掃法の改正や排出事業者責任の強化等も行っており、その結果、平成 19 年度の新たな不法投棄件数は 382 件、投棄量は 10.2 万トンであり、不法投棄件数及び投機量とも目標値 (基準年の値をおおむね半減) を達成した。
- 平成 16 年 6 月の不法投棄撲滅アクションプランに基づき不法投棄ホットラインを設けて不法投棄に関する国民からの情報を受け付けており、平成 20 年度末時点までの通報受付件数は約 1,000 件であった (うち対応が必要な約 500 件は自治体に連絡し、現地確認等の対応を依頼した)。寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。
- 不法投棄等の撲滅に向けた対策として、平成 19 年度より、5 月 30 日 (ごみゼロの日) から 6 月 5 日 (環境の日) までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、自治体や市民等が連携した監視活動や啓発活動等を行う未然防止・拡大防止対策を実施して、不法投棄等の撲滅を目指している (平成 20 年度のウィーク期間中に国と自治体等が連携して実施した事業は 67 事業)。
- 都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成 10 年 6 月 17 日以降に不法投棄等の不適正処分された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進基金の補助により、平成 19 年度末までに支障の除去等を行った都道府県等に対して、延べ 72 件の事案の代執行経費の支援を行った。平成 10 年 6 月 16 日以前に不法投棄等の不適正処分された事案に関しては、平成 15 年 6 月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく措置として、平成 20 年度末までに 12 事案について都道府県等が定めた実施計画に環境大臣が同意し、都道府県等への支援を実施している。
- 廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施 (全国 10 カ所開催)、事前相談の実施 (約 1,200 件)、立入検査等 (約 140 件) により、適正な輸出入の確保のための対策を進めた。
- アジア地域における情報交換体制 (ネットワーク) の構築を進め、アジア各国の「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」担当者によるワークショップの開催 (第 5 回) 及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物の不法輸出入を抑制した。
【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】
- 浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の推移から、生活排水が適正に処理され、健全な水循環が確保されるものと考えられる。
- 市町村設置事業への支援の拡大等をおこなった。その結果、平成 19 年度末の浄化槽の普及率 (浄化槽普及人口の総人口に対する割合) は 8.82% となっており、前年度より上昇した。
(反映の方向性)
【国内及び国際的な循環型社会の構築】
- 低炭素社会への取組との連携指標、隠れたフロー・関与物質総量、産業分野別の資源生産性等、循環型社会形成のための指標及び数値目標に関する総合調査を実施するとともに、統計の精度向上と速報化を進め、京都議定書目標達成計画廃棄物部門排出量の数値に的確に反映させるとも

に、地球環境問題や途上国の経済成長に伴う資源のひっ迫等の問題に対応して、我が国全体の資源生産性を高め、資源を無駄なく繰り返し活用する循環型社会を構築するために、地球温暖化対策や生物多様性保全対策との連携を強化する。

また、3Rを進展させるため、地域の実情に根ざしたコミュニティビジネスなど、循環ビジネスの先進的な取組を支援するとともに、循環資源の特性等に応じた地域循環圏構築のための計画づくりを、関係省庁、地方自治体等の関係主体の協働により進め、低炭素かつ循環型の経済社会システムを構築し、地域の活性化も図る。

さらに、リデュース、リユースについての定量的な目標設定とそれを達成するためのシステムづくりについて検討を行うとともに、人材育成、優良事例支援、普及啓発などの取組を広げていくことを通じて、3Rの取組を一層推進する。

- アジアにおける循環型社会の構築に向けて、国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、平成21年に設立が予定されている「アジア3R推進フォーラム」をはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、各国における3R政策の戦略的・計画的な推進を支援する。具体的には、政策対話を通じて3R政策の優先順位を高めるとともに、3Rの優良事例を各国で創出していく。また、科学的知見・経験の交流、対策能力向上、コベネフィットの追求、不法輸出入防止などの分野での協力を進め、我が国としてリーダーシップを発揮していく。

【循環資源の適正な3Rの推進】

- 容器包装リサイクルについては、容器包装の排出抑制等についての先進的な取組について表彰制度やモデル事業として支援するとともに、容器包装のリユースの促進について検討を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。建設リサイクルについては、平成20年12月の取りまとめを踏まえた見直しを行う。自動車リサイクルについては、引き続き制度の見直しの検討を行う。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。

また、レアメタルのリサイクルについては、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電についてレアメタルの含有実態の把握等の実施、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討を行う。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 一般廃棄物について、バイオマス利用や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりを進めていく。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB汚染物処理施設の整備推進等のPCB廃棄物処理推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の対策については、現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。

また、不法投棄等の不適正処分の早期発見・早期対応、未然防止・拡大防止対策を強化するため、衛星画像を活用した取組等を推進する。

- 製品の製造・使用段階を含めた有害廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組を推進する。
- 国際的な循環型社会の形成に向け、アジアにおける有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化と適切な国際資源循環の確保を図る。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備など、先駆的な取り組みを行う自治体について、国の助成率を2分の1に引き上げるなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っていく。
- 浄化槽シンポジウム、ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

別紙のとおり

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 低炭素社会への取組との連携指標、隠れたフロー・関与物質総量、産業分野別の資源生産性等、循環型社会形成のための指標及び数値目標に関する総合調査を実施するとともに、統計の精度向上と速報化を進め、京都議定書目標達成計画廃棄物部門排出量の数値に的確に反映させるとともに、地球環境問題や途上国の経済成長に伴う資源のひっ迫等の問題に対応して、我が国全体の資源生産性を高め、資源を無駄なく繰り返し活用する循環型社会を構築するために、地球温暖化対策や生物多様性保全対策との連携を強化する。また、3Rを進展させるため、地域の実情に根ざしたコミュニティビジネスなど、循環ビジネスの先進的な取組を支援するとともに、循環資源の特性等に応じた地域循環圏構築のための計画づくりを、関係省庁、地方自治体等の関係主体の協働により進め、低炭素かつ循環型の経済社会システムを構築し、地域の活性化も図る。さらに、リデュース、リユースについての定量的な目標設定とそれを達成するためのシステムづくりにつ

政策評価の結果
の政策への反映
状況

いて検討を行うとともに、人材育成、優良事例支援、普及啓発などの取組を広げていくことを通じて、3Rの取組を一層推進する。

○ アジアにおける循環型社会の構築に向けて、国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、平成21年に設立が予定されている「アジア3R推進フォーラム」をはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、各国における3R政策の戦略的・計画的な推進を支援する。具体的には、政策対話を通じて3R政策の優先順位を高めるとともに、3Rの優良事例を各国で創出していく。また、科学的知見・経験の交流、対策能力向上、コベネフィットの追求、不法輸出入防止などの分野での協力を進め、我が国としてリーダーシップを発揮していく。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○ 容器包装リサイクルについては、容器包装の排出抑制等についての先進的な取組について表彰制度やモデル事業として支援するとともに、容器包装のリユースの促進について検討を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。建設リサイクルについては、平成20年12月の取りまとめを踏まえた見直しを行う。自動車リサイクルについては、引き続き制度の見直しの検討を行う。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、レアメタルのリサイクルについては、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電についてレアメタルの含有実態の把握等の実施、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討を行う。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○ 一般廃棄物について、バイオマス利用や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりを進めていく。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○ 産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB汚染物処理施設の整備推進等のPCB廃棄物処理推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

○ 不法投棄等の対策については、現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。また、不法投棄等の不適正処分の早期発見・早期対応、未然防止・拡大防止対策を強化するため、衛星画像を活用した取組等を推進する。

○ 製品の製造・使用段階を含めた有害廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組を推進する。

○ 国際的な循環型社会の形成に向け、アジアにおける有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化と適切な国際資源循環の確保を図る。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備など、先駆的な取り組みを行う自治体について、国の助成率を2分の1に引き上げるなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っていく。

○ 浄化槽シンポジウム、ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	—	—	—

達成目標【国内及び国際的な循環型社会の構築】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
①資源生産性 [万円/ト]	約 26 (H12 年 度)	約 31	約 33	約 35	42 (H27 年度)
②循環利用率 [%]	約 10 (H12 年 度)	約 12	約 12	約 13	14～15 (H27 年度)
③最終処分量 [百万ト]	約 56 (H12 年 度)	約 35	約 32	約 29	23 (H27 年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

○ 第二次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月）

達成目標【循環資源の適正な3Rの推進】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
①容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 [千ト]					
無色のガラス製容器	-	342	339	332	356 (計画値) (H24 年度)
茶色のガラス製容器		293	292	291	307 (計画値) (H24 年度)
その他のガラス製容器		174	181	186	184 (計画値) (H24 年度)
紙製容器包装		71	82	83	171 (計画値) (H24 年度)
ペットボトル		252	268	283	340 (計画値) (H24 年度)
プラスチック製容器包装		559	609	644	1,004 (計画値) (H24 年度)
スチール製容器包装		330	305	275	307 (計画値) (H24 年度)
アルミ製容器包装		140	134	126	152 (計画値) (H24 年度)
段ボール		555	584	583	781 (計画値) (H24 年度)
飲料用紙製容器		16	16	17	28 (計画値) (H24 年度)
②家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率 [%]					
家庭用エアコン	-	84	86	87	60 (各年度)
テレビ		77	77	86	55 (各年度)
冷蔵庫・冷凍庫		66	71	73	50 (各年度)
洗濯機		75	79	82	50 (各年度)
③食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率 [%]					
食品製造業	-	81	81	81	85 (H24 年度)
食品卸売業		61	62	62	70 (H24 年度)
食品小売業		31	35	35	45 (H24 年度)
外食産業		21	22	22	40 (H24 年度)
④建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率 [%]					
コンクリート塊	-	98	-	-	95 (H22 年度)
アスファルト・コンクリート塊		99	-	-	95 (H22 年度)
建設発生木材		91	-	-	95 (H22 年度)

⑤資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率 [%]					
デスクトップパソコン	-	75.2	76.0	75.1	50 (各年度)
ノートブックパソコン		53.2	54.7	53.7	20 (各年度)
ブラウン管式表示装置		76.9	75.8	78.1	55 (各年度)
液晶式表示装置		66.3	68.9	70.7	55 (各年度)
ニカド電池		73.2	73.3	73.5	60 (各年度)
ニッケル水素電池		76.5	76.6	76.6	55 (各年度)
リチウムイオン電池		63.0	62.2	64.1	30 (各年度)
小形制御弁式鉛蓄電池		50.0	50.0	50.0	50 (各年度)
⑥自動車リサイクル法における自動車破碎残さ及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率 [%]					
自動車破碎残さ	-	48.0～ 70.0	63.7～ 75.0	64.2～ 78.0	30 (各年度)
ガス発生器（エアバッグ類）		93.0～ 94.7	93.5～ 95.1	92.0～ 94.7	85 (各年度)
⑦（間接）容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数（全市町村数に対する割合） [市町村数(%)]					
無色のガラス製容器	-	1,753 (95.1%)	1,732 (94.8%)	1,736 (95.6%)	1,784 (97.9%) (計画値) (H24年度)
茶色のガラス製容器		1,760 (95.4%)	1,736 (95.0%)	1,741 (95.9%)	1,786 (98.2%) (計画値) (H24年度)
その他の色のガラス製容器		1,747 (94.7%)	1,726 (94.5%)	1,731 (95.3%)	1,794 (98.2%) (計画値) (H24年度)
紙製容器包装		551 (29.9%)	599 (32.8%)	696 (38.3%)	974 (53.3%) (計画値) (H24年度)
ペットボトル		1,747 (94.7%)	1,752 (95.9%)	1,765 (97.2%)	1,806 (98.9%) (計画値) (H24年度)
プラスチック製容器包装		1,160 (62.9%)	1,234 (67.5%)	1,304 (71.8%)	1,517 (83.0%) (計画値) (H24年度)
スチール製容器		1,826 (99.0%)	1,793 (98.1%)	1,795 (98.8%)	1,821 (99.7%) (計画値) (H24年度)
アルミ製容器		1,827 (99.1%)	1,800 (98.5%)	1,799 (99.1%)	1,822 (99.7%) (計画値) (H24年度)
段ボール製容器		1,551 (84.1%)	1,588 (86.9%)	1,627 (89.6%)	1,759 (96.3%) (計画値) (H24年度)
飲料用紙製容器		1,344 (72.9%)	1,355 (74.2%)	1,405 (77.4%)	1,591 (87.1%) (計画値) (H24年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①、⑦容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ②特定家庭用機器再商品化法施行令
- ③食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針

- ④特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針
- ⑤パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
- ⑥使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

達成目標【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
①一般廃棄物の排出量 [百万トﾝ] (国民1人当たり [g/日])	52 (H19 年度)	53(1,146)	53(1,131)	52(1,116)	50 (H24 年度)
②一般廃棄物のリサイクル率 [%]	20 (H19 年度)	18	19	20	25 (H24 年度)
③一般廃棄物の最終処分量 [百万トﾝ]	12 (H9 年度)	8.1	7.3	6.8	6.4 (H22 年度)
④一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量 [g-TEQ/年]	71 (H15 年度)	64	62	54	51 (H22 年度)
⑤(参考) ごみ発電の総発電能力 [MW]	-	1,491	1,512	1,590	2,500 (H24 年度)
⑥(参考) ごみ発電の総発電量 [GWh]	-	7,129	7,090	7,190	11,800 (H21 年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①～②廃棄物処理施設整備計画
- ③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
- ⑤、⑥京都議定書目標達成計画、廃棄物処理施設整備計画

達成目標【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

指標名	基準値 (年度)	H16 年度	H17 年度	H18 年度	目標値 (年度)
①産業廃棄物の排出量 [百万トﾝ]	410 (H9 年度)	417	422	418	458 (H22 年度)
②産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率 [%]	41 (H9 年度)	51.3	51.9	51.3	47 (H22 年度)
③産業廃棄物の最終処分量 [百万トﾝ]	66 (H9 年度)	26	24	22	30 (H22 年度)
④産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量 [g-TEQ/年]	1,505 (H9 年)	69 (16 年)	73 (17 年)	62	50 (H22 年)
⑤高压トランス等(PCB廃棄物)の保管量 [万台]	24 (H13 年度)	28	調査中	調査中	0 (H28 年)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①～③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
- ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

達成目標【廃棄物の不法投棄の防止等】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
①産業廃棄物の不法投棄件数 [件]	1,049 (H11 年度)	558	554	382	H11 年度に対し概ね半減 (H22 年度)
②産業廃棄物の不法投棄量 [百万トﾝ]	43.3 (H11 年度)	17.2	13.1	10.2	
③5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数 [件]	-	7	4	2	0 (H21 年度)
④(参考) バーゼル法輸出承認件数 [件]	-	15	16	55	-
⑤(参考) バーゼル法輸入承認件数 [件]	-	29	28	35	-
⑥(参考) 廃棄物処理法輸出確認件数 [件]	-	30	23	36	-
⑦(参考) 廃棄物処理法輸入許可件数 [件]	-	5	4	6	-

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○ ①～③不法投棄撲滅アクションプラン

達成目標【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①浄化槽処理人口普及率 [%]	8.82 (H19年度)	8.60	8.77	8.82	12.0 (H24年度)
②(間接)合併処理浄化槽設置基数 [基]	-	2,498,735	2,658,982	2,776,222	-
③(参考)11条検査受検率(単独処理浄化槽を含む) [%]	-	20.2	23.8	25.7	-

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

① 廃棄物処理施設整備計画〔平成20年3月25日 閣議決定〕

<p>施策名</p>	<p>生物多様性の保全と自然との共生の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。</p> <p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 【基盤的施策の実施及び国際的取組】 ○ 第三次生物多様性国家戦略に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。 ○ 生物多様性条約第 10 回締約国会議の招致・開催に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進した。 【自然環境の保全・再生】 ○ 原始的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。なお、自然再生推進法については、法施行後 5 年経過を受けた自然再生事業の進捗状況についての検証結果を踏まえ、平成 20 年 10 月に自然再生基本方針の一部変更が閣議決定された。 ○ 国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められた。また、生物多様性基本法の制定（平成 20 年 6 月）及び改正自然公園法施行後 5 年経過した際の見直し規定を踏まえ、中央環境審議会において自然公園法等の見直しを進めていたところ、平成 21 年 2 月に同審議会から「自然公園法の施行状況等を踏まえた必要な措置について」答申を受け、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を平成 21 年 3 月に閣議決定して、第 171 回国会に提出した。 【野生生物の保護管理】 ○ レッドリストの第 3 次見直し作業に着手した。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に 9 種を追加指定するとともに、生息状況が改善した 1 種を削除した。さらに、9 種について、新たに保護増殖事業計画を策定し、保護増殖事業を推進した。国指定鳥獣保護区の指定やラムサール条約湿地の新規登録（4 箇所）などの各種施策を推進するとともに、カルタヘナ法施行後 5 年が経過したことから、法律の施行状況の検討を行ったほか、外来生物法に基づき特定外来生物の国内での定着防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を果たした。また、鳥獣保護法に基づく希少鳥獣の見直しや、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査の拡大・強化を行うなど、人と鳥獣の関係の再構築に向けた取組に進展があった。 【動物の愛護及び管理】 ○ 動物愛護管理に対する普及啓発の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、動物の遺棄・虐待防止や所有者明示の推進を目的としたポスター等の作成・配布及び動物愛護センター等に収容された犬ねこの殺処分数を減少させていくための再飼養支援データベース・ネットワークシステムの整備等の取組により、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。 ○ 平成 20 年 6 月、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」が成立し、基準規格の検討等、平成 21 年 6 月の施行に向けて必要な業務を行い、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。 【自然とのふれあいの推進】 ○ 自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、自然とのふれあいの場の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にしたい気持ちの育成が図られた。 ○ 「エコツーリズム推進法」が平成 20 年 4 月に施行され、また法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」が同年 6 月に閣議決定されたことによりエコツーリズムに関する一定のルールの確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。 ○ 温泉法施行規則の一部改正や温泉資源の保護に関するガイドラインの策定等により、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策、温泉資源保護対策など、温泉行政に関する制度の見直し等について大きな進捗が見られた。 (必要性) 【基盤的施策の実施及び国際的取組】 ○ 生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存が確保された「自然と共生する社会」を構築するために、第三次生物多様性国家戦略（平成 19 年 11 月）に基づき、着実な成果をあげていくことが必要である。 ○ 生物多様性の保全は人類共通の課題であり、世界的に生物多様性の喪失が進行していることから、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的連携の強化を図るとともに、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを発揮していく必要がある。</p>

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【自然環境の保全・再生】

- 自然環境保全地域、自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。
- 特に国立公園は、環境基本計画及び第三次生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国（環境省）が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。
- 生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。
- かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。このため、地域住民、専門家、NPO等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた自然の再生・修復を行っていくことが必要である。

【野生生物の保護管理】

- 野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。
- 特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による生態系や農林業等への被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえると、国による当該施策の必要性は高い。
- 高病原性鳥インフルエンザについては、家禽や人への感染が懸念され国民生活や産業経済への影響が甚大であることから、国による野生鳥獣の感染症対策実施の必要性は高い。

【動物の愛護及び管理】

- 都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。
- 動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいく必要がある。
- ペットフードの安全性の確保に関しては、これまで規制する法律がなく、問題発生の防止及び問題が発生した場合の迅速な対応のためには法規制が必要である。

【自然とのふれあいの推進】

- 環境問題への関心の高まりに加え、余暇時間の拡大、都市化や高齢化の進行等により、優れた自然風景や野生生物等とのふれあいを求める国民のニーズが高まっており、これらニーズに対応する施策の必要性は高い。
- 自然とのふれあいについては、資源を持続的に保全しつつ、利用の質の向上を図るために行政の継続的な支援や普及・啓発等が不可欠である。今後とも、人材育成や自然体験活動のよりよい手法の模索等、質の高い自然ふれあい活動の提供を行っていくことが必要である。
- 利用の基盤となる公益性の高い施設整備を行政が行い、その他の収益性のある事業を民間団体が国等の認可を受けて実施している。また、国立公園の利用拠点等の整備を国が直轄事業として実施し、国定公園の利用拠点等の整備を地方公共団体が実施している。以上の役割分担のもと、行政が担うことが必要な範囲で施設整備を行っている。
- 国民の温泉への関心が高まる中、温泉資源保護対策や温泉の掲示内容等に関する多様なニーズへの的確かつ迅速な対応を図ること、また、温泉地を訪れる国民に自然資源である温泉の利用を広く享受させるための基盤を整えるなど、国による施策の必要性は高い。
- 国民の安全・安心の確保のため、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止について、国による施策が必要である。
- 保護、災害の防止及び適正な利用によって確保される自然資源であり観光資源でもある「温泉」の恵沢は、国民の公共の福祉の増進に寄与するものであり、国が全国的な見地から調査研究を実施する必要がある。

（効率性）

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- 第三次生物多様性国家戦略では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。

【自然環境の保全・再生】

- 我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。
- 湿原、干潟、藻場等の各生態系タイプの最も望ましい保全策を明らかにしていき当たり、浅海域調査等の科学的な調査結果を活用して、沿岸域などの保全地域以外の湿地等も含めて湿地保全等に係る検討を進めることは効率的かつ効果的である。
- 自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っており、効率的に事業を推進している。
- 自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO等が主体となった自然再生を効率的に推進し

ている。

【野生生物の保護管理】

- 野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。
- 特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進により外来生物等の対策の効率性が高まる。

【動物の愛護及び管理】

- 動物の愛護と適正な管理について、動物愛護週間中央行事の開催やパンフレットの配布等を環境省（地方環境事務所を含む）、地方公共団体だけでなく、民間団体と連携して行い、また、政府広報やテレビ等の多種の媒体を積極的に活用することで、より多くの国民に向け、効率的に普及啓発を行うよう努めた。
- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムについては、インターネットを活用し、地方公共団体や民間団体等との役割分担のもと、システムへの参加自治体数の増加を図る等して効率性の向上に努めた。
- 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案」は、全国に広く流通するペットフードの安全性を効率的に確保するため、農林水産省と共管とし、両省の地方支分局を活用し運用することとしている。

【自然とのふれあいの推進】

- 自然とふれあう機会や情報の提供、自然とのふれあい活動のサポートなどについては、Webサイトエコツアー総覧のアクセス件数の順調な増加に見られるように情報の提供とサポートの効率性を高めている。
- 施設整備に際して、費用便益分析等の事業評価を実施し、コスト面からも有効性の高い効果がある事業を実施するなど、事業実施に当たっての効率性の向上に努めている。
- 温泉行政に関する制度の見直しやわかりやすい掲示方法・掲示内容の検討など国民の温泉に対するニーズの多様化に対応した施策を推進することにより、自然資源である「温泉」を利用した国民保養温泉地等における宿泊利用人員数を維持するとともに、温泉の資源保護、可燃性天然ガスによる災害対策や適正利用の効率性を高めている。

（有効性）

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- 生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報として、植生、動植物分布、浅海域データ等が着実に蓄積され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的な事業の実施に寄与できた。
- モニタリングサイトの設定について、平成19年度に目標値を達成した後も、適切な配置に留意し、さらにサイト配置を行い、計1,023サイトを設置するなど、進展があった。
- サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への抛出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。特に、平成21年1月30日・31日には、東アジア及びオーストラリア各国の渡り鳥の有識者による専門家会合及び国際シンポジウムを福岡県において開催した。本会合及びシンポジウムではガンカモ類及びシギ・チドリ類の現在の生息状況を共有し、より精度の高いデータ収集と情報共有化に向けた課題を抽出して、その解決に向けたアジア地域における国際連携のあり方を探ることができた。
- 「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議」を開催（平成20年11月：東京）するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。
- SATOYAMAイニシアティブ国際ワークショップを開催（平成21年3月：東京）するなど、生物多様性条約第10回締約国会議に向け、アジアを中心に農村社会における二次的な自然資源の持続可能な管理・利用の方法について、情報交換と議論を行った。
- 平成20年10月-11月に開催されたラムサール条約第10回締約国会議において決議案「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」を韓国政府と共同で提出し、その採択を実現させ、稲作文化を有する地域に対して生物多様性の保全をアピールした。

【自然環境の保全・再生】

- 国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を点検・変更した。国立公園のうち、過去5年間に公園計画の点検が終了した地域は、29地域であり、全地域（57地域）で点検を実施するという目標に対して51%の達成率となっている。達成率が51%にとどまっている原因は、国立公園は土地所有に関係なく指定し、法に基づく各種行為規制を課すことにより、当該地の風致景観を保護する制度であるため、公園計画の点検作業に当たっては、他の公益との調整に多大な時間を要する 경우가多く、当初の目標年度までに点検作業を終えることができない場合があるからと考えられる。
- 全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始した吉野熊野国立公園の西大台地区において、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を推進した。
- グリーンワーカー事業による海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除、山小屋のし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。
- 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法に

ついて検討し、尾瀬、白山等6つの国立公園で管理運営体制の再構築に向けたモデル的取組を実施した。

- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信するため、外国語版のパンフレットやDVDを作成した。
- 海域については、「国立・国定公園海域保全方策検討調査業務」を実施し、自然公園法改正に向けた海域の国立・国定公園の保全及び利用上の課題等を整理し、国立公園として保全すべき海域について検討した。
- 世界自然遺産登録の際に受けた勧告に着実に対応した「知床」については、平成20年7月の第32回世界遺産委員会で高い評価を受けた。また、保全管理の拠点施設として知床世界遺産センターを整備し、管理充実を図った。
- 里地里山等については、これまで実施してきた里地里山保全・再生モデル事業の成果により、地域特性に応じた、保全再生のための実践とそのノウハウの蓄積に加え、専門家、団体等のネットワークの形成が図られた。
- 干潟・藻場等の湿地については、干潟の底生生物や藻場の海草の生育状況等の基礎的情報の整備により、干潟、藻場、マングローブ等のタイプごとの保全策の立案に有効な基盤の整備が進められた。
- 自然再生事業は、計画段階から専門家、地域住民等の参画を得て実施しており、地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進することが可能となっており、自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来にわたって市民等に活用されることが期待される。
- 自然再生推進法の運用を推進することにより、平成20年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計20箇所(20年度単年度に1箇所)設立されている。また、同法に基づく自然再生全体構想が19箇所で策定され、自然再生事業実施計画が17件(20年度単年度に3件)主務大臣に送付されている。

【野生生物の保護管理】

- 継続的な調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進歩が見られた。
- 国内希少野生動植物種の指定及び削除、保護増殖事業計画の策定、生息域外保全等の保護増殖事業の推進などにより、希少野生動植物の保護施策に進展が見られた。
- 鳥獣保護法に基づく希少鳥獣の指定や指定解除等を行うとともに、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」を取りまとめ、全国規模での野鳥のモニタリングを実施するなど野生鳥獣の保護管理上進捗が見られた。
- 新たに3箇所の国指定鳥獣保護区を指定するとともに、2箇所の拡大、5箇所の更新を行い、国指定鳥獣保護区箇所数は69となった。目標値に対する達成率は78%となり前年度より向上したものの、目標の達成には到っていない。その原因は、鳥獣保護区は、法に基づく各種行為規制を課すことにより当該地の鳥獣を保護する制度であるため、指定にあたっては、他の公益との調整に多大な時間を要することが多いためと考えられる。
- 新たに4箇所のラムサール条約湿地を登録するとともに、1箇所の拡大を行い、渡り鳥の飛来地等の保全に進捗が見られた。
- カルタヘナ法に基づいて遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち競合性、有害物質の産生性、交雑性等の観点から総合的に生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等が生態系を攪乱する等の生物多様性への影響の防止が図られた。
- 外来生物法に基づいて、特定外来生物の輸入の制限、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)等の対策が進捗し、外来生物による生態系等への被害の防止が図られた。

【動物の愛護及び管理】

- 以下の取組を通じ、都道府県等による犬ねこの引取数の減少傾向を維持する等の成果が得られた。
 - ・ 動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、動物の遺棄・虐待防止や所有者明示の推進を呼びかけるポスター等を作成、配布することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解の深化を図った。
 - ・ 都道府県等の動物愛護管理行政担当職員の知識、技能の向上を図ることを目的とした講習会を実施し、「動物適正飼養講習会」には全国から計286名が、「動物適正譲渡講習会」には全国から計176名が参加した。
 - ・ 都道府県等によって引取り又は収容された犬ねこ等の返還、譲渡の促進を図るため、インターネットを活用したデータベース・ネットワークシステムを運用するとともに、動物適正譲渡講習会の実施、DVD教材の作成・配布等を行った。
 - ・ 改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用のため、動物愛護管理基本指針に基づく施策の進捗状況の点検を行うとともに、当該施策の更なる推進に向けた基礎的調査や情報収集等を実施した。
- 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立し、基準規格の設定等ペットフードの安全確保の体制整備を行った。本法案が施行されれば、ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者に対し必要な規制をかけ、ペット(犬及びねこ)の健康を保護することが可能となる。

【自然とのふれあいの推進】

- エコツアー総覧アクセス件数は、順調に増加(H17年度:606,977件 → H20年度:1,282,362件)し、多くの国民に対して情報の提供を行っている。
- 自然公園指導員やパークボランティアなど、自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確

保を図るとともに、都道府県等に自然に親しむ期間中の自然とのふれあいの推進を呼びかけ、自然観察会の実施、ホームページやガイドブックでの情報の提供等、自然への理解と関心を高めるための取組を積極的に実施し、自然ふれあい活動に寄与している。

- エコインストラクターの育成やセミナー等の開催を通じ、エコツーリズムの取組を支援し、優れたエコツーリズムが実践される土台づくりに努めている。エコツーリズムの実践により、旅行者や住民の意識が高まり、環境保全はもとより、新たな観光需要を起こす観光振興、雇用の確保や経済普及効果による地域振興、環境教育の場としての活用など、様々な効果に寄与している。
- 自然公園の利用者数は年間延べ9億人を超えており、安全で快適な利用施設を整備する等の事業は、自然学習・体験に積極的に参加する動機付けとなることから、自然とのふれあいの推進に有効な施策である。
- 可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準等を定めた温泉法施行規則の改正等により温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止等が図られ、また、温泉資源の保護に関するガイドラインの策定により温泉資源の保護対策の推進が期待される。現在約1,170万人の利用がある国民保養温泉地の年間延べ宿泊利用者数の維持・増加を目指し、さらに魅力ある温泉地の形成や観光の振興に寄与することは、温泉の公共的な利用上有効である。

(反映の方向性)

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- 第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を推進する。
平成20年度からの継続的な取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及啓発、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を推進する。あわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。
- 引き続き生物多様性条約第10回締約国会議の開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国、関係省庁や地元（愛知県、名古屋市）との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進める。
- 生物多様性国家戦略の法定化、生物多様性白書の国会提出など平成20年6月に施行された生物多様性基本法に基づいた施策を進める。

【自然環境の保全・再生】

- 自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進める。あわせて、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。
- 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。
- 自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民やNPO等に対する支援の充実を検討する。
- 多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、生物多様性の保全と持続的な利活用モデルとして「SATOYAMAイニシアティブ」を世界に提案する。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
- 国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。

【野生生物の保護管理】

- レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。
- トキの野生復帰に向けた放鳥の継続、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。
- 鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を拡大・強化して実施し、野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。
- ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。
- 遺伝子組換え生物に関する最新の知見を収集するとともに、これら知見を反映した遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を推進する。
- 特定外来生物の国内での定着防止の実施に必要な輸入・飼養等の規制及び防除事業の実施を進める。

【動物の愛護及び管理】

- 動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の見直し、技能の向上を図るため講習会を実施する。
- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加（前年度比10増加の70自治体）、システムのより一層の充実（相互リンクの充実等）を図るとともに動物適正譲渡講習会を開催する。
- 都道府県等における動物の収容・譲渡対策施設の整備に関する補助を行う。

- マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の推進を図る。
- ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図る。
- ペットフードの安全性に関する知見の収集及び更なる基準・規格の検討を行う。
- ペットフード安全法施行のための体制整備を行う。
- 【自然とのふれあいの推進】
- パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、子ども達を感じる原体験を始め自然体験の機会や情報を積極的に提供する。
- エコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、セミナー等による普及啓発、ノウハウ確立、人材育成、全体構想の認定地域に対する重点的広報等を総合的に実施する。
- 環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材等の自然素材の活用等にも配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的な推進を図る。
- 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための各種施策を推進する。
- 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する検討調査のや大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を継続実施する。
- 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】
- 別紙のとおり

- 【基盤的施策の実施及び国際的取組】
- 第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を推進する。平成 20 年度からの継続的な取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及啓発、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を推進する。あわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。
- 引き続き生物多様性条約第 10 回締約国会議の開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国、関係省庁や地元（愛知県、名古屋市）との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進める。
- 生物多様性国家戦略の法定化、生物多様性白書の国会提出など平成 20 年 6 月に施行された生物多様性基本法に基づいた施策を進める。
- 【自然環境の保全・再生】
- 自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進める。あわせて、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。
- 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。
- 自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民や NPO 等に対する支援の充実を検討する。
- 多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、生物多様性の保全と持続的な利活用モデルとして「SATOYAMA イニシアティブ」を世界に提案する。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
- 国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。
- 【野生生物の保護管理】
- レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。
- トキの野生復帰に向けた放鳥の継続、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。
- 鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を拡大・強化して実施し、野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。
- ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。
- 遺伝子組換え生物に関する最新の知見を収集するとともに、これら知見を反映した遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を推進する。
- 特定外来生物の国内での定着防止の実施に必要な輸入・飼養等の規制及び防除事業の実施を進める。
- 【動物の愛護及び管理】
- 動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職

	<p>員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加（前年度比 10 増加の 70 自治体）、システムのより一層の充実（相互リンクの充実等）を図るとともに動物適正譲渡講習会を開催する。 ○ 都道府県等における動物の収容・譲渡対策施設の整備に関する補助を行う。 ○ マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の推進を図る。 ○ ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図る。 ○ ペットフードの安全性に関する知見の収集及び更なる基準・規格の検討を行う。 ○ ペットフード安全法施行のための体制整備を行う。 <p>【自然とのふれあいの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、子ども達を感じる原体験を始め自然体験の機会や情報を積極的に提供する。 ○ エコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、セミナー等による普及啓発、ノウハウ確立、人材育成、全体構想の認定地域に対する重点的広報等を総合的に実施する。 ○ 環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材等の自然素材の活用等にも配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的な推進を図る。 ○ 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための各種施策を推進する。 ○ 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する検討調査のや大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を継続実施する。 		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

別 紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標【基盤的施策の実施及び国際的取組】

指標名	基準値 (年度)	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値 (年度)
	0 (H14 年度)				1,000 (H19 年)
(間接) モニタリングサイト設置数 [箇所]		800	1,016	1,023	

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- 第二次生物多様性国家戦略及び第三次生物多様性国家戦略

達成目標【自然環境の保全・再生】

指標名	基準値 (年度)	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値 (年度)
	-				57 (H20 年度)
① (間接) 国立公園計画の点検実施済地域数 [地域]		36	34	29	
② (間接) 自然再生推進法に基づく協議会数 [協議会]		18	19	20	増加傾向を維持
③ (間接) 環境省の自然再生事業実施地区数 [地区]		19	19	19	増加傾向を維持

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①国立公園の57地域すべてにおいて概ね5年ごとに実施する必要がある。

達成目標【野生生物の保護管理】

指標名	基準値 (年度)	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値 (年度)
① (参考) 脊椎動物分類群における評価対象種 (レッドリスト作成に係る種。以下同じ。) に対する絶滅のおそれのある種数の割合 [種数/種数]	-	268 /約 1,350	330 /約 1,450	330 /約 1,450	-
② (参考) 昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 [種数/種数]	-	171 /約 30,000	239 /約 30,000	239 /約 30,000	-
③ (参考) 維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合 [種数/種数]	-	1,665 /約 7,000	1,690 /約 7,000	1,690 /約 7,000	-
④ (参考) 保護増殖事業計画数 [計画]	-	38	38	47	-
⑤ (参考) 国指定鳥獣保護区指定箇所数 [箇所]	60 (H16 年度)	66	66	69	88 (H23 年度)
⑥ (参考) 特定外来生物指定種類数	-	83	96	96	-

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ⑤全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域を指定計画に掲げたもの

達成目標【動物の愛護及び管理】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
(間接) 都道府県等による犬ねこの引取り数 [頭]	-	392,232	374,160	336,349	減少傾向の維持

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和 48 年法律第 105 号)

達成目標【自然とのふれあいの推進】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
①エコツアー総覧の年間アクセス件数 [件]	-	606,977	831,208	871,229	21 年度末時点で 17 年度比 50%増
② (参考) 自然公園等利用者数 [千人]	-	905,269	905,668	916,845	-
③ (参考) パークボランティア登録人数/地区数 [人/地区]	-	1,825/40	1,815/40	1,793/40	-
④ (参考) 子どもパークレンジャー参加者数 [人]	-	840	1,515	2,191	-
⑤ (参考) インターネット自然研究所のアクセス数 (1 月のアクセス数) [件]	-	1,321,705	1,277,642	1,383,660	-
⑥ (参考) 国民保養温泉地年度延宿泊利用人数 [人]	-	14,725,041	14,415,086	11,699,874	-

施策名	化学物質対策の推進
施策の概要	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般環境中での化学物質の残留実態を把握し、化管法対象物質の見直しの基礎資料など、種々の化学物質施策の策定に活用した。 ○ 平成 20 年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の 36 物質に対し、33 物質の環境リスク等初期評価結果をとりまとめた。なお、他の 3 物質については、現在実施中の試験等のデータを得た上で評価すべきとされ、平成 20 年度のとりまとめは見送った。 ○ 製品中の有害化学物質モニタリングについては、5 物質を選定し、当該物質を含有する蓋然性が高い製品より約 100 検体について分析を行った。 <p>【環境リスクの管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 化審法については、同法に基づく新規化学物質の審査及び既存化学物質の点検等を着実に実施し、ほぼ期待通りの成果を得られた。JAPAN チャレンジプログラムについては平成 20 年 8 月に中間評価を行い、「『化学物質の安全性情報を広く国民に発信すること』を達成する上で、全体として適切な枠組みであった」と評価された。本プログラムに基づきスポンサー登録された物質数は 95 物質であり、目標値の達成に向け、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。スポンサー登録がない物質は引き続き公開し、事業者から申出があった場合はスポンサー登録を行うこととした。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成 20 年 5 月に化審法データベース（通称：J-CHECK）を公開した。 ○ 化管法については、平成 21 年 2 月に PRTTR データの第 7 回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。また、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 PRTTR 対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会 PRTTR 対象物質等専門委員会合同会合において化管法に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて検討を行い、平成 20 年 7 月に答申が出された。 <p>【リスクコミュニケーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣及び追加募集による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から高い評価を得ている。 <p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ UNEP（国連環境計画）、SAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）及び OECD（経済協力開発機構）化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。また、POPs（残留性有機汚染物質）モニタリングの推進及び東アジア POPs モニタリングワークショップの開催、第 2 回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第 1 回・第 2 回 GHS 日中韓専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換の実施等の成果があった。これらの成果を総合すると、目標達成に向け、期待通りの成果が得られた。 <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城県神栖市の事案については、有機ヒ素化合物の污染源周辺地域における高濃度汚染対策を実施するため、地下水処理施設を設置し、平成 21 年度からの本格稼働に向けた試運転を実施した。 ○ 神奈川県平塚市の事案については、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊の処理が平成 20 年 6 月に完了し、期待通りの成果が得られた。 ○ ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を実施するなど、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象とした、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。また、「ジフェニルアルシン酸等のリスク評価 中間報告書」（平成 20 年 3 月公表）に関して、一般住民向けに、分かりやすい内容のパンフレットを作成し、公表・配布した。 ○ 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業について、見直し期限を迎えたことから、専門家による検討を踏まえ、3 年間の事業延長を決定したとともに、新たに小児支援体制整備事業を開始した。 ○ 毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、発見現場周辺における物理探査等調査を実施し、地中に砲弾等が存在する可能性が否定できず、掘削確認が必要と判断される地点が 190 箇所確認されたとともに、掘削確認調査実施に向けた検討を行った。 ○ 沖縄県那覇市において、毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け、発見現場における緊急環境調査を実施し、毒ガス成分の不検出を確認した。 <p>(必要性) 【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般環境中での化学物質の残留実態把握は、環境省内の化学物質関連施策担当部局においてそれぞれの施策の策定に活用するため、必要とされている。平成 20 年度は、目標値 344 物質を達成した。 ○ 環境リスク初期評価（多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価）は、その結果が環境省内関係部署における規制導入などの行政施策

に活用されることから、今後もリスク評価手法を改善しつつ初期評価を着実に実施する必要がある。

- 環境リスク初期評価の結果を、国民に対してわかりやすい形で提示する必要がある。
- 生態系の保全の観点からは、生態リスク評価の対象生物を拡大する。
- 経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大しており、製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにする必要がある。

【環境リスクの管理】

- 化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境に悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。また、既存化学物質については、平成 15 年の化審法改正時の附帯決議に鑑み、産業界と国が連携し、安全性情報の収集を加速し、広く国民に情報発信を行う必要がある。
- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づき P R T R 制度の円滑な運用並びに P R T R データの精度向上及び活用が必要である。
- ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。

【リスクコミュニケーションの推進】

- 現代社会においては、化学物質による環境汚染問題に対する国民の関心や不安が生じており、また、行政、事業者及び国民の環境リスクに対する理解の相違等に起因する問題もしばしば生じていることから、化学物質に対する不安の解消、社会全体による環境リスク削減の取組を進めるため、
 - ・ 分かりやすい資料の作成・提供等の「情報」の整備
 - ・ 「対話の推進」に資する人材育成等
 - ・ 市民、行政、産業界等が情報の共有と相互理解を深める「場の提供」を通じて、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。

【国際協調による取組】

- 化学物質については、地球規模での取組として国際化学物質管理戦略（S A I C M）があり、各国国内における実施及び途上国における実施支援が求められている。また、北東アジア、北米といった地域規模での取組も重要であり、政策協調が必要とされている。このような状況の中、我が国としては、国際的なプロジェクトに対し、積極的に貢献していく必要がある。
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s 条約）に対しては、新規 P O P s 物質の登録や条約の有効性の評価等に係る国際的な議論に、我が国として参加・貢献する必要がある。
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（P I C 条約）に対しては、新規対象物質の追加等への対応を行う必要がある。
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（G H S）に対しては、その本格実施を図るための検討を進めるとともに、化学品の分類及び表示の国際的な調和に貢献する必要がある。特に化学品の貿易量の多い日中韓三カ国においては、G H S 分類の結果等について比較・検討し、円滑な G H S 導入を促進する必要がある。
- 国際化学物質管理戦略（S A I C M）に対しては、S A I C M 国内実施計画の策定及びアジア・太平洋地域における S A I C M の実施等を主導する必要がある。
- O E C D 関係会合に対しては、化学品の試験評価方法の国際調和、試験評価作業の国際的分担、化学品の評価・管理に関する意志決定ツールの提供などが進められており、我が国としてもこれらの活動に貢献する必要がある。
- 平成 18 年 12 月に開催された第 8 回日中韓三カ国環境大臣会合（T E M M）において、化学物質管理に関する三カ国間の情報交換を進めることが合意されており、これを着実に進めるための政策対話の機会を設けるとともに、北東アジア地域における適正な化学物質管理の推進、三カ国間の制度調和も視野に入れた更なる連携方策を検討することが必要。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 茨城県神栖市の事案については、平成 15 年 3 月に飲用井戸水から高濃度のヒ素が検出されたことから、神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置を行うとともに、依然として高濃度の有機ヒ素化合物が検出されている汚染源周辺地域について、汚染範囲の拡大及び健康被害の未然防止の観点から高濃度汚染対策を実施する必要性がある。
- 茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物に起因すると考えられる健康影響が確認されていることから、地域住民の健康影響と健康不安への対応として、症候や病態の解明のための調査研究を進める必要がある。また、緊急措置事業における医療手帳交付者のうち、15 歳以下の者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援を整備する必要がある。
- 千葉県千葉市の事案について、被害の未然防止の観点から、発見された砲弾以外の毒ガス弾等の存在に係る調査（物理探査検知点の掘削確認）を実施する必要がある。

（効率性）

【環境リスクの評価】

- 環境省内化学物質関連施策担当部局から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に

対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、化学物質評価専門委員会において、専門的な観点から検討を行った上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。

- 環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、既存のデータを中心に活用して効率的に実施している。
- 製品モニタリングの対象物質・製品は、製品中の有害化学物質に関する国内外の状況等を調査した上で、専門家の意見を踏まえて優先的に取り組むべきものを選定している。

【環境リスクの管理】

- 化審法に基づく施策のうち、新規化学物質については、法に基づき製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管3省（経済産業省・厚生労働省・環境省）で分担して安全性点検を行い、効率化を図ってきたところであるが、さらに、平成17年6月からはJAPANチャレンジプログラムによる産業界との連携も図られている。平成20年8月に取りまとめた中間評価では、JAPANチャレンジプログラムは全体として適切な枠組みであったと評価されたものの、平成20年度末時点のスポンサー未登録物質が依然として31物質あることの原因としては、スポンサー未登録物質には、事業撤退や大幅な生産量低減によりすでに高生産量でない物質、食品添加物等他法令で規制されている物質等が含まれていること、及び自主的取組のインセンティブが働かないこと等が挙げられる。平成20年5月からは化審法データベース（通称：JCHECK）を通じた、化学物質の安全性情報の一元的な発信を開始した。さらに、平成21年2月閣議決定の化審法改正案では、既存化学物質も含めたすべての化学物質を対象とした包括的な管理体制の構築が図られる見込みである。
- PRTR制度に基づく取組については、約4万1千事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。
- ダイオキシン類の一日摂取量の算出に当たっては、厚生労働省、環境省で実施している各種調査の結果を使用して推計しており、既存のデータを使用することから効率的である。

【リスクコミュニケーションの推進】

- 化学物質の内分泌かく乱に関する国際シンポジウム等の開催、PRTRや化学物質環境実態調査等に係るHPや一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。

【国際協調による取組】

- POPs条約・PIC条約・GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）・OECD・日中韓情報交換等について、関係各省と調整しつつ、作業を分担して効率的に対応した。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 関係省庁及び都道府県等の協力を得ながら、政府が一体となって内外の知見を最大限に活用している。
- 調査計画の立案にあたっては、外部の有識者を含め、専門家の知見を最大限に活用している。
- 調査にあたっては民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては、極力競争入札を行っている。
- 緊急措置事業の実施にあたっては、茨城県、筑波大学、国立環境研究所等の協力を得るとともに、専門家の知見を最大限に活用している。

（有効性）

【環境リスクの評価】

- 化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部局において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）見直しの基礎資料など、種々の施策の策定に活用されている。
- 環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用されている。
- 製品中の有害化学物質等の含有実態を明らかにし、必要に応じ規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を講じることにより、国民の「安心」意識の醸成に資する。

【環境リスクの管理】

- 平成16年4月に施行された改正化審法に基づく各種施策の実施により、化学物質の動植物へのリスクの低減が期待されるとともに、環境中への放出可能性を考慮した一層効果的かつ効率的な措置等が講じられている。既存化学物質等の生態毒性試験については、平成20年度までの5年間で130物質という目標の下、134物質について安全性の点検を行った。また、平成17年6月に開始した「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：JAPANチャレンジプログラム）に基づきスポンサー登録が行われ、事業者による安全性情報の収集等の取組が進展している。平成20年8月にとりまとめた中間報告では、本プログラムは全体として適切な枠組みであったと評価されたものの、平成20年度末までのスポンサー登録数は、95物質であった。
- 平成21年2月にPRTRデータの第7回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。
- 平成18年度のダイオキシン類の一日摂取量1.06Pg-TEQ/kg/日は耐容一日摂取量を下回っており、総じて、ダイオキシン類対策は有効であったと考えられ、目標の達成はおおむね良好である。

【リスクコミュニケーションの推進】

- 化学物質ファクトシートについては、化学物質の物性、毒性、用途、P R T R 排出量、規制等について簡潔にまとめられ、かつ、環境省及び専門家の確認を得た信頼性、客観性の高い情報として、事業者・一般市民・地方公共団体等幅広い者に利用され、高い評価を得ている。
- 円卓会議については、ダイオキシンや身近な化学物質に係る取組を議題を取りあげ、60～100名程度の参加者（傍聴者）がおり、アンケート等では市民・産業・行政が自由な立場で意見交換をする場として高い評価を得ている。また、平成 17 年度からは地方開催を行い、より多くの国民への参加の機会の提供を進めている。
- この他、市民が身近なところから排出される化学物質や化学物質の環境リスクについて考えるきっかけを提供するため W e b 上で化学物質の環境リスク等について親しみを持って学習できる「かんたん化学物質ガイド」E-ラーニング版の公表、化学物質の環境リスクについて中立的かつ客観的な情報提供を行う化学物質アドバイザーの講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業等を実施し、利用者から高い評価を得ている。化学物質アドバイザーについては、平成 20 年度はその追加募集を行い、21 名を追加した。
- 化学物質ファクトシート等の成果物や円卓会議等の成果・記録は、ホームページや記事に掲載され、広く利用に供されている。

【国際協調による取組】

- 化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。
- P O P s 条約については、P O P s 検討委員会に提案された 7 物質の条約対象物質への追加についての検討を行った。また、従来からの国内、東アジア地域における P O P s モニタリングを継続するとともに、東アジア地域における P O P s モニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催するなどして、条約の有効性評価に関する国際的な議論に対しても積極的な貢献を行っている。
- P I C 条約については、締結（平成 16 年 6 月）後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。
- S A I C M については、国際的には、アジア・太平洋地域のフォーカルポイントを務め、地域会合等にも出席するなど、S A I C M の実施に係る議論に積極的に貢献した。国内においては、国内セミナーを開催し、関係者との国内実施計画に関する意見交換等を行った。
- O E C D については、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。
- 日中韓三カ国の情報交換については、第 2 回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログを開催した。また、第 1 回・第 2 回日中韓三カ国 G H S 専門家会合を開催し、三カ国間における G H S 分類の違いの原因等について検討した。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 平成 15 年に実施したフォローアップ調査で、情報の確実性、地域の特定性という点から、事案を A～D の 4 つに分類し、各事案に応じた施策を講じている。A 事案については、裸地以外の舗装等がなされている土地について、土地改変時に安全を確保するための注意事項を示した安全マニュアル（土地改変指針）を策定しており、この指針に基づき毒ガス弾等による被害の未然防止のための環境調査を実施した。
- 神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業については、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより、治療を促進した。
- 健康に関する調査研究では、「D P A A 等のリスク評価 中間報告書」を分かりやすく解説したパンフレットを作成・配布し、地域住民の健康影響と健康不安への対応として一定の成果が得られた。
- 毒ガス情報センターでは、毒ガス弾等に関する情報を受け付けるとともに、ホームページやパンフレット等を通じて、毒ガス弾等に係る情報を発信し、毒ガス弾等による被災の未然防止に資した。

（反映の方向性）

【環境リスクの評価】

- 一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ粒子の人や生物へのリスクを調査する。
- 環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。
- 環境要因（特に化学物質）が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、大規模疫学調査（コホート調査）等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

【環境リスクの管理】

- 化審法については、今後、改正法に基づき、既存化学物質及び審議後新規化学物質のスクリーニング、安全性情報の収集・評価について、効率的な手法の開発を進める。これは、W S S D 2020 年目標の達成に向けての施策としても進める。

- JAPANチャレンジプログラムについては、平成20年8月に取りまとめた中間評価に基づき、改正化審法案の検討状況を踏まえつつ、今後の方針について検討する。
 - 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協同を推進していく。
 - 【リスクコミュニケーションの推進】
 - 新たにファシリテーターや環境リスク評価等の支援を行うための人材確保を図る。
 - 地方開催を含め、引き続き化学物質と環境円卓会議の開催する等、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。
 - 【国際協調による取組】
 - SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。
 - 廃棄物分野におけるパートナーシップのリードを務める等、水銀規制に関する条約制定に係る議論を主導する。
 - 中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。
 - 【国内における毒ガス弾等対策】
 - 神栖市における緊急措置事業（小児支援体制整備事業を含む。）を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を平成21年度より本格実施する。
 - 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。
 - 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。
 - 千葉市の事案について、物理探査等調査の結果確認された毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点について、掘削確認調査を実施するとともに、毒ガス弾が発見された場合に必要となる無害化処理実施に向け、技術的検討を行う。
 - ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。
- 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**
別紙のとおり

政策評価の結果の政策への反映状況

- 【環境リスクの評価】
- 一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ粒子の人や生物へのリスクを調査する。
- 環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。
- 環境要因（特に化学物質）が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、大規模疫学調査（コホート調査）等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。
- 【環境リスクの管理】
- 化審法については、今後、改正法に基づき、既存化学物質及び審議後新規化学物質のスクリーニング、安全性情報の収集・評価について、効率的な手法の開発を進める。これは、WSSD2020年目標の達成に向けての施策としても進める。
- JAPANチャレンジプログラムについては、平成20年8月に取りまとめた中間評価に基づき、改正化審法案の検討状況を踏まえつつ、今後の方針について検討する。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協同を推進していく。
- 【リスクコミュニケーションの推進】
- 新たにファシリテーターや環境リスク評価等の支援を行うための人材確保を図る。
- 地方開催を含め、引き続き化学物質と環境円卓会議を開催する等、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。
- 【国際協調による取組】
- SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。
- 廃棄物分野におけるパートナーシップのリードを務める等、水銀規制に関する条約制定に係る議論を主導する。
- 中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。
- 【国内における毒ガス弾等対策】
- 神栖市における緊急措置事業（小児支援体制整備事業を含む。）を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を平成21年度より本格実施する。
- 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。
- 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、物理探査等調査の結果確認された毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点について、掘削確認調査を実施するとともに、毒ガス弾が発見された場合に必要と

	なる無害化処理実施に向け、技術的検討を行う。 ○ ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	—	—	—

達成目標【環境リスクの評価】

指標名	基準値	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数（ ）は行政需要としての調査目標値〔物質〕	153 (H16年度)	379 (379)	330 (330)	344 (344)	344 (H20年度) (※毎年度更新)
②環境リスク等初期評価実施物質数〔物質〕	57 (H16年度)	29	32	33	36 (H20年度) (※毎年度更新)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①化学物質環境実態調査推進検討会（平成17年4月22日）
- ①中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会（第12回）資料（平成19年3月23日）
- ②環境リスク等初期評価を年30物質程度実施

達成目標【環境リスクの管理】

指標名	基準値	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数（累計）〔物質〕	38 (H16年度)	85	109	134	130 (H20年度)
②PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量〔t〕	-	35,792	35,037	-	-
③（間接）JAPANチャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数（累計）〔物質〕	75 (H17年度)	77	81	95	約160 (H20年度)
④（間接）個別事業所におけるPRTRデータの開示件数〔件〕	-	243	230	149	-
⑤（間接）ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量〔Pg-TEQ/kg/日〕	-	1.06	-	-	4
⑥（参考）PRTRデータ市民ガイドブックの作成及び普及〔回〕	- (H14年度)	第5回	第6回	第7回	毎年度1回 (各年度)
⑦（参考）PRTRデータの集計等及び公表〔回〕	- (H14年度)	第5回	第6回	第7回	毎年度1回 (各年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（第156回国会）
- ③官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（Japanチャレンジプログラム）
- ⑥、⑦PRTRデータの届出・集計・公表は毎年度1回行われる法律事項。また、市民ガイドブックはこれに基づき作成することから、毎年1回作成・公表することとなる。

達成目標【リスクコミュニケーションの推進】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①（間接）化学物質ファクトシートの作成（物質）等（累計）〔物質〕	-	209 (※)	259 (※)	309 (※)	354 (H21年度)
②（間接）化学物質と環境円卓会議開催回数〔回〕	-	3	1	2	定期的開催

（※）作成済物質の情報更新

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

達成目標【国際協調による取組】、【国内における毒ガス弾等対策】

〈備考〉

- 目標が「国際連携・協力」や「毒ガス弾により被害対策の取り組み」等、目標の性格から定量的指標の設定が困難

<p>施策名</p>	<p>環境保健対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 【公害健康被害対策（補償・予防）】 ○ 公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の救済及び健康被害の未然防止に成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。 【水俣病対策】 ○ 医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めているものの、最高裁判決後、新たな認定申請者が急増する等の課題が生じており、解決には至っていない。 【石綿健康被害救済対策】 ○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（救済法）に基づき、平成 20 年度末までに 4,552 件（平成 19 年度末：3,351 件）が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。 ○ 「石綿の健康影響に関する検討会」の健康リスク調査結果（6 地域）を平成 20 年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、今後の石綿関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査（6 地域）、救済法の被認定者に係る調査、石綿の健康被害にかかる医学的判断等に関する調査等を実施し、データや知見の集積を行った。 ○ 平成 20 年 6 月に石綿救済法の改正法が公布、同年 12 月に施行され、未申請死亡者が救済の対象とされたほか、救済給付の支給対象期間が拡大された。 【環境保健に関する調査研究】 ○ 花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアルの情報提供を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。 ○ 化学物質の複合影響について、多媒体からのばく露や変異原性に関する調査研究を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。 ○ 電磁界・熱中症・紫外線については環境保健に関するマニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。 (必要性) 【公害健康被害対策（補償・予防）】 ○ 我が国の悲惨な公害経験を踏まえ、これらの公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の未然防止を図っていくことは環境行政の重大な責務である。 【水俣病対策】 ○ 水俣病に関する迅速かつ着実な補償、救済のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）及び水俣病総合対策医療事業を円滑に実施することが必要である。 ○ すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らせるようにするため、水俣病被害者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組や地域の再生・融和（もやい直し）を推進することが必要である。 ○ 水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないようにするため、次世代への教訓の継承や国内外（国内は水俣病発生地域以外にも、海外は特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国）への情報発信を進めることが必要である。 【石綿健康被害救済対策】 ○ 石綿による健康被害者の多くは重篤な病気を発症するとともに知らずに石綿にばく露し、自らに非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないまま死亡する、という状況にあったが、救済法の施行により迅速な救済措置が図られている。しかし、被害の発生状況を見ると、中皮腫の患者数は徐々に増加しており、今後しばらくは、増加すると予想されているため引き続き迅速な救済のための措置を重点的に実施していく必要がある。 ○ 石綿については上記のような特殊性があることにかんがみ、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、救済給付に必要な費用については、民事責任（損害賠償責任）とは切り離し、広く事業主、国及び地方公共団体が全体で負担する必要がある。 【環境保健に関する調査研究】 ○ 様々な健康被害をもたらしていると近年指摘されている花粉症等については、国民の健康に密接に関わる重要問題であり、公益性が高く、環境省として取り組むべき課題である。 (効率性) 【公害健康被害対策（補償・予防）】 ○ 公健法による被認定者に対する補償に係る事務及び保健福祉事業については、地方公共団体への事務費交付金、独立行政法人環境再生保全機構への補助金等により、各地域で必要とされている事項について効率的に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図ることにより、各地域で必要とされている事項について効率的に実施した。 【水俣病対策】 ○ 「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）に基づく認定者に対して、原因企業により</p>

補償が行われ、水俣病総合対策医療事業における医療手帳・保健手帳交付者に対して国及び県により医療費等の支給が行われており、水俣病被害者の救済のため有効である。

- 水俣病発生地域の環境福祉対策は、地元の地方公共団体、関係団体等のニーズを踏まえた、幅広い主体の参加により事業を展開することが求められているが、こうした考え方にに基づき胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業や離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等の取組を進めており、有効かつ効率的に実施している。
- 水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病の経験を国内外（国内は水俣病発生地域以外にも、海外は特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国）に発信しており、着実に進展している。

【石綿健康被害救済対策】

- 中央環境審議会に医学的判定のための部会、小委員会、審査分科会を設置し、効率的に医学的判定を進めている。（平成20年度末時点において、環境再生保全機構から申し出を受けた3,557件中、3,440件（平成19年度末：2,489件中、2,403件）について医学的判定を実施。）

【環境保健に関する調査研究】

- 関係省庁連絡会議等を活用して、各省との役割分担等の下、調査研究を推進することにより、効率的に進めている。

（有効性）

【公害健康被害対策（補償・予防）】

- 被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の未然防止を図った。

【水俣病対策】（再掲）

- 「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）に基づく認定者に対して、原因企業により補償が行われ、水俣病総合対策医療事業における医療手帳・保健手帳交付者に対して国及び県により医療費等の支給が行われており、水俣病被害者の救済のため有効である。
- 水俣病発生地域の環境福祉対策は、地元の地方公共団体、関係団体等のニーズを踏まえた、幅広い主体の参加により事業を展開することが求められているが、こうした考え方にに基づき胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業や離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等の取組を進めており、有効かつ効率的に実施している。
- 水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病の経験を国内外（国内は水俣病発生地域以外にも、海外は特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国）に発信しており、着実に進展している。

【石綿健康被害救済対策】

- 平成20年度末時点において実質6,557件（平成19年度末：4,714件）の申請が行われ、うち4,552件（平成19年度末：3,351件）が認定されている。

【環境保健に関する調査研究】

- ①～③については、調査の結果、依然未解明な点はあるものの、一定の科学的知見が得られ、また環境省ホームページ等を活用し一般国民への情報提供を推進することで目標達成に向け取り組んだ。
 - ① 花粉飛散予測に関する調査研究の成果を生かして、花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアル作成を通じての情報提供を行っており、花粉症に対する政府全体の取組の中で重要な役割を担っている。
 - ② 化学物質の複合影響について、多媒体からのばく露や変異原性に関する調査において一定の結論を得た。
 - ③ WHOの電磁界に関する総合評価の普及を行った。また、熱中症・紫外線については熱中症保健指導マニュアル・紫外線保健指導マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行った。

（反映の方向性）

【公害健康被害対策（補償・予防）】

- 公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）を着実に実施する。

【水俣病対策】

- 水俣病被害者救済特措法に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に向けた取組を進める。
- 公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。
- 水俣病発生地域の健康増進・健康不安の解消・地域社会の絆の修復の充実を図る。
- 水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。
- 水俣病に関する調査研究を推進する。
- 水俣病被害者救済法等に係る業務体制を強化するために定員を増強する。

【石綿健康被害救済対策】

- 法施行後5年以内の見直しのため、一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業を実施する。

【環境保健に関する調査研究】

	<ul style="list-style-type: none"> ○ スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。 ○ 大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、新たに問題となっている化学物質の複合影響に関する文献調査等を行う。 ○ 健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、適宜環境保健に関するマニュアルの更新を行う。さらに、熱中症患者に関する情報収集及び解析を行い、熱中症対策の充実を図る。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>—</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【公害健康被害対策（補償・予防）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）を着実に実施する。 <p>【水俣病対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水俣病被害者救済特措法に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に向けた取組を進める。 ○ 公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。 ○ 水俣病発生地域の健康増進・健康不安の解消・地域社会の絆の修復の充実を図る。 ○ 水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。 ○ 水俣病に関する調査研究を推進する。 ○ 水俣病被害者救済法等に係る業務体制を強化するために定員を増強する。 <p>【石綿健康被害救済対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法施行後5年以内の見直しのため、一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業を実施する。 <p>【環境保健に関する調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。 ○ 大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、新たに問題となっている化学物質の複合影響に関する文献調査等を行う。 ○ 健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、適宜環境保健に関するマニュアルの更新を行う。さらに、熱中症患者に関する情報収集及び解析を行い、熱中症対策の充実を図る。 		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>—</p>	<p>年月日</p> <p>—</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <p>—</p>

<p>施策名</p>	<p>環境・経済・社会の統合的向上</p>
<p>施策の概要</p>	<p>市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出す。</p> <p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 【経済のグリーン化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年度においては環境配慮促進法附則第 4 条に基づき、施行後 3 年が経過したことを踏まえ、環境配慮促進法の施行の状況について評価を行うとともに、環境に配慮した事業活動を一層促進するための方策について検討を行い、報告書を取りまとめた。また、特に中小企業向けの環境配慮型経営を促進する仕組みである「エコアクション 21」については、認証登録事業者数も年々増加しており、厳しい経済情勢の中でも中小企業における環境配慮型経営は徐々に普及してきている。環境報告書作成割合が前年比でやや減少しており、引き続きその作成の促進を図る必要がある。 ○ グリーン購入法の対象品目として、10 品目の追加、1 品目の削除と 39 品目の基準の見直しを行うとともに、地方公共団体の事業者向けの説明会を開催し、約 2,000 人の参加を得た。また、環境情報の適切な提供方法について整理した環境表示ガイドラインの普及促進に努めた。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があった。 ○ 環境配慮契約法制度について全国で説明会を実施し、国・独立行政法人・地方公共団体の調達担当者等 3,000 名程度の参加を得、一定の進展があった。 ○ エコ/SRI ファンドの純資産残高は株価の低迷により平成 17 年度の 2,600 億円から平成 20 年度に 1,063 億円へと減少しているが、設定数は 22 から 27 へと伸びている。エコ/SRI ファンドは環境金融の一部のため、環境融資や補償など、その全体像の把握と体系化を行った。また、エコ/SRI ファンドの普及に向け、資金供給者の環境金融に対するインセンティブの分析及び環境金融における資金需要の推計や新たな金融的手法の検討など、環境金融の促進策について調査・検討を行った。 ○ 税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、所得税法等の一部を改正する法律附則第 104 条においても、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。」とされた。 ○ 平成 20 年度より、エコ・アクション・ポイントのモデル事業の推進を開始した。全国型事業では、家電や鉄道等の異業種事業者の連携によりエコポイントを発行するもの 3 件、地域型事業では、商店街等が参加して進めるものなど 9 件が公募で採択され、ポイントシステムの立ち上げを支援した。 <p>【環境に配慮した地域づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に配慮した地域づくりについては、環境省ホームページ上で地域づくりに関する情報の充実を図った。環境と経済の好循環のまちモデル事業は、事業による CO₂ 削減効果が見られるなど一定の成果をあげているが、今後は対象地域と連携し、事業の効果をより一層高める必要がある。公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、平成 20 年度末において 1 地域で策定を要しないまでに環境質の改善が見られ、公害の解決という目標達成に向け進展があった。平成 20 年 6 月の温対法の改正により都道府県、政令市、中核市及び特例市に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込むことが義務付けられた。これに伴い、計画の策定及び実施の支援を行うため、新地方公共団体実行計画策定マニュアル等改訂検討会を開催。 <p>【環境パートナーシップの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ（以下、プラザという）/地方環境パートナーシップオフィス（以下、地方 EPO という）の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信が十分できていない。また、環境政策の企画・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは出てきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については十分には取り組めていない。 <p>【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー活用促進事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。 ○ わが国における「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の一環として、国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するために平成 20 年 3 月に策定した「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づいて、実践的な環境人材育成を支援するための産官学民連携コンソーシアムの立ち上げに向けた準備や、環境人材育成に取り組むアジアの大学院のネットワーク化を進めた。 <p>(必要性) 【経済のグリーン化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題をはじめとする今日の環境問題に対処するために

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

は、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、税制等の活用や、環境等の社会的課題に対して積極的に取り組む事業者に必要な資金が流れやすくするための金融機能の活用、環境報告書や環境会計のガイドライン等を活用した事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による、事業者の自主的取組の一層の促進が必要となっている。環境基本計画においても、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところであり、経済活動における環境配慮の徹底に資する本施策が必要である。

- 今日の環境問題を解決し、持続可能な社会経済を実現するためには、環境保全に資する技術・製品・サービス等を提供する環境ビジネスの発展が果たす役割は大きい。「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月閣議決定）においても「車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化」として環境と経済の両立を図ることの重要性を訴えており、また「戦略8環境立国を支える仕組みづくり」として環境保全の取組が市場で適正に評価される仕組みづくりや政府の率先した取組の推進等により、環境立国に向けた人々の自主的積極的な取組や創意工夫を最大限に引き出すために、市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の普及・促進が挙げられている。
- 持続可能な社会経済を実現するには環境負荷の低減に資する環境配慮型製品等の普及を図る必要があるが、そのためには、各主体が環境配慮型製品等に対する認識を共有することが第一に必要である。その上で消費者は環境配慮型製品の選択に努め、事業者はその選択を促すための製品の環境情報を消費者に提供し、また事業者自身も環境に配慮した製品やサービスを積極的に購入することが求められる。国はこのような情報の受発信が適切に行われるように、環境物品等の情報収集・整理を行うとともに、国内市場に大きな影響力を有する購入主体として、環境物品等の調達を推進することによりこれらの需要の拡大を図る必要がある。
- 持続可能な社会経済を実現するために、契約の段階において環境負荷の低減に配慮することによって、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。国等は、通常の経済主体として国民経済に大きな位置を占めており、また国等の契約の在り方は他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を行うことによる市場への波及効果は極めて大きい。そのため、国等が具体的に取り組む環境配慮契約の種類や内容、手続等を基本方針等において示して、その普及を図る必要がある。
- 低炭素社会形成のためには、特に近年の増加が著しい業務・家庭部門の温室効果ガス削減が必要不可欠であり、そのためには、国民一人ひとりのライフスタイル等の変革を図っていくことが必要不可欠である。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 地域からの環境保全の取組を進めていくに当たっては、第三次環境基本計画にも見られるように、地域の環境とその保全に取り組む住民の力を統合的に高める「地域環境力」を発揮した取組が必要不可欠である。資金面及び情報面での支援は地域における取組、「地域環境力」の発揮に欠かせないものとする。
- また、公害防止計画については、平成20年度末現在、176市区町村が計画地域として指定されており、大都市を中心とする自動車交通公害や閉鎖性水域における水質汚濁等の都市生活型公害の問題が依然として存在することから、引き続き、これらの問題を解決するための施策を推進する必要がある。

【環境パートナーシップの形成】

- 持続可能な社会の実現には、NPO、企業等の多様な主体がパートナーシップで環境保全活動に取り組む必要がある。地方公共団体や企業などはこうしたパートナーシップが必要であることは理解し、協力事業を行うようになってはいるが、NPO側との理解の共有や、事業の効果的な進め方等に係る具体的な手法については、まだまだ模索中である。このため、プラザ/地方EPOを拠点とし、各主体のより効果的なパートナーシップ実現のため取組をさらに展開する必要がある。
- 環境行政を各主体とパートナーシップで取り組んでいくためには環境省だけで政策を立案するのではなく、環境NPO等の優秀な発想を積極的に政策に反映し、パートナーシップの下での取組を促進していくことが必要である。そのためには、NGO/NPO・企業による環境政策提言の場を作り、優れた提案を施策に反映するための仕組みが必要である。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定され、その戦略の一つである「環境を感じ、考え、行動する人づくり」が提唱され、「21世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、だれでも環境教育AAAプラン～」に基づき、あらゆる場、人を対象とした環境教育・環境学習の施策を進めていくことがますます重要となっている。
- 中でも、次代を担う子どもたちの自主的な環境保全活動への支援、また、地域において環境保全に関わる取組を中心になって進める人材や専門知識を持った人材の育成が重要。
- 我が国が提案し、開始された「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」が2005年に始まったことを受け、持続可能な社会の構築を目指し、この10年間で重点的に環境教育を含むESDを実施することが求められている。

（効率性）

【経済のグリーン化の推進】

- 事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開にいかされるものである。また、事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策は、

国が調査研究やガイドライン策定等の環境整備を行うことで、企業等に対し環境配慮への取組を促進するよう働きかけるものであり、実際の環境保全活動そのものは事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。

- 環境ビジネスの振興については、指標①にあるとおり、環境ビジネスの市場規模が今後とも拡大することが期待される。このような状況において、本施策は規制等ではなく、情報提供、基盤整備等の施策の展開を通じて、企業の自主的な取組を促し、環境産業を活性化することにより、持続可能な社会の構築を目指すとともに、我が国の経済活性化、さらには雇用の創出にも資するものであり、実際の環境保全活動は事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。
- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、環境への配慮に関して意識の高い一部の事業者や消費者がグリーン購入に取り組んでいるものの、社会全体での取組は十分とは言えない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国等又は公的部門が、環境物品等を率先して購入することは、市場規模の拡大など、その波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。
- 環境税等の経済的手法は、市場メカニズムを通じて制度の対象者全体の対策費用を最小化することが可能であるとともに、直接的に事業を実施するものではなく、必要最低限の行政コストで実施できるものであるため効率的と考えられる。
- 環境配慮契約については、その考え方は、まだ普及していない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ他の主体の契約の在り方にも大きな影響を有する国が、環境配慮契約に率先して取り組むことは、波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。
- エコ・アクション・ポイントは、ポイント原資や運営費を公に依存していないことを前提としており、ビジネスモデルの中で自立的に循環するという点で事業効率がよい。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 情報の環境省ホームページへの集約により、利用者の利便性向上とともに、セキュリティの確保、メンテナンス費用の削減などコスト面からも効率的に事業が行われたと考える。
- 環境と経済の好循環のまちモデル事業については、過年度に採択したモデル地域のうち、本事業の趣旨に合致し、かつ、引き続き必要と認められる事業（1地域のみ対象）に対してのみ、支援を行ったものであり、効率的に事業が行われたものとする。

【環境パートナーシップの形成】

- インターネットを活用して幅広い環境情報を全国に発信することで、各主体において情報が共有され、パートナーシップ形成に必要な情報を容易に入手できるようになり、環境保全活動を行うNPOが同様の活動を行う各主体との協働によって、より広範な活動を行うなど、効率的な対応が図られるようになった。
- NPO／企業との意見交換や、政策提言プロセスによりNPO、企業、国民の意見が環境政策立案者へ届きやすくなり、現場における行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるようになってきた。
- 一方、プラザ／地方EPOで展開される意見交換や政策提言プロセスはその対象及び参加者が依然東京に偏りがちであり、地方で取り組むNPO／企業との連携のためには、地方で活動を展開することが効率的と考えられる。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 文部科学省や関係省等と連携して事業を展開することで、学校関係者をはじめとして幅広く環境教育を推進することができる。
- 基本的かつ総合的な施策を行う国と区域内の特性に応じた施策を行う自治体とが連携を図ることで、国の施策が浸透しやすくなり、迅速に地域の実情にあった対応ができると見込まれるため、より適切かつ効率的に環境教育やESDの普及啓発を行うことができる。
- 各施策それぞれWeb上での情報提供に努めているが、特に、我が家の環境大臣事業については、教材等の紙での配布を中止し、携帯サイトへの移行を進めたことで、費用対効果がさらに高まった。平成19年度調査「環境にやさしいライフスタイル実態調査」で、環境情報の入手経路についての調査において、前々回（平成15年度調査）からの傾向をみると、「インターネットやメール（メールマガジンなど）から」等の情報が増加してきており、インターネットを使用することで、今後もより幅広い情報提供が期待できる。

（有効性）

【経済のグリーン化の推進】

- 事業者の自主的な環境保全活動の推進については、環境報告書や環境会計のガイドラインを通じた普及促進等により、環境報告書を作成する企業、環境会計を導入する企業が年々着実に増加している。
- 環境マネジメントシステムの構築については、代表的な規格であるISO14001の認証取得件数は2万件を超えており、世界的に見ても取組が進んでいる。また、エコアクション21に取り組む事業者数については、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが実施している認証制度における認証登録数が、平成21年3月末現在で3,200件（P）を超えている。
- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、全国1,874の地方公共団体を対象としてグリーン購入の取組状況についてアンケート調査を実施したところ、町村のみでは64.6%（平

成 18 年度 63.5%) と若干遅れているものの全体では 76.2% (平成 18 年度 76.1%) の実施率となっている。(※なお、平成 18 年度からアンケートの設問を、紙類や文具など品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。)

環境物品等の市場形成状況では、平成 17 年度における特定調達物品等の市場占有率が、調査等から把握可能な品目については全て、グリーン購入法施行前の平成 12 年度より上昇しているなど、環境物品等の市場の拡大は着実に進展している。

- 環境ビジネスの振興については、平成 12 年度現在の市場規模は約 30 兆円、雇用規模が約 77 万人 (平成 14 年度調査) であったものが、平成 19 年度現在で、市場規模が約 45 兆円 (P)、雇用規模が約 102 万人 (P) (平成 20 年度調査) に増加している。
- 経済的手法の活用については、例えば、環境性能に優れた自動車に対する税制優遇措置等により、低公害車の保有台数が、平成 19 年度末で 1,647 万台と増加している。
- 環境配慮契約の基本方針等の内容を、地方支分部局を含めた国の機関や独立行政法人、地方公共団体等に周知して、取組を普及する必要があると、周知するための説明会を全国 47 都道府県で開催し、合計 3,000 人以上の参加を得た。
- 国民一人ひとりのライフスタイル等の変革を図るためには、21 世紀環境立国戦略や京都議定書目標達成計画に盛り込まれた、国民一人ひとりの温暖化対策行動に経済的インセンティブを付与する取組であるエコ・アクション・ポイントが有効である。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 地域づくりに関する情報を環境省ホームページ上で充実させることは、全国の地域において容易に情報を入手できる有効な手段である。
- 公害防止計画については、計画に基づき、各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、過去に公害防止計画策定地域に指定されたことのある 496 市区町村のうち 320 市区町村において、公害防止計画の策定を要しないまでに大気、水質等が改善された。

【環境パートナーシップの形成】

- プラザ/地方 EPO では、各主体間のパートナーシップの促進のためにホームページ上での情報提供、政策提言プロセスへの支援を行ってきている。その結果、環境分野の取組における NPO 等の役割は認知されてきており、地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数及びメールマガジン配信人数は、平成 20 年度には 819 万件、3,795 人に達し、目標 (これまでの目標：目標年 18 年度、300 万件、3,000 人) を達成した。また地方公共団体や企業が NPO 等とパートナーシップによる取組を始めている事例も各地域で出てきており、プラザで展開してきたパートナーシップ支援は効果があったと考えられる。
- すべての地方 EPO の設置が整い、地域でのパートナーシップ促進の基盤が作られた。
- プラザにおいて、直接国民との政策等に関する情報提供・意見交換が行われたり、NGO/NPO・企業から環境に関する政策提言を募集し、優秀な提言の発表の場を設ける「環境政策提言フォーラム」が実施され、寄せられた提言が広く公開されるなど、環境保全活動や環境政策の立案実施における国民と環境省のパートナーシップが構築されつつある。また、平成 20 年度は地域における持続可能な社会づくりを実現するため、地方 EPO との連携により環境 NPO を事業型環境 NPO や社会的企業として発展させていくための支援ツールの開発・整理を行うとともに、中間支援組織の支援方法等を示したガイドラインの作成を目指した検討を行うなど、プラザ、地方 EPO における、企業活動、地域作り面でのパートナーシップ促進を図っている。
- 環境 NPO の活動等を HP 上で紹介している「環境らしんばん」の団体登録数は増加しているものの、登録に際し数種類の申請書を提出する必要があるなど、手続きが煩雑である等及び環境 NGO への周知活動が不十分であった等の理由により、平成 20 年度で 860 団体にとどまり目標 (2,000 団体) を達成できなかった。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 地域の子どもたちの自主的な環境保全活動を支援するこどもエコクラブ事業では、全市町村数の 50% にこどもエコクラブが設置されていることを目標としているところ、平成 20 年度の割合は 42.4% である。
また、家庭でのエコライフを支援する我が家の環境大臣事業では、登録世帯数が平成 20 年度末で約 170 万世帯にも達しており、地域や家庭において、環境保全に自主的に取り組む主体が着実に増加していると言える。
- 環境保全に関する専門的な知識や経験を有する環境カウンセラーの登録数については、平成 20 年度末で約 4,700 人に達しているが、今後は広報にも力を入れ、環境カウンセラーの認知度を高め、目標達成を目指したい。また、文部科学省と連携して行っている環境教育指導者育成事業では、学校教員や地域における実践リーダーを対象として、昨年度は 7 ブロック総勢 326 名に対し研修を行い、今後の活躍が大きく見込まれる。さらに、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して行っている環境教育等人材認定等事業登録事業では、平成 20 年度末までに 33 の事業を登録し、HP で公開するなどしてその活用を図っている。
- ESD の 10 年については、我が国における実施計画に基づき、初期段階の重点的取組事項を中心に施策を展開しており、ESD の 10 年促進事業により、全国 14 地域をモデルとして地域の多様な主体が参加した ESD を実施したほか、各ブロック単位で ESD 推進フォーラムを開催しており、全国への波及に向けて有効である。

(反映の方向性)

【経済のグリーン化の推進】

- 環境配慮促進法の評価を踏まえた環境配慮型経営の促進に向けた取組の検討や、環境ビジネス

の市場規模等についての調査、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となる仕組み等の環境金融に係る調査等を実施する。また、民間事業者による環境報告書作成及び利用の促進等を図る。

- 地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。
- 古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、エコテストの実施及び情報提供等による信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。
- 環境配慮の向上に資する税制上の措置を実施するとともに、環境税についても検討を進める。
- より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等に対し、説明会の開催や先進事例パンフレットの作成・配布等による普及促進。
- エコ・アクション・ポイントについては、21年度公募により採択されたモデル事業（全国型3事業、地域型6事業）の立ち上げや拡張・改良を通じて、幅広い国民と企業の参加を得て本格展開していく。
- また、グリーン家電の普及促進のため、エコ・アクション・ポイントを活用する。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に対する支援を進めるとともに、環境省ホームページ上での地域づくりに関する情報の更なる充実を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。
- コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した環境保全活動の促進策をより具体的に検討する。
- 温対法に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）策定マニュアル及び事例集を作成し、説明会を開催することで対象となる地方公共団体の支援を行う。

【環境パートナーシップの形成】

- 地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強化、NPO等が経済的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援など、育成策の検討を行う。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的施策（例えばコンソーシアムの運用を支援）を実施する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

別紙のとおり

【経済のグリーン化の推進】

- 環境配慮促進法の評価を踏まえた環境配慮型経営の促進に向けた取組の検討や、環境ビジネスの市場規模等についての調査、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となる仕組み等の環境金融に係る調査等を実施する。また、民間事業者による環境報告書作成及び利用の促進等を図る。
- 地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。
- 古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、エコテストの実施及び情報提供等による信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。
- 環境配慮の向上に資する税制上の措置を実施するとともに、環境税についても検討を進める。
- より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等に対し、説明会の開催や先進事例パンフレットの作成・配布等による普及促進。
- エコ・アクション・ポイントについては、21年度公募により採択されたモデル事業（全国型3事業、地域型6事業）の立ち上げや拡張・改良を通じて、幅広い国民と企業の参加を得て本格展開していく。
- また、グリーン家電の普及促進のため、エコ・アクション・ポイントを活用する。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に対する支援を進めるとともに、環境省ホームページ上での地域づくりに関する情報の更なる充実を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。
- コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した環境保全活動の促進策をより具体的に検討する。
- 温対法に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）策定マニュアル及び事例集を作成し、説明会を開催することで対象となる地方公共団体の支援を行う。

【環境パートナーシップの形成】

- 地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強化、NPO等が経済

政策評価の結果
の政策への反映
状況

	<p>的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援など、育成策の検討を行う。 【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】 ○ 引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的施策（例えばコンソーシアムの運用を支援）を実施する。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

達成目標【経済のグリーン化の推進】

指標名	基準値	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①環境ビジネスの市場規模 [兆円]	約 25 (H9 年度)	約 45	約 50	調査中	約 50 (H22 年度)
②環境ビジネスの雇用規模 [万人]	約 70 (H9 年度)	約 102	約 95	調査中	約 140 (H22 年度)
③地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率 [%]					
地方公共団体	23.6 (H13 年度)	(※)76.1	76.2	76.0	100 (H22 年度)
上場企業	15.3 (H13 年度)	66.8	77.5	調査中	約 50 (H22 年度)
非上場企業	11.8 (H13 年度)	56.5	70.3	調査中	約 30 (H22 年度)
④(間接) ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業者数 [事業者]	-	21,224	22,836	24,035	増加傾向を維持
⑤(間接) エコ/SRI ファンドの設定数、純資産残高 [億円] 及びその割合 [%]	-	-	30 2,994 億円 0.39%	31 1,913 億円 0.33%	増加傾向を維持
⑥(間接) 環境報告書公表企業(上場/非上場) [%]	約 30/約 12 (H13 年度)	47.0/24.6	51.8/28.0	48.9/26.9	約 50/約 30 (H22 年度)
⑦(間接) 環境会計実施企業(上場/非上場) [%]	約 23/約 12 (H13 年度)	37.5/22.7	39.8/22.4	37.2/20.0	約 50/約 30 (H22 年度)

(※): 18 年度からアンケートの設問を、紙類や文具など品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

①、②、⑥、⑦循環型社会推進基本計画

達成目標【環境に配慮した地域づくりの推進】

指標名	基準値	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①(間接) 地域環境総合計画策定団体率 [%]	-	30.7	34.8	集計中	増加傾向を維持
②(間接) 環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴う CO ₂ 排出削減量 [CO ₂ 換算ト]	-	11,000	19,700	集計中	48,000 (H21 年度)
③(間接) 公害防止計画策定地域を構成する市区町村数 (地域数)	-	246 (31)	176 (31)	176 (31)	減少傾向の維持

<備考>

- ① 当該計画は出来るだけ多くの団体で策定されることが望ましい。
- ② 目標年度は全ての設備が完成(平成 20 年度)し実績が出る 21 年度とした。目標値は事業計画の目標値。
- ③ 当該計画の策定を要するほど大気・水質等が汚染されている地域は減少が望ましい。

達成目標【環境パートナーシップの形成】

指標名	基準値	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①(間接) 地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数 [万件]	-	535	772	819	増加傾向を維持
②(間接) 環境らしんばん登録団体数 [団体]	504 (H13 年度)	777	816	860	2,000 (H22 年度)
③(参考) 地球環境パートナーシッププラザのメールマガジン配信人数 [人]	1,467 (H13 年度)	3,280	3,731	3,795	増加傾向を維持

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ① プラザホームページへの平成 13 年度のアクセス数を 3 倍程度に増加する
- ② 平成 13 年度 NGO 総覧に掲載されている団体(4,132)の半数が環境らしんばんに登録
- ③ 平成 13 年度のメールマガジンの配信数を倍増

達成目標【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

指標名	基準値	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値
-----	-----	--------	--------	--------	-----

	(年度)				(年度)
①(間接)環境カウンセラーの登録者数(累計)[人]	0 (H8年度)	4,380	4,528	4,763	5,500 (H22年度)
②(間接)子どもエコクラブがある市町村の割合[%] (H18の数値は旧指標の子どもエコクラブの会員数 [人])	77,417 (H14年度)	137,532	41.4	42.4	市町村の50% (H22年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ① 市民や事業者が必要なときに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約11,000×1/2=5,500名という目標値を設定
- ② 平成20年度予算作成時の成果目標として、子どもエコクラブがある市町村の割合を50%とするということを掲げているため。

施策名	環境政策の基盤整備
施策の概要	各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 【環境基本計画の効果的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第三次環境基本計画（平成 18 年 4 月 7 日閣議決定）の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。 【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】 ○ 環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。また、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなど、進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。さらに、SEAガイドラインに基づく戦略的環境アセスメント（SEA）の具体的な事例が初めて実施され、当該案件に対して環境保全の見地からの環境省意見を提出するとともに、SEAガイドライン等を踏まえて最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(案)を取りまとめる等、上位計画におけるSEAの導入に向け一定の進展があった。 【環境問題に関する調査・研究・技術開発】 ○ 新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」において、平成 15 年度開始の 3 課題について、平成 20 年度より応用研究フェーズから実用化開発フェーズへ移行するなど期待どおりの成果が得られた。 【環境情報の整備と提供・広報の充実】 ○ 環境情報の国民への提供のあり方も含めた環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針となる「環境情報戦略」を、平成 21 年 3 月末、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会において策定した。 ○ 環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加を踏まえると、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。 ○ 各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。 ○ 研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。 (必要性) 【環境基本計画の効果的実施】 ○ 政府全体の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることについては、喫緊の課題となっている。当該課題に対応し、持続可能な社会を実現するに当たっては、環境保全に関する施策が大きな広がりを持ち、長期的な取組を必要とする自然環境・地球環境の保全を対象としていることから、国、地方公共団体、民間事業者や国民一人一人が協力し認識を共有した上で、すべての構成員が環境保全の施策に参画することが求められる。そのためには、政府全体の環境政策の方向と取組の枠組みを明示する環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画の理念と道筋を各主体が共有し、取組を着実に実施することが必要である。 【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】 ○ 環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。 ○ 環境影響評価法附則第 7 条において、施行後 10 年を経過した場合において法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、法施行後 10 年目を迎える平成 21 年に向けて、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施することが必要である。 ○ 事業者が住民等の意見に配慮して適切な環境配慮が図られるためには、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供することで、環境影響評価法に対する住民等の理解や手続への住民等の参加を促すことが必要である。 ○ 環境に対する新たなニーズへの対応や、最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上が常に求められており、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討が必要である。 ○ 戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地域における環境影響評価に係る体制の強化が必要である。 ○ 戦略的環境アセスメントについては、平成 18 年度に上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについて共通的な手続等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」をと

りまとめたところであり、同ガイドラインを踏まえて取組についての検討や実施事例の積重ねを進めることが必要である。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）においても科学技術は国力の源泉であり、環境問題などの地球規模の課題解決のために役立てることがこれまで以上に求められることになることと指摘されているところである。そのため、環境ニーズを踏まえた上で、高機能で効果的な環境技術・システムの開発を推進することや、環境技術の普及を促進することにより、我が国の科学技術の発展と環境産業の振興に寄与する必要がある。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- 様々な環境問題の克服には、国民各界各層・各主体の取り組みが原動力となることから、これをさらに促進するため、環境情報を分かりやすく、かつタイムリーに国民に提供できるITのより一層の活用が重要である。
- 環境行政を担当する職員の育成、職務能力の向上を図ることは、環境行政の各種政策を推進するうえでの基盤として必要不可欠である。

(効率性)

【環境基本計画の効果的実施】

- 第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、実効性の確保に資するために、環境の状況、取組の状況等を総合的に示す指標（総合的環境指標）を導入している。当該指標を活用し、中央環境審議会による同計画の関連する施策も含めた有効性や効率性を踏まえた総合的な点検・評価を毎年実施することにより、同計画の着実な進捗を図り、もって、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効率的かつ効果的な展開に資することとなる。
- インターネット等を始めとした各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供することを通じて、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行い、環境保全に関する施策の効果的な実施に寄与した。特に、環境白書の普及啓発に当たっては、「図で見る環境・循環型社会白書」、「子ども環境白書」など、利用者のニーズや多様な利用形態を想定した普及を行い、「英語版環境・循環型社会白書」については北海道洞爺湖サミットで広く配布したほか、「白書を読む会」を開催することで、受け手側との双方向性を確保し、啓発活動を効率的に進めた。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

- 環境影響評価制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることができる。
- 戦略的環境アセスメントによる上位計画や政策の決定の段階で環境保全上の配慮を行うことにより、事業実施段階で環境保全上の配慮を行う場合に比べ、より少ないコストで大きな環境保全上の効果が期待できる。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 競争的資金（環境技術開発等推進費）については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定することにより、高い効率性・競争的環境を確保している。競争的資金及び公害防止等試験研究費については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、研究技術開発を効率的・効果的に推進している。また、中間・事後評価指標の厳格化や、研究管理を行うPD（競争的資金制度と運用を統括する者）、PO（研究課題の選定、評価等を行う責任者）を設置するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- 環境情報の一体的・体系的な整備と提供については、具体的効果は見えにくいものであるものの、ホームページアクセス件数の増加に見るように、国民のニーズに当たっているという意味では一定の効果が得られている。なお、ITを活用した環境情報の基盤整備については、国が行うべき基本的な責務に要する費用として、効率的なコスト負担となるよう、システム及び運用管理の集約を図るなど継続的な取組が必要。
- 各種媒体による広報活動の実施や「環境月間」における地方公共団体等と協働した関連行事の実施など、効率的な広報の実施に努めている。
- 新たなニーズに対応した研修の見直し等を継続的に実施し、効率的な研修の実施に努めている。

(有効性)

【環境基本計画の効果的実施】

- 第三次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）は、次のような各主体が共通認識を持ち環境保全の施策への参画を進めるための必要な枠組み等を構築することを通じ、各主体の総合した成果として、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効果的な展開に資するものである。
 - ・ 関係府省は経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することとし、政府全体として環境保全の施策に取り組むこと

- ・ 国土利用計画などの各種計画と環境基本計画との調和を保つことにより、政府における環境保全施策の総合的な推進について環境基本計画と連動して展開されること
 - ・ 国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割を明確化することにより、各主体の環境保全の取組を進めるうえで有効に利用され、環境教育・環境学習などの場においても広く活用されること
- 平成 18 年に閣議決定された第三次環境基本計画の進捗状況について、平成 20 年に第 2 回点検と同結果の閣議報告を行ったことにより、同計画がさらに推進され、環境保全に関する施策の効果的な実施に資することとなる。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

- 環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や地方公共団体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正を受けた主務省令の改正（平成 18 年 3 月）により、環境影響評価の客観性や透明性の向上が図られている。
- 平成 20 年度は環境影響評価法に基づく手続が 6 件完了し、環境配慮の徹底が図られた。また、平成 20 年度には、手続の中で環境大臣に対し意見照会があった 6 件について、希少種の保全対策の適切・確実な実施や道路交通騒音に対する適切な措置等を求める環境大臣意見を述べることで、適切な環境配慮を図るという期待どおりの成果が得られた。
- 環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究については、学識経験者からなる環境影響評価制度総合研究会を現在までに計 7 回開催しており、現状と課題の整理、関係者ヒアリング、課題ごとの論点整理に向けた検討を行っている。
- 技術に関する情報収集については、環境影響評価の対象事業に関連する環境保全措置に係る情報の整理・分析を行い、環境保全措置の検討に資する環境技術情報及び実施事例等に関する知見の提供について検討を進め、事業者や審査主体による環境保全措置の検討の効率化が図られ、期待どおりの成果が得られた。
- ホームページによる情報提供により、環境影響評価制度の内容と手続中の案件の周知を行っているが、平成 20 年度には新たに環境影響評価法による評価書 11 冊、条例による評価書の概要情報を掲載することで、環境影響評価制度に対する関係者の理解を深め、環境影響評価手続への住民等の参加を促すことができ、期待通りの成果が得られた。
- 技術手法の精度の向上のための検討を行い報告書等としてとりまとめて提供することにより、より適切な環境影響評価が行われるとともに評価の信頼性が高くなることから、期待通りの成果が得られた。
- 戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所組織規則を改正するなど、地域における環境影響評価に係る体制の強化に一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。
- SEAについては、国土交通省においてSEAを含むものとして平成 20 年 4 月に「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」が取りまとめられた。また、SEAガイドラインを受け、環境省が設置した学識経験者検討委員会における検討を踏まえ、最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（案）を平成 21 年 3 月に取りまとめた。SEAガイドラインに基づくSEAの実施については、那覇空港構想段階の検討に対してSEAが実施され、環境保全の見地からの環境省意見を述べた。地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数（参考指標②）については、平成 19 年度末に千葉県が実施要綱を策定し 1 件増加した。このように、SEAの導入について一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 競争的資金の運営にあたっては事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。また、成果発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して研究成果の普及・広報が図られた。
- ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発について、産学官の英知を結集し、これまでにない新しい環境技術を開発し、測定技術や有害物質除去技術の環境保全施策を高度化することにより、環境保全の推進、環境汚染の未然防止、環境測定の迅速化・簡便化による環境負荷低減コストの削減が図られ、開発された技術の波及効果により、新たな環境ビジネスの創出や活性化に資することが期待される。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- ITを活用した環境情報の基盤整備については、環境情報の収集、整理、提供を効率・迅速かつ的確に推進する上で必要不可欠であり、環境省ホームページについては、高齢者や障害者に配慮しつつ、海外向けページを拡充する等、広く国民や海外在住者に対する利便性の向上を図っており、利用者の視点に立った環境情報の提供に寄与している。
- 研修については、今後とも環境行政の新たな展開に対応して研修内容の充実を図り、新規施策への対応能力を有した職員を育成することが重要。

（反映の方向性）

【環境基本計画の効果的実施】

- 第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。

	<p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、この結果に基づいて、法の見直しを含めた必要な措置を講ずる。環境影響評価について、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作りの推進、京都議定書目標達成計画や第三次生物多様性国家戦略等の施策動向を受け生物多様性等に関する新たな調査・予測手法の検討をするとともに、新たな事業分野における環境アセスメントの検討を進める。手続を終了した案件のフォローアップの充実を進める。S E Aガイドラインの適用事例の積重ねなどを進めるほか、より上位の計画等の決定に当たってのS E Aに関する検討を進める。また、フォローアップの充実、S E Aガイドラインに基づく効果的なS E Aの実施のため、体制を強化する。 <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 18 年 3 月の中環審答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」を受けて、その実施状況のフォローアップを毎年実施することとしている。 ○ 地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。 ○ 環境研究・技術開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。 ○ 競争的研究資金について、その充実及び連携の強化を図る。 ○ 地域の環境研究・技術開発の活性化を図る。 <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。 ○ 環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。 ○ 環境情報戦略に基づき、関係府省と連携しつつ、戦略に定められている当面優先して取り組む施策を実施する。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 別紙のとおり</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【環境基本計画の効果的実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。 <p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、この結果に基づいて、法の見直しを含めた必要な措置を講ずる。環境影響評価について、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作りの推進、京都議定書目標達成計画や第三次生物多様性国家戦略等の施策動向を受け生物多様性等に関する新たな調査・予測手法の検討をするとともに、新たな事業分野における環境アセスメントの検討を進める。手続を終了した案件のフォローアップの充実を進める。S E Aガイドラインの適用事例の積重ねなどを進めるほか、より上位の計画等の決定に当たってのS E Aに関する検討を進める。また、フォローアップの充実、S E Aガイドラインに基づく効果的なS E Aの実施のため、体制を強化する。 <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 18 年 3 月の中環審答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」を受けて、その実施状況のフォローアップを毎年実施することとしている。 ○ 地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。 ○ 環境研究・技術開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。 ○ 競争的研究資金について、その充実及び連携の強化を図る。 ○ 地域の環境研究・技術開発の活性化を図る。 <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。 ○ 環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。 ○ 環境情報戦略に基づき、関係府省と連携しつつ、戦略に定められている当面優先して取り組む施策を実施する。 		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>—</p>	<p>年月日</p> <p>—</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <p>—</p>

別 紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標【環境基本計画の効果的实施】

指標名	基準値	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
	(年度)				
① (参考) 第三次環境基本計画の総合的環境指標 (一部)					
a 地球温暖化分野 : 温室効果ガスの年間総排出量 (百万 t-CO ₂)	-	1,358	1,341	-	1,231 (H22 年度)
b 物質循環分野 b1: 資源生産性 (万円/トン)	-	32.9	34.8	-	約 39 (H22 年度)
b2: 循環利用率 (%)	-	12.1	12.5	-	約 14 (H22 年度)
b3: 最終処分量 (百万トン)	-	32	29	-	約 28 (H22 年度)
c 大気循環分野 c1: 大気汚染に係る環境基準達成率 (%)	-	91.3	90.7	94.4	
c2: 都市域における年間の 30℃超高温 時間数・熱帯夜日数	-	31	20	31	
d 水環境分野 d1: 公共用水域の環境基準達成率 (%)	-	83.4	86.3	85.8	
d2: 地下水の環境基準達成率 (%)	-	93.7	93.2	93.0	
e 化学物質分野: P R T R 対象物質のうち環境基準・指 針値が設定されている物質等の環境へ の排出量 (t/年)	-	31,601	27,906	27,326	
f 生物多様性分野: 脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分 類群における評価対象種数に対する 絶滅のおそれのある種数の割合 (%)	-	18.1	19.7	22.9	
② (参考) 環境白書ホームページへのアクセス件数 [件]	-	364,376	353,392	344,669	-

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○ 第三次環境基本計画

<備考>

○ 目標の進捗状況を直接的に示す定量的指標を設定することが困難なことから、参考となる指標(参考指標)を設定

達成目標【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

指標名	基準値	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値 (年度)
	(年度)				
(参考) 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件 数(当初から法によるもの) [件]	-	169 (119)	177 (127)	179 (129)	-
(参考) 地方公共団体における上位計画等に係る環 境影響評価に関する制度数 [制度]	-	4	5	5	-

<備考>

○ 目標の進捗状況を直接的に示す定量的指標を設定することが困難なことから、参考となる指標(参考指標)を設定

達成目標【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

指標名	基準値 (年度)	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標値 (年度)
① ナノテクノロジーを活用した環境技術開発 [開発 数/着手]	- (H15 年)	0/6	3/8	5/8	技術の実用化数 3 (H19 年度末) 5 (H20 年度末) 6 (H21 年度末)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○ 環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)

達成目標【環境情報の整備と提供・広報の充実】

指標名	基準値 (年度)	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標値 (年度)
① 環境情報に関する国民の満足度 [%]	-	-	24.9	17.7	90
② (参考) 環境省ホームページアクセス件数 [百万 アクセス]	-	162	197	234	190 (H19)
③ (参考) 環境省ホームページファイル数 [万ファ イル]	-	22	34	32	25 (H19)

④（参考）環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数〔百万アクセス〕	-	-	3.2	4.4	3.5 (H19)
--------------------------------------	---	---	-----	-----	--------------

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- 第三次環境基本計画

表 17-4-⑤ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

政策の名称	個体識別措置推進事業〔施策5〕
達成すべき目標	逸走動物の早期発見、遺棄された動物の飼い主責任の明確化に資するため、家庭動物等の飼養において、マイクロチップをはじめとする個体識別措置の普及率向上を図る。
政策評価の結果の概要	<p>飼養動物に対するマイクロチップ措置登録頭数については、目標頭数には到達していないものの、改正動物愛護管理法の施行、普及啓発事業による浸透、ペットショップにおける販売時でのマイクロチップ装着の増加などから、平成19年度末の131千頭から平成20年度末の217千頭へと着実に増加している。マイクロチップの挿入については、国民的な合意が得られつつあるが、さらに国民的な合意を得ていくために、関係機関の協力等も得つつ、今後ともさらに普及等を推進していく必要がある。</p> <p>地方自治体におけるマイクロチップ等の個体識別措置を利用した逸走動物等の飼い主発見体制の整備については、目標自治体数には到達していないものの、平成18年度末の国内における飼養動物ID登録先の統合、個体識別情報源情報システムの運用開始を踏まえて、平成19年度末の36自治体から、平成20年度末の60自治体へと着実に自治体の整備体制が整ってきている。さらなる体制整備を行っていく必要がある。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>一般飼養者への普及啓発等をさらに進め、国民的合意の形成を進めていく。本事業は平成20年度で完了するものの、マイクロチップ普及の先進地域におけるモデル事業の実施等により具体的な効果、課題をとりまとめ、一般飼養者、動物取扱業者、獣医師等へのより一層の普及啓発を継続して実施する。</p> <p>マイクロチップ普及推進事業として予算要求（平成22年度予算：20百万円）</p>